

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成24年9月28日

【中間会計期間】 自 平成24年1月1日 至 平成24年6月30日

【会社名】 バークレイズ・バンク・ピーエルシー
(Barclays Bank PLC)

【代表者の役職氏名】 グループ財務担当取締役
(Group Finance Director)
クリストファー・ルーカス
(Christopher Lucas)

【本店の所在の場所】 英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1
(1 Churchill Place, London E14 5HP, United Kingdom)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 平川 修

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 6888 1000

【事務連絡者氏名】 弁護士 福田 淳
同 長谷川 敬洋

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目6番1号 泉ガーデンタワー
アンダーソン・毛利・友常法律事務所

【電話番号】 03 6888 1000

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

注(1) 本書において、文脈上別途解釈される場合を除き、下記の用語は以下の意味を有するものとする。

「パークレイズ・グループ」
パークレイズ・ピーエルシー及びその子会社

「パークレイズ」、「当社」又は「当行」
パークレイズ・バンク・ピーエルシー

「当グループ」及び「パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ」
パークレイズ・バンク・ピーエルシー及びその子会社

「英国」又は「連合王国」
グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国

(2) その他の用語

「アブサ」
従来報告されていた、パークレイズ・ピーエルシーの南アフリカ部門（それぞれ「パークレイズ・キャピタル」、「パークレイカード」及び「パークレイズ・ウェルス」において会計報告が行われる「アブサ・キャピタル」、「アブサ・カード」及び「アブサ・ウェルス」を除く。）。

「収益」
別段の記載がある場合を除き、保険金控除後の収益合計。

「収益に対する報酬の比率」
調整後収益合計に対する報酬費用合計の割合。

「収益に対する費用の比率」
保険金控除後の収益合計に対する営業費用の割合。

「営業収益純額に対する費用の比率」
保険金控除後の収益合計から信用関連減損費用及びその他の引当金繰入額を控除した額に対する営業費用の割合。

「貸倒比率」
ベースポイントで表記され、貸付金に係る減損費用合計（年換算）を、貸借対照表日現在の顧客及び銀行に対する貸付金総額（償却原価）で除したものを表す。

「純利息マージン」
リテール・アンド・ビジネス・バンキング、パークレイズ・コーポレート及びパークレイズ・ウェルスの利息収入純額（年換算額）を、当該事業部門の平均資産及び平均負債の合計で除したもの。

「平均株主資本利益率」
会計期間の税金及び非支配持分控除後利益を、当該会計期間の平均割当株主資本で除して算定される。平均割当株主資本は、平均リスク調整後資産（資本控除調整後、のれん及び無形資産を含む。）の10%として計算される。

「平均リスク調整後資産利益率」
会計期間の税引後利益を、当該会計期間の平均リスク調整後資産で除したもの。

「平均有形株主資本利益率」

会計期間の税金及び非支配持分控除後利益を、当該会計期間の平均割当有形株主資本で除して算定される。平均割当有形株主資本は、平均リスク調整後資産（資本控除調整後、のれん及び無形資産を除く。）の10%として計算される。

本書に記載の「ポンド」又は「£」は、別段の記載がある場合を除き、英国のスターリング・ポンドを指すものとし、「ペンス」又は「p」は英国のペンスを指すものとする。本書において日本人読者のために便宜上記載されている日本円への換算は、1ポンド = 124.00円、1ユーロ = 98.29円、1アメリカ合衆国ドル = 78.23円の為替レート（2012年9月3日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行による電信直物相場の対顧客売買仲値）によりなされている。但し、このことは、ポンド建ての金額がかかる為替レートにおいて日本円に換算されていたこと、又は換算することができたはずであったこと、又は換算できることについて、表明するものではない。

本書に記載の「ドル」、「米ドル」又は「\$」は、別段の記載がある場合を除き、アメリカ合衆国ドルを指すものとする。

本書に記載の「ランド」は、別段の記載がある場合を除き、南アフリカ共和国の通貨である南アランドを指すものとする。

本書に記載の「ユーロ」又は「€」は、別段の記載がある場合を除き、欧州連合の通貨であるユーロを指すものとする。

- (3) 本書中の表において計数が四捨五入されている場合には、その合計は計数の総和とは必ずしも一致していないことがある。

(4) 将来の見通し

本書には、当グループの計画の一部並びに将来の財務状況及び業績に関する現段階での目標・見込みに関して、1934年米国証券取引法（その後の改正を含む。）の第21E条及び1933年米国証券法（その後の改正を含む。）の第27A条が定める「将来の見通し」が記載されている。読者の皆様には、将来の見通しは将来の業績を保証するものではなく、実際の業績は将来の見通しに記載された業績とは大きく異なるおそれがある点に注意されたい。これらの将来の見通しは、過去又は現在の事実のみに関連するものではないという特徴により識別され、「～するおそれがある」「～するだろう」「しようとしている」「継続する」「狙いとしている」「予想している」「目指している」「見込んでいる」「見積もっている」「企図している」「予定している」「目標としている」「確信している」その他同様の意味を持つ表現を使用することがある。将来の見通しの例としては、当グループの将来の財務状態、収益増、資産、減損費用、事業戦略、自己資本比率、レバレッジ、配当金の支払い、バンキング・金融市場において予想される成長の水準、予想される費用、設備投資の見積り、将来の業務に関する計画及び目標に関する記述、並びに歴史的事実に基づかないその他の記述等がある。将来の見通しは、将来の事象及び状況に関連するものであるため、その性質上、リスクと不確実性を伴う。かかる将来の事象及び状況には、英国国内、ユーロ圏及び海外の経済及び事業状態、クレジット市場における継続的なボラティリティの影響、金利及び為替レートの変動等の市場関連リスク、クレジット市場エクスポージャーの評価の変更の影響、発行済債券の評価の変更、行政及び規制当局の政策及び行動（資本構成及び当グループの体制に関する要求、並びに1以上の国がユーロを離脱する可能性を含む。）、法制の変更、過去、現在及び将来の会計期間に対して適用されるIFRSに基づく基準及び解釈の更なる進展、IFRSに基づく基準の解釈及び適用に関して発展しつつある実務、現在及び将来の訴訟の結果、将来の買収及びその他の戦略的な取引の成功、並びに競争の影響等（これらの要因のうち多数は、当グループの制御が及ばないものである。）が含まれるが、これらに限らない。したがって、当グループの実際の将来の業績は、将来の見通しに記載された計画、目標及び見込みとは大きく異なるおそれがある。

本書において公表される将来の見通しの一切は、公表日現在での見通しを述べたものに過ぎない。パークレイズは、英国金融サービス機構（FSA）、ロンドン証券取引所（LSE）又は適用法により要求されない限り、それらに関するパークレイズの見込みに変更があった場合又はかかる見通しが根拠としている事象、状況若しくは状態に変化があった場合に、これらを反映して本書に記載されている将来の見通しにつき更新版又は改訂版を公的に発表する義務を負わず、かかる誓約を行わない。

第 1 【本国における法制等の概要】

1．会社制度等の概要

(1) 提出会社の属する国・州等における会社制度

2011年度について当社が2012年6月に提出した有価証券報告書の第一部 第1の記載内容に対する変更はない。

(2) 提出会社の定款等に規定する制度

2011年度について当社が2012年6月に提出した有価証券報告書の第一部 第1の記載内容に対する変更はない。

2．外国為替管理制度

2011年度について当社が2012年6月に提出した有価証券報告書の第一部 第1の記載内容に対する変更はない。

3．課税上の取扱い

2011年度について当社が2012年6月に提出した有価証券報告書の第一部 第1の記載内容に対する変更はない。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当グループ(パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループ)

(単位:百万ポンド)

	2012年6月30日 に終了した半期	2011年6月30日 に終了した半期	2010年6月30日 に終了した半期	2011年12月31日 に終了した年度	2010年12月31日 に終了した年度
保険金控除後の収益合計	12,600	15,336	16,578	32,382	31,450
税引前利益	604	2,653	3,947	5,974	6,079
税引後利益	325	1,992	2,921	4,046	4,563
当期包括利益合計	(41)	1,452	2,459	4,840	4,500
営業活動からの キャッシュ純額	30,137	31,364	24,041	28,868	17,722
投資活動からの キャッシュ純額	(2,233)	(15,465)	3,223	(1,912)	(5,627)
財務活動からの キャッシュ純額	(2,979)	(2,300)	(506)	(5,750)	1,123
現金及び現金同等物に 係る為替相場の影響	(2,424)	(1,583)	2,747	(2,933)	3,842
現金及び現金同等物 - 期末現在	172,174	143,416	143,845	149,673	131,400
従業員数(注1)	139,000	146,100	146,800	141,100	147,500

(単位:百万ポンド)

	2012年6月 30日現在	2011年12月 31日現在	2011年6月 30日現在	2010年12月 31日現在	2010年6月 30日現在
非支配持分を除く 株主資本	60,684	62,078	59,167	59,174	58,704
資産合計	1,631,298	1,563,402	1,493,464	1,490,038	1,587,806

(注1) 従業員数には正社員及び有期契約社員数が含まれている。

2 【事業の内容】

「第6 - 1 中間財務書類」中のパークレイズ・ピーエルシーの中間財務書類に対する注記23(セグメント別報告)に記載されているものを除き、2012年6月30日に終了した6カ月間において当社の事業の内容に関する重要な変更はなかった。

3 【関係会社の状況】

当行の発行済普通株式資本はすべて、パークレイズ・ピーエルシーが実質所有者としてこれを所有する。また当行に対する議決権は、パークレイズ・ピーエルシーがそのすべてを保有する。パークレイズ・ピーエルシーはパークレイズ・グループの完全持株会社であり、イングランド法に準拠して設立され、2012年6月30日現在、2,342,558,515株（2011年6月30日現在：2,342,558,515株）の当行の発行済普通株式を所有している。パークレイズ・ピーエルシーの登記上の本店は、英国 ロンドン市 E14 5HP チャーチル・プレイス 1 に所在する。

2012年6月18日、パークレイズ・キャピタル証券株式会社は、商号を「パークレイズ証券株式会社」に変更した。

この他に2012年6月30日に終了した6カ月間においてパークレイズ・バンク・ピーエルシーの子会社に関する重要な変更はなかった。

4 【従業員の状況】

2012年6月30日現在、当グループが雇用する正社員及び有期契約社員数は全世界で139,000名であった（2011年12月31日現在：141,100名）。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

2012年度のセグメント別報告における変更点については、「第6 - 1 中間財務書類」中のパークレイズ・ピーエルシーの中間財務書類に対する注記23（セグメント別報告）を参照。

事業別による業績

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング

損益計算書情報	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2011年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
利息収入純額	1,612	1,625	(1)
手数料収入純額	568	591	(4)
投資収益純額	-	-	
保険契約に基づく 保険料収入純額	39	49	(20)
その他の収益/(費用)	3	(2)	
収益合計	2,222	2,263	(2)
保険契約に基づく 保険金及び給付金純額	(17)	(9)	
保険金控除後の収益合計	2,205	2,254	(2)
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(122)	(275)	(56)
営業収益純額	2,083	1,979	5
営業費用 (PPI補償引当金を除く)	(1,337)	(1,275)	5
PPI補償引当金	(300)	(400)	(25)
営業費用	(1,637)	(1,675)	(2)
その他の収益純額	-	-	
税引前利益	446	304	47
調整後税引前利益 ¹	746	704	6

貸借対照表情報	2012年6月30日 現在	2011年6月30日 現在
顧客に対する貸付金（償却原価）	1,234億ポンド	1,179億ポンド
顧客預金	1,139億ポンド	1,083億ポンド
資産合計	1,308億ポンド	1,237億ポンド
リスク調整後資産	360億ポンド	342億ポンド

パフォーマンス指標	調整後ベース ¹		法定ベース	
	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在
平均株主資本利益率	16.6%	15.0%	9.9%	6.4%
平均リスク調整後資産利益率	3.3%	3.0%	1.9%	1.3%
収益に対する費用の比率	61%	57%	74%	74%
貸倒比率（ベシスポイント）	19	46	19	46

重大な指標	2012年6月30日 現在	2011年6月30日 現在
90日以上延滞率 - 英国個人ローン	1.4%	2.1%
90日以上延滞率 - 住宅ローン	0.3%	0.3%
英国当座預金口座数	12.0百万	11.7百万
英国貯蓄預金口座数	15.6百万	15.0百万
英国モーゲージ口座数	932,000	925,000
パークレイズ・ビジネス顧客数	790,000	779,000
モーゲージ・ポートフォリオの 平均LTV	44%	43%
新規モーゲージ貸付の平均LTV	55%	53%
支店数	1,614	1,634
ATM台数	3,984	3,361
従業員数（常勤換算）	34,100	34,200

¹ 調整後税引前利益及び調整後のパフォーマンス指標は、PPI補償引当金300百万ポンド（2011年度上半期：400百万ポンド）の影響を除外した数値である。

UKリテール・アンド・ビジネス・バンキング

損益計算書 - 2012年度上半期と2011年度上半期との比較

- ・ 調整後税引前利益は、前年度同期比で6%改善して746百万ポンドとなった。税引前利益は、PPI補償引当金300百万ポンド（2011年度上半期：400百万ポンド）を計上後で、前年度同期比47%増の446百万ポンドであった。
 - 貸借対照表の金額の増加に反映されているように、新規モーゲージ貸付及び預金の流入は堅調であった。
 - 個人向け無担保貸付では、引き続き減損が減少した。
- ・ 収益は、手数料純額が減少したことから2%減の2,205百万ポンドとなった。
- ・ 利息収入純額は1%減の1,612百万ポンドとなり、純利息マージンは、構造的ヘッジからの寄与が減少した影響も含め、7ベースポイント低下の139ベースポイントとなった。
 - 対顧客資産マージンは、資金調達レートが上昇したことから17ベースポイント低下して108ベースポイントとなった。
 - 対顧客資産平均は、モーゲージ残高平均が6%増加したことを受けて5%増の1,223億ポンドとなった。
 - 対顧客負債マージンは、資金調達レートの上昇に伴い対顧客負債から生じた価値が増加したことを反映して14ベースポイント上昇し、97ベースポイントとなった。
 - 対顧客負債平均は、貯蓄預金の増加により3%増の1,105億ポンドとなった。
- ・ 手数料収入純額は、2011年度第1四半期にファイナンシャル・プランニング事業のうち支店ベースの業務を終了したこと及び当座貸越手数料の減少によって、4%減の568百万ポンドとなった。
- ・ 信用関連減損費用は56%減の122百万ポンドとなり、年換算の貸倒比率は19ベースポイントであった（2011年度上半期：46ベースポイント）。
 - 個人向け無担保貸付の減損は62%改善して61百万ポンドとなり、英国個人ローンに関する90日以上延滞率は70ベースポイント改善して1.4%となった。
- ・ 営業費用は2%減少して1,637百万ポンドとなった。PPI補償引当金300百万ポンド（2011年度上半期：400百万ポンド）を除くと、営業費用は、PPI関連の営業費用の増加を含めて5%増加した。
- ・ 調整後平均株主資本利益率は16.6%に改善した（2011年度上半期：15.0%）。平均株主資本利益率は9.9%に改善した（2011年度上半期：6.4%）。

貸借対照表 - 2012年6月30日現在と2011年12月31日現在との比較

- ・ 顧客に対する貸付金総額は、モーゲージ残高の増加により2%増加し、1,234億ポンドとなった。
 - 2012年6月30日現在のモーゲージ残高は1,100億ポンドであった（2011年12月31日現在：1,078億ポンド）。新規モーゲージ貸付総額が78億ポンド（2011年6月30日現在：76億ポンド）、モーゲージの返済額が56億ポンド（2011年6月30日現在：49億ポンド）となった結果、新規モーゲージ貸付純額は22億ポンドであった（2011年6月30日現在：27億ポンド）。

- 時価評価によるモーゲージ・ポートフォリオ（buy-to-letモーゲージを含む。）の平均LTVは44%であった（2011年12月31日現在：44%）。新規モーゲージ貸付の平均LTVは55%であった（2011年12月31日現在：54%）。
- ・ 顧客預金総額は、個人貯蓄口座（ISA）及び債券による貯蓄の増加を主因として2%増加し、1,139億ポンドとなった。
- ・ リスク調整後資産は、計算方法の変更及びモーゲージ残高の増加を受けて、6%増の360億ポンドとなった。

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

損益計算書情報	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2011年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
利息収入純額	309	358	(14)
手数料収入純額	152	219	(31)
トレーディング収益純額	4	5	
投資収益純額	27	33	(18)
保険契約に基づく 保険料収入純額	220	254	(13)
その他の収益	11	7	
収益合計	723	876	(17)
保険契約に基づく 保険金及び給付金純額	(237)	(272)	(13)
保険金控除後の収益合計	486	604	(20)
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(157)	(116)	35
営業収益純額	329	488	(33)
営業費用 (のれんの減損を除く)	(428)	(657)	(35)
のれんの減損	-	-	
営業費用	(428)	(657)	(35)
その他の収益純額	7	8	(13)
税引前損失	(92)	(161)	(43)
調整後税引前損失	(92)	(161)	(43)

貸借対照表情報	2012年6月30日 現在		2011年6月30日 現在	
	顧客に対する貸付金（償却原価）	412億ポンド		460億ポンド
顧客預金	184億ポンド		191億ポンド	
資産合計	481億ポンド		567億ポンド	
リスク調整後資産	166億ポンド		179億ポンド	

パフォーマンス指標	調整後ベース		法定ベース	
	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在
	平均株主資本利益率	(6.2%)	(9.3%)	(6.2%)
平均リスク調整後資産利益率	(0.8%)	(1.4%)	(0.8%)	(1.4%)
収益に対する費用の比率	88%	109%	88%	109%
貸倒比率（ベースポイント）	75	50	75	50

重大な指標	2012年6月30日 現在		2011年6月30日 現在	
	30日以上延滞率 - カード	6.2%		6.7%
90日以上延滞率 - 住宅ローン	0.8%		0.6%	
顧客数	2.6百万		2.7百万	
支店数	951		1,120	
販売センター数	228		247	
販売拠点数	1,179		1,367	
従業員数（常勤換算）	8,000		9,300	

ヨーロッパ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

損益計算書 - 2012年度上半期と2011年度上半期との比較

- ・ 税引前損失は、事業再編のための継続的な戦略施策が奏功し、92百万ポンドに改善した（2011年度上半期：161百万ポンド）。
 - 2011年度上半期には事業再編費用が計上されていたこと及びその後の費用削減により、費用は前年度同期比で減少した。
 - （特にスペインにおける）リテール資産の積極的な運用を受けて、資金調達ミスマッチが減少した。
- ・ 収益はヨーロッパ全体の厳しい経済環境を背景に20%減の486百万ポンドとなった。
- ・ 利息収入純額は、資産及び負債の残高の減少（その一部は負債マージンの上昇により相殺された。）により、14%減の309百万ポンドとなった。
 - 資金調達レートが上昇した結果、対顧客資産マージンは14ベースポイント低下して80ベースポイントとなり、純利息マージンは108ベースポイントへと低下した（2011年度上半期：118ベースポイント）。
 - 対顧客資産平均は、資金調達ミスマッチを削減するために積極的な運用を実施したことによって、3%減の420億ポンドとなった。
 - 対顧客負債マージンは、金利更改に関する施策を主因として6ベースポイント上昇し、47ベースポイントとなった。
 - 対顧客負債平均は、競争圧力の影響で14%減の155億ポンドであった。
- ・ 手数料収入純額は31%減の152百万ポンドとなった。これはイタリアにおいてモーゲージの販売による収益が減少したことと、投資商品の売上が減少したことを反映している。
- ・ 保険契約に基づく保険料収入純額は13%減の220百万ポンドとなり、保険金及び給付金純額もそれに応じて13%減の237百万ポンドとなった。
- ・ 信用関連減損費用は、経済情勢の継続的な悪化に伴いスペイン及びポルトガルにおけるクレジット・パフォーマンスが悪化したため、35%増の157百万ポンドとなった。
 - 貸倒比率は75ベースポイントに上昇した（2011年度上半期：50ベースポイント）。
 - 住宅ローンの90日以上延滞率は、80ベースポイントに悪化した（2011年6月30日現在：60ベースポイント）。
- ・ 営業費用は、2011年度上半期には129百万ポンドの事業再編費用が計上されていたこと、及びその後の費用削減によって、前年度同期比35%減の428百万ポンドとなった。
- ・ 平均株主資本利益率は、税引前損失が改善したことを受けてマイナス6.2%へと改善した（2011年度上半期：マイナス9.3%）。

貸借対照表 - 2012年6月30日現在と2011年12月31日現在との比較

- ・ 顧客に対する貸付金は、為替の変動及び純額ベースでの資金調達ミスマッチを削減する戦略を反映して、6%減の412億ポンドとなった。この変動により資産合計は6%減の481億ポンドとなった。

- ・ 顧客預金は、流動性を改善し、資金調達ミスマッチを削減するための積極的な運用を受けて、12%増の184億ポンドとなった。
- ・ リスク調整後資産は、顧客に対する貸付金の減少を反映して5%減の166億ポンドであった。

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

損益計算書情報	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2011年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
利息収入純額	897	957	(6)
手数料収入純額	561	612	(8)
トレーディング収益純額	43	43	-
投資収益純額	8	30	
保険契約に基づく 保険料収入純額	214	216	(1)
その他の収益	10	25	
収益合計	1,733	1,883	(8)
保険契約に基づく 保険金及び給付金純額	(108)	(113)	(4)
保険金控除後の収益合計	1,625	1,770	(8)
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(321)	(270)	19
営業収益純額	1,304	1,500	(13)
営業費用	(1,033)	(1,161)	(11)
その他の収益純額	3	3	
税引前利益	274	342	(20)
調整後税引前利益	274	342	(20)

貸借対照表情報	2012年6月30日 現在	2011年6月30日 現在
顧客に対する貸付金（償却原価）	341億ポンド	399億ポンド
顧客預金	223億ポンド	242億ポンド
資産合計	474億ポンド	551億ポンド
リスク調整後資産	279億ポンド	327億ポンド

パフォーマンス指標	調整後ベース		法定ベース	
	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在
平均株主資本利益率	7.6%	7.9%	7.6%	7.9%
平均リスク調整後資産利益率	1.3%	1.4%	1.3%	1.4%
収益に対する費用の比率	64%	66%	64%	66%
貸倒比率（ベースポイント）	182	130	182	130

重大な指標	2012年6月30日 現在	2011年6月30日 現在
90日以上延滞率 - 南アフリカ住宅ローン	2.8%	3.5%
顧客数	14.8百万	14.5百万
ATM台数	10,365	9,816
支店数	1,342	1,317
販売センター数	106	189
販売拠点数	1,448	1,506
従業員数（常勤換算）	42,700	45,500

アフリカ・リテール・アンド・ビジネス・バンキング

損益計算書 - 2012年度上半期と2011年度上半期との比較

- ・ 税引前利益は20%減の274百万ポンドとなった。
 - 南アフリカの住宅ローン・ポートフォリオでは、信用関連減損費用が増加した。
 - アフリカの主要通貨の価値が対ポンドで下落したことによる不利な為替の変動があった。
- ・ 収益は8%減の1,625百万ポンドとなった。これは為替の変動によるものであり、その一部は小幅のプライシングの引上げ及び取引高の増加により相殺されている。
- ・ 利息収入純額は6%減の897百万ポンドとなり、純利息マージンは16ベースポイント上昇して318ベースポイントとなった。これは主として、より高いマージンを生む事業へと構成が変化したことによる。
 - 対顧客資産マージンは、より高いマージンを生む事業へと構成が変化したこと及び資金調達レートの低下を反映して15ベースポイント上昇し、310ベースポイントとなった。
 - 対顧客資産平均は、為替の変動及びモーゲージ・ブックにおける小幅の減少を受けて14%減の344億ポンドであった。
 - 対顧客負債マージンは、アフリカの多数の国におけるマージンの改善（その一部は南アフリカでの低下によって減殺された。）を受けて8ベースポイント上昇し、266ベースポイントであった。
 - 対顧客負債平均は7%減の223億ポンドとなった。これは為替の変動に起因するが、その一部は、アブサが顧客預金の分野でリーダーの地位を維持する南アフリカの預金において10%の基調的な増加があったことにより相殺されている。
- ・ 手数料収入純額は、為替の変動（その一部は小幅のプライシングの引上げ及び取引高の増加によって相殺された。）を受けて、8%減の561百万ポンドとなった。
- ・ 信用関連減損費用は、貸倒償却の増加により南アフリカの住宅ローン・ポートフォリオの減損費用が増加したことを反映して、19%増の321百万ポンドとなった。
- ・ 営業費用は、為替の変動及び厳しいコスト管理を主因として11%減の1,033百万ポンドとなった。
- ・ 調整後平均株主資本利益率は7.6%に低下した（2011年度上半期：7.9%）。

貸借対照表 - 2012年6月30日現在と2011年12月31日現在との比較

- ・ 為替の変動を主因として、顧客に対する貸付金は1%減の341億ポンド、資産合計は2%減の474億ポンドとなった。
- ・ 顧客預金は、為替の変動の影響が、南アフリカにおける預金の増加により一部相殺された結果、1%減の223億ポンドとなった。
- ・ リスク調整後資産は8%減の279億ポンドであった。これは主としてエクスポージャーのリスク・ウェイトの変更及び為替の変動によるものである。

パークレイカード

損益計算書情報	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2011年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
利息収入純額	1,394	1,370	2
手数料収入純額	604	571	6
トレーディング損失純額	(4)	(3)	
投資収益純額	-	-	
保険契約に基づく 保険料収入純額	22	21	
その他の収益	11	15	
収益合計	2,027	1,974	3
保険契約に基づく 保険金及び給付金純額	(1)	(2)	
保険金控除後の収益合計	2,026	1,972	3
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(460)	(648)	(29)
営業収益純額	1,566	1,324	18
営業費用(PPI補償引当金及び のれんの減損を除く)	(830)	(771)	8
PPI補償引当金	-	(600)	
のれんの減損	-	(47)	
営業費用	(830)	(1,418)	(41)
その他の収益純額	17	18	(6)
税引前利益 / (損失)	753	(76)	
調整後税引前利益 ¹	753	571	32

貸借対照表情報	2012年6月30日 現在	2011年6月30日 現在
顧客に対する貸付金（償却原価）	306億ポンド	283億ポンド
顧客預金	20億ポンド	6億ポンド
資産合計	346億ポンド	325億ポンド
リスク調整後資産	331億ポンド	340億ポンド

パフォーマンス指標	調整後ベース ¹		法定ベース	
	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在
平均株主資本利益率	22.0%	17.7%	22.0%	(3.6%)
平均リスク調整後資産利益率	3.3%	2.7%	3.3%	(0.3%)
貸倒比率（ベースポイント）	285	420	285	420
収益に対する費用の比率	41%	39%	41%	72%

重大な指標	2012年6月30日 現在	2011年6月30日 現在
30日以上延滞率 - 英国カード	2.7%	3.0%
30日以上延滞率 - 米国カード	2.5%	3.2%
30日以上延滞率 - 南アフリカ・カード	5.1%	5.4%
パークレイカード顧客数合計	23.0百万	22.2百万
平均対顧客資産合計	318億ポンド	294億ポンド
取引小売業者数	89,000	90,000
従業員数（常勤換算）	10,600	10,400

¹ 調整後税引前利益及び調整後のパフォーマンス指標は、PPI補償引当金ゼロポンド（2011年度上半期：600百万ポンド）及びのれんの減損ゼロポンド（2011年度上半期：47百万ポンド）の影響を除外した数値である。

パークレイカード

損益計算書 - 2012年度上半期と2011年度上半期との比較

- 調整後税引前利益は32%改善して753百万ポンドとなった。税引前利益は829百万ポンド増の753百万ポンドであった。この増加は、2011年度上半期にはPPI補償引当金600百万ポンド及びファースト・プラスの有担保貸付ポートフォリオで生じたのれんの減損47百万ポンドが計上されていたことによる。
 - インターナショナルの利益は、米国における大幅な利益改善により増加した。
 - 英国の消費者カードによる利益は、残高の増加及び2011年度上半期のポートフォリオの取得によって増加した。
 - ビジネス・ペイメントのポートフォリオでは、取引高の増加によって堅調な利益の増加が見られた。
- 収益は3%改善して2,026百万ポンドとなった。これは、事業部門全体にわたって引き続き収益が増加したこと及び2011年度上半期のポートフォリオの取得からの寄与（その一部は、資金調達レートの上昇により減殺された。）を反映している。
 - 英国における収益は、2011年度上半期のポートフォリオの取得からの寄与が資金調達レートの上昇により減殺され、2%増の1,281百万ポンドであった。
 - インターナショナルの収益は3%改善して745百万ポンドとなった。これは、米国における未払残高の増加が資金調達レートの上昇により一部減殺された結果である。
- 利息収入純額は、取引高の増加が純利息マージンの881ベースポイントへの低下（2011年度上半期：939ベースポイント）（構造的ヘッジによる不利な影響を含む。）により一部減殺され、2%増の1,394百万ポンドであった。
 - 対顧客資産平均は、2011年度上半期のポートフォリオの取得及び事業の成長が、ファースト・プラスのランオフ状態が継続していることにより一部減殺され、8%増の318億ポンドであった。
 - 対顧客資産マージンは資金調達レートの上昇により5ベースポイント低下し、953ベースポイントとなった。
- 手数料収入純額は、業務の取扱高が増加したことから6%改善し、604百万ポンドであった。
- 信用関連減損費用は29%減の460百万ポンドとなった。
 - 貸倒比率は、基調的な延滞実績の改善を反映してカード・ポートフォリオの減損費用が減少したことを主因として、285ベースポイントに低下した（2011年度上半期：420ベースポイント）。
 - 消費者カードの30日以上延滞率は、英国では30ベースポイント低下して2.7%、米国では70ベースポイント低下して2.5%、また南アフリカでは30ベースポイント低下して5.1%となった。
- 営業費用は41%減の830百万ポンドとなった。PPI補償引当金及びファースト・プラスに関するのれんの減損を除外した営業費用は、2011年度上半期のポートフォリオの取得、投資支出及びPPIに関連する営業費用を反映して8%の増加となった。

- ・ 調整後平均株主資本利益率は22.0%に改善した(2011年度上半期:17.7%)。平均株主資本利益率は22.0%に改善した(2011年度上半期:マイナス3.6%)。

貸借対照表 - 2012年6月30日現在と2011年12月31日現在との比較

- ・ 資産合計は、主として米国における顧客に対する貸付金の増加を受けて2%増の346億ポンドとなった。
- ・ 顧客預金は、米国及びドイツで実施された事業の資金調達に関する施策によって14億ポンド増加した。
- ・ リスク調整後資産は、減損費用のトレンド及びリスク・ウェイトの変更による影響が取引高の増加を上回ったため、3%減の331億ポンドとなった。

インベストメント・バンク

損益計算書情報	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2011年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
利息収入純額	426	511	(17)
手数料収入純額	1,527	1,543	(1)
トレーディング収益純額	4,269	3,720	15
投資収益純額	270	491	(45)
その他の収益/(費用)	4	(2)	
収益合計	6,496	6,263	4
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(323)	111	
営業収益純額	6,173	6,374	(3)
営業費用	(3,933)	(4,073)	(3)
その他の収益純額	28	9	
税引前利益	2,268	2,310	(2)
調整後税引前利益	2,268	2,310	(2)

貸借対照表情報及び重大な指標	2012年6月30日	2011年6月30日
	現在	現在
銀行及び顧客に対する貸付金 (償却原価)	1,859億ポンド	1,807億ポンド
顧客預金	1,145億ポンド	920億ポンド
資産合計	12,254億ポンド	10,760億ポンド
調整後総レバレッジ率に寄与する資産	6,504億ポンド	6,536億ポンド
リスク調整後資産	1,906億ポンド	1,900億ポンド
DVaR平均値(信頼水準95%)	42百万ポンド	48百万ポンド
従業員数(常勤換算) ¹	23,300	23,600

パフォーマンス指標	調整後ベース		法定ベース	
	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在
平均株主資本利益率	14.9%	15.6%	14.9%	15.6%
平均リスク調整後資産利益率	1.7%	1.8%	1.7%	1.8%
収益に対する費用の比率	61%	65%	61%	65%
営業収益純額に対する費用の比率	64%	64%	64%	64%
収益に対する報酬の比率	39%	45%	39%	45%
従業員一人当たり平均収益 ¹	276,000 ポンド	259,000 ポンド	276,000 ポンド	259,000 ポンド
貸倒比率(ベシスポイント)	35	(6)	35	(6)

¹ 2011年度上半期の比較数値は、共用サービス専任従業員500名のウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントへの異動を反映するために修正再表示されている。

インベストメント・バンク

損益計算書 - 2012年度上半期と2011年度上半期との比較

- ・ 税引前利益は、信用関連減損費用の増加が4%の収益の増加及び3%の営業費用の改善を上回ったため、2%減の2,268百万ポンドとなった。

収益合計の分析	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2011年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
債券、為替及びコモディティ	4,364	3,916	11
エクイティ及び プライム・サービス	973	1,108	(12)
インベストメント・バンキング	1,010	1,132	(11)
プリンシパル・ インベストメント	149	107	39
収益合計	6,496	6,263	4

- ・ 収益合計は4%増の6,496百万ポンドとなった。
 - 債券、為替及びコモディティ(「FICC」)の収益は、金利及びコモディティ業務の業績が改善したものの、証券化商品からの寄与が減少したことにより一部減殺され、11%増の4,364百万ポンドとなった。
 - エクイティ及びプライム・サービスの収益は、株式市場の出来高の減少を受けてキャッシュ・エクイティ及びエクイティ・デリバティブの業績が低下した結果、12%減の973百万ポンドであった。
 - インベストメント・バンキングの収益は、11%減の1,010百万ポンドであった。株式及び債券の引受は、取引活動の低下による影響を受けたが、これは財務アドバイザー業務の伸びにより一部相殺されている。
 - 第2四半期の収益合計3,032百万ポンドは、2011年度第2四半期と比較して5%の増加であった。FICCの収益は15%の増加、エクイティ及びプライム・サービスの収益は25%の減少、インベストメント・バンキングの収益は4%の減少であった。
- ・ 信用関連減損費用323百万ポンド(2011年度上半期:111百万ポンドの戻入額)は、主としてABS CDOスーパーシニア・ポジションに関連する費用及びシングルネーム・エクスポージャーに関する損失の増加を反映していた。前年度同期には、223百万ポンドの一度限りの戻入額が計上されていた。
- ・ 営業費用は3%減の3,933百万ポンドとなった。これは、業績連動給の総額が19%減少したことに起因するが、その一部は、銀行間取引金利の設定に係る業界全体にわたる調査により発生した290百万ポンドの制裁金のインベストメント・バンキングへの配分に関連する193百万ポンドの費用によって相殺されている。制裁金の残りの97百万ポンドは本社及びその他の事業に計上されている。
- ・ 営業収益純額に対する費用の比率は64%であり(2011年度上半期:64%)、目標とする60%から65%の範囲内におさまった。収益に対する報酬の比率は39%に改善した(2011年度上半期:45%)。

- ・ 平均株主資本利益率は14.9%であり（2011年度上半期：15.6%）、平均リスク調整後資産利益率は1.7%であった（2011年度上半期：1.8%）。

貸借対照表 - 2012年6月30日現在と2011年12月31日現在との比較

- ・ 調整後総レバレッジ率に寄与する資産は、現金及び中央銀行預け金、並びにリバース・レポ取引の増加を反映して8%増の6,500億ポンドとなった。資産合計は、前記の要因及び決済残高の増加（その一部はデリバティブ資産総額の公正価値の減少により減殺された。）を反映して6%増の12,250億ポンドとなった。
- ・ クレジット市場エクスポージャーは、商業用不動産ローン及び不動産の売却を主因として25億ポンド減少し、127億ポンドであった。
- ・ リスク調整後資産は2%増の1,910億ポンドとなった。これは計算方法の変更を主因とする営業リスク及び市場リスクの増加によるものだが、その一部はカウンターパーティ・リスクの低下及び外国為替の変動により減殺されている。

コーポレート・バンキング

損益計算書情報	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2011年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
利息収入純額	957	1,014	(6)
手数料収入純額	489	508	(4)
トレーディング収益純額	70	29	141
投資収益純額	9	8	
その他の収益	2	9	
収益合計	1,527	1,568	(3)
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(425)	(612)	(31)
営業収益純額	1,102	956	15
営業費用(のれんの減損及び 金利ヘッジ商品に関する 補償引当金を除く)	(754)	(901)	(16)
のれんの減損	-	-	
金利ヘッジ商品に関する 補償引当金	(450)	-	
営業費用	(1,204)	(901)	34
その他の費用純額	(2)	(65)	
税引前損失	(104)	(10)	
調整後税引前利益 ¹	346	54	

貸借対照表情報及び重大な指標	2012年6月30日 現在	2011年6月30日 現在
顧客に対する貸付金（償却原価）	640億ポンド	662億ポンド
顧客に対する貸付金（公正価値）	173億ポンド	144億ポンド
顧客預金	885億ポンド	845億ポンド
資産合計	878億ポンド	871億ポンド
リスク調整後資産	693億ポンド	720億ポンド
従業員数（常勤換算）	10,600	13,200

パフォーマンス指標	調整後ベース ¹		法定ベース	
	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在
平均株主資本利益率	6.0%	0.6%	(3.3%)	(1.2%)
平均リスク調整後資産利益率	0.7%	0.1%	(0.3%)	(0.1%)
貸倒比率（ベースポイント）	123	173	123	173
収益に対する費用の比率	49%	57%	79%	57%

¹ 調整後税引前利益及び調整後のパフォーマンス指標は、金利ヘッジ商品に関する補償引当金450百万ポンド（2011年度上半期：ゼロポンド）及び売却損ゼロポンド（2011年度上半期：64百万ポンド）の影響を除外した数値である。

コーポレート・バンキング（続き）

2012年6月30日に終了した半期

損益計算書情報	英国 (百万ポンド)	ヨーロッパ (百万ポンド)	その他の地域 (百万ポンド)	全体 (百万ポンド)
収益	1,150	173	204	1,527
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(146)	(277)	(2)	(425)
営業費用（金利ヘッジ商品に 関する補償引当金を除く）	(515)	(76)	(163)	(754)
金利ヘッジ商品に関する 補償引当金	(450)	-	-	(450)
その他の費用純額	(2)	-	-	(2)
税引前利益 / (損失)	37	(180)	39	(104)
調整後税引前利益 / (損失)	487	(180)	39	346

貸借対照表情報
(2012年6月30日現在)

顧客に対する貸付金 (償却原価)	511億ポンド	75億ポンド	54億ポンド	640億ポンド
顧客に対する貸付金 (公正価値)	172億ポンド	-	1億ポンド	173億ポンド
顧客預金	726億ポンド	56億ポンド	103億ポンド	885億ポンド
リスク調整後資産	499億ポンド	115億ポンド	79億ポンド	693億ポンド

2011年6月30日に終了した半期

損益計算書情報	英国 (百万ポンド)	ヨーロッパ (百万ポンド)	その他の地域 (百万ポンド)	全体 (百万ポンド)
収益	1,135	200	233	1,568
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(163)	(428)	(21)	(612)
営業費用	(558)	(131)	(212)	(901)
その他の費用純額	(1)	-	(64)	(65)
税引前利益 / (損失)	413	(359)	(64)	(10)
調整後税引前利益 / (損失)	413	(359)	-	54

貸借対照表情報
(2011年6月30日現在)

顧客に対する貸付金 (償却原価)	489億ポンド	125億ポンド	48億ポンド	662億ポンド
顧客に対する貸付金 (公正価値)	144億ポンド	-	-	144億ポンド
顧客預金	675億ポンド	72億ポンド	98億ポンド	845億ポンド
リスク調整後資産	471億ポンド	172億ポンド	77億ポンド	720億ポンド

コーポレート・バンキング

損益計算書 - 2012年度上半期と2011年度上半期との比較

- ・ 調整後税引前利益は、ヨーロッパにおける信用関連減損費用の改善及び営業費用の改善を主因として292百万ポンド改善し、346百万ポンドとなった。税引前損失は、公正価値で測定するローンの正味評価額に関する68百万ポンドの利益（2011年度上半期：21百万ポンドの利益）及び金利ヘッジ商品に関する補償引当金450百万ポンドを含め、104百万ポンドとなった（2011年度上半期：10百万ポンド）。
 - 英国の調整後税引前利益は、営業費用及び信用関連減損費用の改善を受けて18%改善し、487百万ポンドとなった。英国の税引前利益は、金利ヘッジ商品に関する補償引当金450百万ポンドを計上後で、376百万ポンド減少して37百万ポンドとなった。
 - ヨーロッパの税引前損失は、スペインにおける信用関連減損費用の改善及び営業費用の改善（その一部は、撤退した事業からの収益が当期は発生しなかったことにより減殺された。）を要因として179百万ポンド改善し、180百万ポンドとなった。
 - その他の地域の税引前利益は、前年度同期に計上されていたパークレイズ・バンク・ロシア（「BBR」）の売却損の影響も含め、103百万ポンド改善して39百万ポンドとなった。この売却損を除くと、その他の地域の税引前利益は39百万ポンドの改善となった。
- ・ 利息収入純額は、資金調達レートの上昇、及び撤退した事業からの収益が当期は発生しなかったことを反映して6%減の957百万ポンドとなった。
- ・ 信用関連減損費用は31%減少して425百万ポンドとなった。全体の貸倒比率は123ベースポイントに改善した（2011年度上半期：173ベースポイント）。
 - スペインにおける減損費用は、不動産及び建設業界に対するエクスポージャーを低減させるための継続的な取り組みを主因として115百万ポンド減少し、184百万ポンドとなった。
- ・ 金利ヘッジ商品に関する補償引当金450百万ポンドを除いた営業費用は、前年度同期にはBBRからの撤退を含めた事業再編があったことを主因として16%改善し、754百万ポンドとなった。収益に対する費用の比率（調整後ベース）は49%に改善した（2011年度上半期：57%）。
- ・ 調整後平均株主資本利益率は6.0%に改善した（2011年度上半期：0.6%）。平均株主資本利益率はマイナス3.3%であった（2011年度上半期：マイナス1.2%）。

貸借対照表 - 2012年6月30日現在と2011年12月31日現在との比較

- ・ 資産合計は、ヨーロッパにおける残高が減少したことを受けて、34億ポンド減の878億ポンドとなった。
- ・ 顧客預金は、英国における残高の増加により4%増の885億ポンドとなった。
- ・ リスク調整後資産は、ヨーロッパにおけるエクスポージャー（純額）の減少を反映して5%減少し、693億ポンドとなった。

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

損益計算書情報	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2011年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	前年度同期比 増減率(%)
利息収入純額	419	369	14
手数料収入純額	467	470	(1)
トレーディング収益純額	5	9	
投資収益純額	-	-	
その他の収益	1	-	
収益合計	892	848	5
信用関連減損費用及び その他の引当金繰入額	(19)	(19)	-
営業収益純額	873	829	5
営業費用	(751)	(740)	1
その他の費用純額	(1)	(1)	
税引前利益	121	88	38
調整後税引前利益	121	88	38

貸借対照表情報及び重大な指標	2012年6月30日 現在		2011年6月30日 現在	
	顧客に対する貸付金（償却原価）	198億ポンド		176億ポンド
顧客預金	500億ポンド		444億ポンド	
資産合計	222億ポンド		198億ポンド	
リスク調整後資産	140億ポンド		127億ポンド	
顧客資産	1,761億ポンド		1,695億ポンド	
従業員数（常勤換算） ¹	8,000		8,400	

パフォーマンス指標	調整後ベース		法定ベース	
	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在	2012年 6月30日現在	2011年 6月30日現在
平均株主資本利益率	10.0%	9.6%	10.0%	9.6%
平均リスク調整後資産利益率	1.5%	1.3%	1.5%	1.3%
収益に対する費用の比率	84%	87%	84%	87%
貸倒比率（ベースポイント）	19	21	19	21

¹ 2011年度上半期の比較数値は、共用サービス専任従業員500名のウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントへの異動を反映するために修正再表示されている。

ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント

損益計算書 - 2012年度上半期と2011年度上半期との比較

- ・ 税引前利益は38%増の121百万ポンドとなった。
 - ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントは引き続き、戦略的な投資プログラムを実施しており、その焦点は生産的なキャパシティを構築すること及び顧客エクスペリエンスに大幅な改革をもたらすことである。
 - 過去2年半にわたり、これらの目標の達成度は良好であり、フロント・オフィスで採用を大幅に増やしたこと及び技術プラットフォームが著しく改善されたことから、業務の効率化がもたらされたばかりでなく、顧客に対するサービスも改善された。
- ・ 収益は、富裕層事業における増加を主因として5%改善し、892百万ポンドとなった。
 - 利息収入純額は14%増の419百万ポンドとなった。純利息マージンは122ベースポイントから125ベースポイントへと上昇し、平均貸付金は23億ポンド増の192億ポンド、平均顧客預金は43億ポンド増の482億ポンドとなった。預金の増加は、富裕層事業でバンキング関連の顧客向け提案を強化したことと、ボラティリティの高い市況の中で顧客の投資嗜好が現金の保有へとシフトしたことを主因としていた。
 - 手数料収入純額は、厳しい市況下で顧客アクティビティが低下したことから、1%減の467百万ポンドとなった。
- ・ 営業費用は、戦略的投資プログラムの継続的な費用がコスト管理に関する追加的な施策により一部減殺された結果、1%増の751百万ポンドにとどまった。
- ・ 平均株主資本利益率は10.0%へと上昇した（2011年度上半期：9.6%）。

貸借対照表 - 2012年6月30日現在と2011年12月31日現在との比較

- ・ 富裕層事業における増加を受けて、顧客預金は8%増の500億ポンド、顧客に対する貸付金は5%増の198億ポンドとなった。
- ・ 顧客資産は、富裕層事業の純新規資産が市場、外国為替及びその他の変動により減殺され、1,761億ポンドへと増加した（2011年度上半期：1,642億ポンド）。
- ・ リスク調整後資産は、主に貸付残高の増加によって7%増の140億ポンドとなった。

本社及びその他の事業

損益計算書情報	2012年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)	2011年6月30日 に終了した半期 (百万ポンド)
保険金控除後の収益合計(調整後) ¹	218	20
当グループ自身の信用度に関連する 損益	(2,945)	89
債務買戻しに係る利益	-	-
ブラックロック・インクに対する 投資の売却益/(損)	227	(58)
保険金控除後の(費用)/収益合計	(2,500)	51
信用関連減損(費用)/戻入額及び その他の引当金繰入額	(5)	1
ブラックロック・インクに対する 投資に係る減損	-	-
営業(費用)/収益純額	(2,505)	52
営業費用(銀行税を除く)	(425)	(204)
英国銀行税	-	-
営業費用	(425)	(204)
その他の収益/(費用)純額	23	(1)
税引前損失	(2,907)	(153)
調整後税引前損失 ²	(189)	(183)
貸借対照表情報及び重大な指標	2012年6月30日 現在	2011年6月30日 現在
資産合計	350億ポンド	419億ポンド
リスク調整後資産	27億ポンド	17億ポンド
従業員数(常勤換算)	1,700	1,500

¹ 利息収入純額98百万ポンド(2011年度上半期:15百万ポンドの費用)を含む。

² 調整後のパフォーマンス指標及び税引前利益は、当グループ自身の信用度に関連する損失2,945百万ポンド(2011年度上半期:89百万ポンドの利益)、買収及び売却に係る利益ゼロポンド(2011年度上半期:1百万ポンドの損失)並びにブラックロック・インクに対する戦略的投資の売却益227百万ポンド(2011年度上半期:58百万ポンドの損失)の影響を除外した数値である。

本社及びその他の事業

損益計算書 - 2012年度上半期と2011年度上半期との比較

- 調整後税引前損失は3%増の189百万ポンドとなった。
 - 収益は、2012年度第1四半期中に解約された従業員株式報奨に係るヘッジ取引により生じた一度限りの利益を主因として、218百万ポンドへと改善した(2011年度上半期:20百万ポンド)。
 - 営業費用は425百万ポンドへと増加した(2011年度上半期:204百万ポンド)。この増加は、規制関連費用の増加及び銀行間取引金利の設定に係る業界全体にわたる調査により発生した290百万ポンドの制裁金の本社及びその他の事業への配分に関連する97百万ポンドの費用によるものである。
- 法定ベースの税引前損失は2,907百万ポンドに増加した(2011年度上半期:153百万ポンド)。これは、当グループ自身の信用度に関連する費用2,945百万ポンド(2011年度上半期:89百万ポンドの利益)を反映するものであるが、その一部はブラックロック・インクに対する戦略的投資の売却益227百万ポンド(2011年度上半期:58百万ポンドの損失)によって相殺されている。
- IFRSに従い、2012年12月31日現在の当グループの負債を参照して計算される英国銀行税の2012年度の影響はこれらの決算には反映されていない。第4四半期に認識されることとなっている2012年度に関する費用の総額は、約360百万ポンドとなる見込みである。

貸借対照表 - 2012年6月30日現在と2011年12月31日現在との比較

- 資産合計は、流動性の高い債券のポートフォリオの増加(その一部はブラックロック・インクに対する戦略的投資の売却によって減殺された。)を反映して350億ポンドに増加した(2011年12月31日現在:319億ポンド)。
- リスク調整後資産は8%増の27億ポンドとなった。

収益及び支出の性質別による業績については、「第6 - 1 中間財務書類」中のパークレイズ・ピーエルシーの中間財務書類に対する注記を参照のこと。

2 【生産、受注及び販売の状況】

前述の「第3 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

3 【対処すべき課題】

前述の「第3 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

4 【事業等のリスク】

2012年6月に提出した有価証券報告書に記載されているものを除き、当社はその財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関して重大なリスクを認識していない。また、当社は当中間会計期間の末日現在、当社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に疑義を生じさせるような事象又は状況その他当社の経営に重要な影響を及ぼす事象を認識していない。

5 【経営上の重要な契約等】

2009年のパークレイズ・グローバル・インベスターズ（以下「BGI」という。）のブラックロック・インク（以下「ブラックロック」という。）への売却に関連して、パークレイズは通常の保証及び補償をブラックロックに提供していた。パークレイズは引き続き、2013年12月までBGI現金資金の一部に関する援助、また2012年11月までBGIの全額担保された証券貸付取引の一部に関する補償を提供する予定である。

2012年5月22日、パークレイズは、引受公募及びブラックロックによる一部買戻しを通じて、ブラックロックに対する持分をすべて売却することに合意したと発表した。売却により、パークレイズは約55億米ドルの手取金純額を受領した。

6 【研究開発活動】

当グループは、各事業部門の通常の業務過程において新しい商品及びサービスの開発を行っている。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

前述の「第3 - 1 業績等の概要」を参照のこと。

第4 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

2012年6月30日に終了した6カ月間において重要な変更はなかった。

2 【設備の新設、除却等の計画】

2012年6月30日に終了した6カ月間において重要な変化はなかった。

第5 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】（2012年6月30日現在）

2009年10月1日に、2006年会社法の最終規定が施行され、これには当社の定款で定められた制限に従うことを条件として授權株式資本の概念を撤廃する旨の規定が含まれていた。当社はその2010年度年次株主総会において、かかる制限の一切を排除した新たな定款を採択した。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2012年6月30日現在の発行済普通株式資本は、額面1ポンドの普通株式2,342,558,515株（2011年12月31日現在：2,342,558,515株）で構成されていた。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの2012年6月30日現在の発行済優先株式資本は、以下の額面価額の優先株式60百万ポンド（2011年12月31日現在：60百万ポンド）で構成されていた。

株式	2012年6月30日現在	2011年12月31日現在
額面1ポンドの発行済全額払込済株式	1,000株	1,000株
額面100ポンドの発行済全額払込済株式	75,000株	75,000株
額面0.25米ドルの発行済全額払込済株式	237,000,000株	237,000,000株
額面100米ドルの発行済全額払込済株式	100,000株	100,000株
額面100ユーロの発行済全額払込済株式	240,000株	240,000株

【発行済株式】(2012年6月30日現在)

	記名・無記名の別及び 額面・無額面の別	種類	発行数	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
発行 済 株 式	1) 記名 額面1ポンド	普通株式	2,342,558,515株	なし	普通株式(完全議決権 株式であり、権利内容に 何ら限定のない標準と なる株式である。)
	2) 無記名 [*] 額面100ポンド	優先株式	75,000株	ルクセンブルグ 証券取引所	** 以下を参照のこと。
	3) 記名 額面1ポンド	優先株式	1,000株	なし	
	4) 無記名 [*] 額面100米ドル	優先株式	100,000株	ルクセンブルグ 証券取引所	
	5) 無記名 [*] 額面0.25米ドル	優先株式	237,000,000株	ニューヨーク 証券取引所	
	6) 無記名 [*] 額面100ユーロ	優先株式	240,000株	ルクセンブルグ 証券取引所	
	計		2,579,974,515株		

* 特定の状況においては記名株式と交換できる無記名株式。

** 優先株式の内容

ポンド建1ポンド優先株式

2004年12月31日に、ポンド建累積型繰上償還可能額面1ポンド優先株式(「1ポンド優先株式」)1,000株が額面で発行された。

この1ポンド優先株式の所有者には、6カ月物ポンド建預金のポンド銀行間取引利率で半年毎に更改される利率にて、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益からポンド建の累積現金配当を半年毎に受領する権利がある。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、(1)各配当金支払日現在において2006年会社法に基づく分配可能利益を有し、且つ(2)当該配当金支払日において資本規制を満たしながら支払能力を有する場合に、かかる配当金を支払う義務がある。パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる配当金の支払が可能で、且つその直後においても支払能力が維持される場合でなければ、当該配当金支払日において配当金の支払義務は生じず、計上もなされない。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、(1)優先債権者に対する債務の支払期限に返済が可能で、且つ(2)最近6カ月以内に監査人が当行の資産が負債を超過すると報告している場合に、支払能力を有するとみなされる。パークレイズ・バンク・ピーエルシーが、配当金支払日より7日以上の間配当金を支払わない、又は一部しか支払を行わない場合、1ポンド優先株式の保有者は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの清算を求める手続を開始することができる。1ポンド優先株式の保有者は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの清算手続の開始及び/又はかかる清算において認められた債権を除き、1ポンド優先株式に係る債権の回収について、パークレイズ・バンク・ピーエルシーに対し請求を行うことはできない。清算又はその他の資本の返還(パークレイズ・バンク・ピーエルシーの定款及び適用法の下で認められるパークレイズ・バンク・ピーエルシーによる発行済株式の償還若しくは買戻し又は株式資本の減額を除く。)の際には、かかる資本の返還につき1ポンド優先株式より劣後する当該時点において発行済の普通株式及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資本に対するその他のクラスの株式の保有者へのいかなる支払よりも優先して、また、当該時点において発行済のパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資本に対するその他のクラスの株式(清算又はその他の資本の返還の際に1ポンド優先株式より優先されるその時点において発行済のパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資本に対するその他の株式を除く。)の保有者とかかる資本の返還につき同順位にて、株主に帰属するパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資産が割当てられ、1ポンド優先株式の保有者に対し、(1)その時点での現配当期間から清算又はその他の資本の返還の開始日までに発生する配当金(及び未払の累積額)に等しい額並びに(2)1ポンド優先株式1株当たり1ポンドに等しい額の総合計額が支払われなければならない。1ポンド優先株式の保有者は、かかる保有者に受領する権利のある清算分配金の全額が支払われた後は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおけるいかなる残余資産に対する権利も請求権もなく、更なる資本の返還に参加する権利はない。1ポンド優先株式は、2006年会社法及び定款に従い、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって全額(一部は不可)償還可能である。1ポンド優先株式の保有者には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのいかなる株主総会についても、召集通知の受領、参加又は議決権行使を行う権利はない。

ユーロ建優先株式

2004年12月8日に、ユーロ建利率4.875%非累積型繰上償還可能額面100ユーロ優先株式(「利率4.875%優先株式」)100,000株が発行された。対価は993.6百万ユーロ(688.4百万ポンド)であり、額面価額100百万ユーロとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率4.875%優先株式の保有者には、2014年12月15日まで優先株式1株につき10,000ユーロに対し年率4.875%の固定利率にて毎年、それ以降は、3カ月物ユーロ建預金のユーロ銀行間取引利率に年率1.05%を上乗せした利率で四半期毎に更改される利率にて四半期毎に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益からユーロ建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率4.875%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、2014年12月15日及びそれ以降は各配当金支払日に、1株当たり10,000ユーロにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額(一部は不可)償還可能である。

2005年3月15日に、ユーロ建利率4.75%非累積型繰上償還可能額面100ユーロ優先株式（「利率4.75%優先株式」）140,000株が発行された。対価は1,383.3百万ユーロ（966.7百万ポンド）であり、額面価額14百万ユーロとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率4.75%優先株式の保有者には、2020年3月15日まで優先株式1株につき10,000ユーロに対し年率4.75%の固定利率にて毎年、それ以降は、3カ月物ユーロ建預金のユーロ銀行間取引利率に年率0.71%を上乗せした利率で四半期毎に更改される利率にて四半期毎に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益からユーロ建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率4.75%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、2020年3月15日及びそれ以降は各配当金支払日に、1株当たり10,000ユーロにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額（一部は不可）償還可能である。

ポンド建優先株式

2005年6月22日に、ポンド建利率6.0%非累積型繰上償還可能額面100ポンド優先株式（「利率6.0%優先株式」）75,000株が発行された。対価は743.7百万ポンドであり、額面価額7.5百万ポンドとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率6.0%優先株式の保有者には、2017年12月15日まで優先株式1株につき10,000ポンドに対し年率6.0%の固定利率にて毎年、それ以降は、3カ月物ポンド建預金のロンドン銀行間取引利率に年率1.42%を上乗せした利率で四半期毎に更改される利率にて四半期毎に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益からポンド建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率6.0%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、2017年12月15日及びそれ以降は各配当金支払日に、1株当たり10,000ポンドにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額（一部は不可）償還可能である。

米ドル建優先株式

2005年6月8日に、シリーズ1米国預託証券100,000口により表章される米ドル建利率6.278%非累積型繰上償還可能額面100米ドル優先株式（「利率6.278%優先株式」）100,000株が発行された。対価は995.4百万米ドル（548.1百万ポンド）であり、額面価額10百万米ドルとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率6.278%優先株式の保有者には、2034年12月15日まで優先株式1株につき10,000米ドルに対し年率6.278%の固定利率にて半期毎に、それ以降は、3カ月物米ドル建預金のロンドン銀行間取引利率に年率1.55%を上乗せした利率で四半期毎に更改される利率にて四半期毎に、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益から米ドル建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率6.278%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、2034年12月15日及びそれ以降は各配当金支払日に、1株当たり10,000米ドルにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額（一部は不可）償還可能である。

2006年4月25日及び28日に、シリーズ2米国預託証券30百万口により表章される米ドル建利率6.625%非累積型繰上償還可能額面0.25米ドル優先株式（「利率6.625%優先株式」）30百万株が発行された。対価は727百万米ドル（406百万ポンド）であり、額面価額7.5百万米ドルとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率6.625%優先株式の保有者には、優先株式1株につき25米ドルに対し年率6.625%の固定利率にて四半期毎にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益から米ドル建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率6.625%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、あらゆる配当金支払日に、1株当たり25米ドルにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額（一部は不可）償還可能である。

2007年9月13日に、シリーズ3米国預託証券55百万口により表章される米ドル建利率7.1%非累積型繰上償還可能額面0.25米ドル優先株式（「利率7.1%優先株式」）55百万株が発行された。対価は1,335百万米ドル（657百万ポンド）であり、額面価額13.75百万米ドルとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率7.1%優先株式の保有者には、優先株式1株につき25米ドルに対し年率7.1%の固定利率にて四半期毎にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益から米ドル建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率7.1%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、2012年12月15日及びそれ以降は各配当金支払日に、1株当たり25米ドルにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額又は一部償還可能である。

2007年12月7日に、シリーズ4米国預託証券46百万口により表章される米ドル建利率7.75%非累積型繰上償還可能額面0.25米ドル優先株式（「利率7.75%優先株式」）46百万株が発行された。対価は1,116百万米ドル（550百万ポンド）であり、額面価額11.5百万米ドルとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率7.75%優先株式の保有者には、優先株式1株につき25米ドルに対し年率7.75%の固定利率にて四半期毎にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益から米ドル建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率7.75%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、2013年12月15日及びそれ以降は各配当金支払日に、1株当たり25米ドルにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額又は一部償還可能である。

2008年4月11日及び2008年4月25日に、シリーズ5米国預託証券106百万口により表章される米ドル建利率8.125%非累積型繰上償還可能額面0.25米ドル優先株式（「利率8.125%優先株式」）106百万株が発行された。対価は2,650百万米ドル（1,345百万ポンド）であり、額面価額26.5百万米ドルとの差額は株式払込剰余金とされた。この利率8.125%優先株式の保有者には、優先株式1株につき25米ドルに対し年率8.125%の固定利率にて四半期毎にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの分配可能利益から米ドル建の非累積現金配当を受領する権利がある。

利率8.125%優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの裁量によって、2013年6月15日及びそれ以降は各配当金支払日に、1株当たり25米ドルにその時点での現配当期間から償還日までの配当金発生額を加えた額で、全額又は一部償還可能である。

利率4.875%優先株式、利率4.75%優先株式、利率6.0%優先株式、利率6.278%優先株式、利率6.625%優先株式、利率7.1%優先株式、利率7.75%優先株式及び利率8.125%優先株式（総称して「当優先株式」）は、英国FSAへの事前の通知なく償還又は買戻しを行うことはできず、かかる償還は2006年会社法及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーの定款に従う。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの清算又はその他の資本の返還（パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式の償還若しくは買戻し、又は株式資本の減額を除く。）の際には、当優先株式の保有者は、株主に帰属するパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資産の割当てにおいて、（1）当優先株式に優先するいかなるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済株式の保有者にも劣後し、（2）当優先株式と同順位のパークレイズ・バンク・ピーエルシーのその他の発行済の優先株式及びその他の株式の保有者ともすべての点で同順位であり、（3）当優先株式に劣後するいかなるパークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済の普通株式及びその他の株式の保有者にも優先する。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーの91百万ポンドの利率6%コーラブル永久コアTier 1証券及び681百万米ドルの利率6.86%コーラブル永久コアTier 1証券(総称して「TON」)の保有者並びにパークレイズ・バンク・ピーエルシーの81百万ポンドの利率5.3304%ステップアップ・コーラブル永久資本留保性証券、533百万米ドルの利率5.926%ステップアップ・コーラブル永久資本留保性証券、95百万ポンドの6.3688%ステップアップ・コーラブル永久資本留保性証券、347百万米ドルの7.434%ステップアップ・コーラブル永久資本留保性証券及び3,000百万ポンドの14%ステップアップ・コーラブル永久資本留保性証券(総称して「RCI」)の保有者は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの清算の際に、一定の例外はあるものの、その時点でTON及びRCIの発行済残高がある場合には、かかる証券に関する未払額を計算する目的においてのみ、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの資本に対するその時点での発行済の最上位クラスの優先株式の保有者と同順位とされる。したがって、当優先株式の保有者は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの清算の際にはかかるTON及びRCIの保有者と同順位である(但し、かかる清算の時点で当優先株式より上位のパークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式のクラスが発行済である場合を除く。この場合、かかるTON及びRCIの保有者はかかる株式の保有者と同順位で、且つ当優先株式の保有者に優先する。)

上記の順位に従い、当優先株式の保有者は、株主への分配に利用可能なパークレイズ・バンク・ピーエルシーの資産から、利率4.875%優先株式1株につき10,000ユーロ、利率4.75%優先株式1株につき10,000ユーロ、利率6.0%優先株式1株につき10,000ポンド、利率6.278%優先株式1株につき10,000米ドル、利率6.625%優先株式1株につき25米ドル、利率7.1%優先株式1株につき25米ドル、利率7.75%優先株式1株につき25米ドル及び利率8.125%優先株式1株につき0.25米ドルに、それぞれその時点での現配当期間から清算又はその他の資本の返還の開始日までに発生する配当金を加えた額について、清算分配金を受領する権利がある。当優先株式の配当金支払日において、配当金が全額支払われない場合、配当制限が課される。

配当制限が課されると、パークレイズ・バンク・ピーエルシー及びパークレイズ・ピーエルシーはいずれも、(a)普通株式、その他の優先株式又はその他の株式資本に関する配当の宣言又は支払を行うことができず(但し、当該配当金支払日より前に株主の宣言したパークレイズ・ピーエルシーの最終配当金の支払、又はパークレイズ・バンク・ピーエルシーからパークレイズ・ピーエルシー若しくは完全所有子会社に支払われた配当金を除く。)、また(b)パークレイズ・ピーエルシー又は完全所有子会社の保有するパークレイズ・バンク・ピーエルシー株式を除き、(1)パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる次回の優先配当金の宣言及び全額の支払日並びに(2)パークレイズ・バンク・ピーエルシーによる当優先株式の全額の償還又は買戻しの完了日のいずれか早い日まで、それぞれの株式資本の償還、購入、減額又はその他の取得を行うことができない。

当優先株式の保有者には、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのいかなる株主総会についても、召集通知の受領、参加又は議決権行使を行う権利はない。パークレイズ・バンク・ピーエルシーは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの利益又は資産の分配に関して、当優先株式の保有者による個別の株主総会において特別決議による承認(個別の株主総会にて議決権を行使した当優先株式の保有者の4分の3以上の多数による賛成を要する。)があった場合、又は当優先株式の保有者の4分の3の書面による同意がある場合を除き、当優先株式より上位クラスの株式を設定することは認められていない。

上記の場合を除き、当優先株式の保有者は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの剰余資産の分配を受ける権利はない。

(2) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当なし。

(3) 【発行済株式総数及び資本金の状況】

普通株式

	発行済株式 総数増(減)数	発行済株式総数 残高	資本金増(減)額	資本金残高	摘要
2011年12月31日現在		2,342,558,515株		2,342,558,515ポンド (290,477,255,860円)	
2012年上半期の増減					
新株発行	-	2,342,558,515株	-	2,342,558,515ポンド (290,477,255,860円)	
株式買戻し	-	2,342,558,515株	-	2,342,558,515ポンド (290,477,255,860円)	
2012年6月30日現在		2,342,558,515株		2,342,558,515ポンド (290,477,255,860円)	

優先株式

	発行済株式 総数増(減)数	発行済株式総数 残高	資本金 増(減)額	資本金残高
2011年12月31日現在				
ポンド建累積型繰上償還可能額面1ポンド 優先株式		1,000株		1,000ポンド (124,000円)
ユーロ建利率4.875%非累積型繰上償還可 能額面100ユーロ優先株式		100,000株		10,000,000ユーロ (982,900,000円)
ユーロ建利率4.75%非累積型繰上償還可能 額面100ユーロ優先株式		140,000株		14,000,000ユーロ (1,376,060,000円)
ポンド建利率6.0%非累積型繰上償還可能 額面100ポンド優先株式		75,000株		7,500,000ポンド (930,000,000円)
米ドル建利率6.278%非累積型繰上償還可 能額面100米ドル優先株式		100,000株		10,000,000米ドル (782,300,000円)
米ドル建利率6.625%非累積型繰上償還可 能額面0.25米ドル優先株式		30,000,000株		7,500,000米ドル (586,725,000円)
米ドル建利率7.1%非累積型繰上償還可能 額面0.25米ドル優先株式		55,000,000株		13,750,000米ドル (1,075,662,500円)
米ドル建利率7.75%非累積型繰上償還可能 額面0.25米ドル優先株式		46,000,000株		11,500,000米ドル (899,645,000円)
米ドル建利率8.125%非累積型繰上償還可 能額面0.25米ドル優先株式		106,000,000株		26,500,000米ドル (2,073,095,000円)
2012年上半期の増減				
2012年上半期に発行された株式		-		-
株式買戻し		-		-
2012年6月30日現在				
ポンド建累積型繰上償還可能額面1ポンド 優先株式		1,000株		1,000ポンド (124,000円)
ユーロ建利率4.875%非累積型繰上償還可 能額面100ユーロ優先株式		100,000株		10,000,000ユーロ (982,900,000円)
ユーロ建利率4.75%非累積型繰上償還可能 額面100ユーロ優先株式		140,000株		14,000,000ユーロ (1,376,060,000円)
ポンド建利率6.0%非累積型繰上償還可能 額面100ポンド優先株式		75,000株		7,500,000ポンド (930,000,000円)
米ドル建利率6.278%非累積型繰上償還可 能額面100米ドル優先株式		100,000株		10,000,000米ドル (782,300,000円)
米ドル建利率6.625%非累積型繰上償還可 能額面0.25米ドル優先株式		30,000,000株		7,500,000米ドル (586,725,000円)
米ドル建利率7.1%非累積型繰上償還可能 額面0.25米ドル優先株式		55,000,000株		13,750,000米ドル (1,075,662,500円)
米ドル建利率7.75%非累積型繰上償還可能 額面0.25米ドル優先株式		46,000,000株		11,500,000米ドル (899,645,000円)
米ドル建利率8.125%非累積型繰上償還可 能額面0.25米ドル優先株式		106,000,000株		26,500,000米ドル (2,073,095,000円)

(4) 【大株主の状況】(2012年6月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済普通株式 数に対する割合
パークレイズ・グループ・ホールディングス・リミテッド	英国、ロンドン	2	0%
パークレイズ・ピーエルシー	英国、ロンドン	2,342,558,513	100%
計		2,342,558,515	100%

2 【株価の推移】

該当なし。本書の日付現在において当社の普通株式は証券取引所に上場されていないため、株価の推移はなく、本項は該当しない。

3 【役員状況】

2012年6月27日にパークレイズ・バンク・ピーエルシーの有価証券報告書を関東財務局長に提出した後、当社取締役会に以下の変更が生じた。

(1) 新任取締役

役職名	氏名	生年	主要略歴	所有株式数	就任年月日
グループ最高責任者	アントニー・ジェンキンス	1961年	ジェンキンス氏はこれまでリテール・アンド・ビジネス・バンキング統括責任者の職にあり、2009年11月にパークレイズ経営委員会の委員となった。それ以前には、2006年1月よりパークレイカード統括責任者を務めていた。 2008年から2011年にかけてはピザ・ヨーロッパ・リミテッドの取締役会のメンバーであった。ワーク・ファンデーション及びランカスター大学の取り組みの一つである「ビッグ・イノベーション・センター」の運営グループの一員であり、複数の慈善事業に深く関わっているばかりでなく、英国政府の「従業員エンゲージメント」プロジェクトのスポンサーにもなっている。 同氏は1983年にパークレイズでその金融のキャリアをスタートさせ、「パークレイズ管理者啓発教育プログラム」を修了後、リテール・バンキング及びコーポレート・バンキングの各部門で各種役職を歴任した。1989年にシティグループに転出し、ロンドン及びニューヨークの双方で勤務した。	該当なし	2012年 8月30日
業務執行権のない取締役 (2012年11月1日付けで会長)	サー・デビッド・ウォーカー	1939年	ウォーカー氏は、モルガン・スタンレー・インターナショナルの会長職を経て、現在は米銀行モルガン・スタンレーの上級顧問を務めている。過去30年間にわたり、英国財務省の次官補、イングランド銀行の業務執行理事、証券投資委員会の委員長兼最高責任者、ロイズ・バンクの会長代理及びロンドン投資銀行協会の会長を含む数多くの要職を歴任してきた。	該当なし	2012年 9月1日

(2) 退任取締役

役職名	氏名	退任年月日
最高責任者	ボブ・ダイヤモンド	2012年7月3日
業務執行権のない取締役	アリソン・カーンワス	2012年7月24日

2012年8月9日、パークレイズ・ピーエルシーは、マーカス・アギウスが2012年10月30日付けでパークレイズ・ピーエルシーの取締役及び会長を退任する旨を発表した。

(3) 取締役の役職の異動

氏名	新役職名	旧役職名	異動年月日
サー・マイケル・レイク	会長代理及び上級社外取締役	上級社外取締役	2012年7月2日

第6【経理の状況】

(イ)当グループの2012年6月30日に終了した6ヵ月間に係る添付の中間財務書類は、国際財務報告基準に準拠して作成されている。

当該中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。)第76条第1項の規定の適用を受けている。

当グループの採用した会計基準、会計慣行及び表示方法と日本において一般に公正妥当と認められているこれらとの主な相違点に関しては、「3 国際財務報告基準と日本における会計原則及び会計慣行の相違」に説明されている。

当該中間財務書類は、英国金融サービス機構の開示及び透明性規則に従って発行された未監査の半期報告書に基づいて作成されている。

(ロ)当グループの中間財務書類(原文、未監査)はスターリング・ポンドで表示されている。「円」で表示されている金額は、「中間財務諸表等規則」第79条の規定に基づき、2012年9月3日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行における対顧客電信売買相場の仲値、1ポンド=124.00円の為替レートで換算された金額である。従って、スターリング・ポンドで表示されている金額が、上記の相場で実際に円金額に交換されたとか、あるいは交換できたであろうとか、交換できるであろうと解してはならない。金額は百万円単位(四捨五入)で表示されている。日本円に換算された金額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

(ハ)本書記載の中間財務書類については、独立した監査人による監査を受けていない。

1 【中間財務書類】

作成の基礎

本報告書は、パークレイズ・ピーエルシーの連結中間財務書類を表す補足情報とあわせて、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの連結中間財務書類を表している。

パークレイズ・バンク・ピーエルシーはパークレイズ・ピーエルシーの完全所有子会社であり、パークレイズ・ピーエルシーは当グループの最終的な親会社である。パークレイズ・バンク・ピーエルシーとパークレイズ・ピーエルシーの連結財務書類は、ほぼ同じであり、国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に準拠した主な相違点は、以下の通りである。

- ・パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した優先株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの株式資本及び株式払込剰余金に含まれているが、パークレイズ・ピーエルシーの非支配持分を表している。
- ・パークレイズ・バンク・ピーエルシーが発行した特定のキャピタル・ノートは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーのその他の株主資本に含まれているが、パークレイズ・ピーエルシーの非支配持分を表している。
- ・従業員株式制度のため及びトレーディング目的で保有するパークレイズ・ピーエルシー株式は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーにおいて、それぞれ売却可能投資及びトレーディング・ポートフォリオ資産として認識される。パークレイズ・ピーエルシーにおいては、株主資本から自己株式を控除している。

2012年6月30日に終了した期間のパークレイズ・ピーエルシー中間経営報告書には、より広範囲にわたる開示が含まれており、リスク・エクスポージャーや業績についても含まれているが、これらの内容はパークレイズ・バンク・ピーエルシーのものとはほぼ同じである。

本連結中間財務書類は、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの法定財務書類を構成するものではない。2011年12月31日終了事業年度のパークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの法定財務書類については、監査人が無限定の監査報告書を発行しており、会社登記機関に提出されている。

会計方針

中間経営報告書は、国際会計基準（以下「IAS」という。）第34号「中間財務報告」に準拠して、2011年度年次報告書に用いられたのと同じ会計方針及び計算方法を用いて作成されている。

2011年度年次報告書で開示されて以降、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの2012年度の業績に重要な影響を及ぼすと予想される会計上の変更はない。国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表している又は公表予定の会計基準の修正又は新規の会計基準により、2012年以降のパークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの財務報告には多数の重要な変更が予想されている。そのうち最も重要なものは、以下の通りである。

2013年1月1日より適用開始

- ・2013年1月1日より、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループは、IAS第19号「従業員給付」（改訂）を適用する予定である。この改訂による主な影響は、保険数理上の損益を年金資産及び負債の一部として繰延べられなくなるということである。パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループはまた、通常の費用、利息（年金純負債又は年金純資産に係る）あるいは拠出金以外から生じる年金純負債又は年金純資産の変動をその他の包括利益に含める予定である。これらの変更による財務上及び資本面での影響の詳細については、パークレイズ・ピーエルシー中間経営報告書の注記15に詳述されている。
- ・IFRS第10号「連結財務諸表」により、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループは、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの連結財務書類に含まれる事業体を決定するために異なる基準を適用することが求められるようになる。当該基準の適用による財務上の影響を見積ることはまだ不可能である。

2015年1月1日より適用開始

- ・IFRS第9号「金融商品」は、分類を変更し、それにより、金融資産の測定、減損の計算及びヘッジ会計を変更するものである。これらの変更の他に、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの損益を通じて公正価値で保有する発行債券の価値の変動に含まれる、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの信用格付の変更から生じる損益の部分は、損益計算書ではなく、その他の包括利益に含まれるようになる。この変更案はまだ最終決定していないため、財務上の影響を見積ることはまだ不可能である。

これらの変更の詳細については、パークレイズの2011年度年次報告書をご参照ください。

継続企業の前提

パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループの事業活動及び財政状態、将来の発展及び業績に影響を及ぼす可能性の高い要因、グループがさらされている金融リスクを管理する目的及び方針、並びに資本に関しては、パークレイズ・ピーエルシー中間経営報告書の「事業別業績」、「業績管理」及び「リスク管理」セクションで論じられている。

取締役は、予見できる将来において、パークレイズ・バンク・ピーエルシー・グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認している。このため、財務書類の作成に継続企業の前提を引き続き適用している。

(1) 要約連結損益計算書(未監査)

継続事業	2012年6月30日 終了上半期		2011年12月31日 終了下半期		2011年6月30日 終了上半期		
	注記 ¹	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
利息収入純額		6,110	757,640	6,010	745,240	6,186	767,064
手数料収入純額		4,249	526,876	4,203	521,172	4,419	547,956
トレーディング収益純額		1,584	196,416	3,841	476,284	3,897	483,228
投資収益純額		216	26,784	1,720	213,280	660	81,840
保険契約に基づく保険料収入 純額		516	63,984	507	62,868	569	70,556
ブラックロック社に対する投資 の売却純利益/(損失)		227	28,148	-	-	(58)	(7,192)
債務買戻し及び償還に係る利益		-	-	1,130	140,120	-	-
その他の収益/(費用)		61	7,564	(21)	(2,604)	60	7,440
収益合計		12,963	1,607,412	17,390	2,156,360	15,733	1,950,892
保険契約に基づく保険金及び 給付金純額		(363)	(45,012)	(344)	(42,656)	(397)	(49,228)
保険金控除後の収益合計		12,600	1,562,400	17,046	2,113,704	15,336	1,901,664
信用に関する減損費用及び その他の引当金繰入額		(1,832)	(227,168)	(1,974)	(244,776)	(1,828)	(226,672)
ブラックロック社に対する投資 に係る減損		-	-	(1,800)	(223,200)	-	-
営業収益純額		10,768	1,335,232	13,272	1,645,728	13,508	1,674,992
人件費		(5,469)	(678,156)	(5,297)	(656,828)	(6,110)	(757,640)
一般管理費		(3,472)	(430,528)	(3,230)	(400,520)	(3,121)	(387,004)
有形固定資産減価償却費		(337)	(41,788)	(322)	(39,928)	(351)	(43,524)
無形資産償却費		(211)	(26,164)	(222)	(27,528)	(197)	(24,428)
営業費用(のれんの減損、英国 銀行税、並びに支払保障保険 及び金利ヘッジ商品に関する 補償引当金を除く)		(9,489)	(1,176,636)	(9,071)	(1,124,804)	(9,779)	(1,212,596)
のれんの減損		-	-	(550)	(68,200)	(47)	(5,828)
支払保障保険に関する補償 引当金		(300)	(37,200)	-	-	(1,000)	(124,000)
金利ヘッジ商品に関する補償 引当金		(450)	(55,800)	-	-	-	-
英国銀行税		-	-	(325)	(40,300)	-	-
営業費用		(10,239)	(1,269,636)	(9,946)	(1,233,304)	(10,826)	(1,342,424)
事業売却益/(損)、並びに関連 会社及び合併企業の損益に 対する持分		75	9,300	(5)	(620)	(29)	(3,596)
税引前利益		604	74,896	3,321	411,804	2,653	328,972
税金		(279)	(34,596)	(1,267)	(157,108)	(661)	(81,964)
税引後利益		325	40,300	2,054	254,696	1,992	247,008
以下に帰属するもの：							
親会社の株主		149	18,476	1,843	228,532	1,773	219,852
非支配持分	1	176	21,824	211	26,164	219	27,156
税引後利益		325	40,300	2,054	254,696	1,992	247,008

1 パークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文9ページ、パークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はパークレイズ・ピーエルシー中間経営報告書の原文73ページから90ページを参照のこと。

(2) 要約連結損益及びその他の包括利益計算書（未監査）

継続事業	注記 ¹	2012年6月30日 終了上半期		2011年12月31日 終了下半期		2011年6月30日 終了上半期	
		百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
税引後利益		325	40,300	2,054	254,696	1,992	247,008
損益に振替えられる可能性のあるその他の包括利益：							
為替換算差額		(614)	(76,136)	(817)	(101,308)	(790)	(97,960)
売却可能金融資産		(43)	(5,332)	897	111,228	315	39,060
キャッシュフロー・ヘッジ		242	30,008	1,351	167,524	(88)	(10,912)
その他		49	6,076	(97)	(12,028)	23	2,852
当期その他の包括利益		(366)	(45,384)	1,334	165,416	(540)	(66,960)
当期包括利益合計		(41)	(5,084)	3,388	420,112	1,452	180,048
以下に帰属するもの：							
親会社の株主		(173)	(21,452)	3,578	443,672	1,463	181,412
非支配持分	1	132	16,368	(190)	(23,560)	(11)	(1,364)
当期包括利益合計		(41)	(5,084)	3,388	420,112	1,452	180,048

1 パークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文9ページ、パークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はパークレイズ・ピーエルシー中間経営報告書の原文73ページから90ページを参照のこと。

(3) 要約連結貸借対照表(未監査)

注記 ¹	2012年6月30日現在		2011年12月31日現在		2011年6月30日現在	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
資産						
現金及び中央銀行預け金	126,062	15,631,688	106,894	13,254,856	86,916	10,777,584
他銀行から取立中の項目	2,598	322,152	1,812	224,688	1,317	163,308
トレーディング・ポートフォリオ資産	166,306	20,621,944	152,183	18,870,692	181,859	22,550,516
公正価値で測定すると指定された金融資産	45,928	5,695,072	36,949	4,581,676	39,122	4,851,128
デリバティブ	517,685	64,192,940	538,964	66,831,536	379,854	47,101,896
銀行に対する貸付金	48,777	6,048,348	46,792	5,802,208	58,751	7,285,124
顧客に対する貸付金	454,728	56,386,272	431,934	53,559,816	441,983	54,805,892
リバース・レボ取引及びその他類似の担保付貸付	174,392	21,624,608	153,665	19,054,460	196,867	24,411,508
売却可能金融投資	68,949	8,549,676	69,023	8,558,852	82,319	10,207,556
未収還付税及び繰延税金資産	3,244	402,256	3,384	419,616	3,007	372,868
前払金、未収収益及びその他の資産	5,892	730,608	4,560	565,440	6,030	747,720
関連会社及び合併企業に対する投資	489	60,636	427	52,948	576	71,424
のれん及び無形資産	7,861	974,764	7,846	972,904	8,541	1,059,084
有形固定資産	5,909	732,716	7,166	888,584	6,196	768,304
退職給付資産	2,478	307,272	1,803	223,572	126	15,624
資産合計	1,631,298	202,280,952	1,563,402	193,861,848	1,493,464	185,189,536
負債						
銀行預り金	94,467	11,713,908	91,116	11,298,384	84,188	10,439,312
他銀行への未決済項目	1,671	207,204	969	120,156	1,324	164,176
顧客預り金	408,632	50,670,368	366,045	45,389,580	373,384	46,299,616
レボ取引及びその他類似の担保付借入	245,833	30,483,292	207,292	25,704,208	247,635	30,706,740
トレーディング・ポートフォリオ負債	51,747	6,416,628	45,887	5,689,988	77,208	9,573,792
公正価値で測定すると指定された金融負債	94,855	11,762,020	87,997	10,911,628	92,473	11,466,652
デリバティブ	507,351	62,911,524	527,798	65,446,952	366,536	45,450,464
発行債券	124,968	15,496,032	129,736	16,087,264	144,871	17,964,004
未払金、繰延収益及びその他の負債	12,326	1,528,424	12,580	1,559,920	12,952	1,606,048
未払税金及び繰延税金負債	1,377	170,748	2,092	259,408	1,100	136,400
劣後負債	22,089	2,739,036	24,870	3,083,880	26,786	3,321,464
引当金	1,851	229,524	1,529	189,596	2,074	257,176
退職給付債務	490	60,760	321	39,804	412	51,088
負債合計	1,567,657	194,389,468	1,498,232	185,780,768	1,430,943	177,436,932
株主資本						
非支配持分を除く株主資本	60,684	7,524,816	62,078	7,697,672	59,167	7,336,708
非支配持分	2,957	366,668	3,092	383,408	3,354	415,896
株主資本合計	63,641	7,891,484	65,170	8,081,080	62,521	7,752,604
負債及び株主資本合計	1,631,298	202,280,952	1,563,402	193,861,848	1,493,464	185,189,536

1 パークレイズ・バンク・ピーエルシーに固有の注記は原文9ページ、パークレイズ・ピーエルシーにも関連する注記はパークレイズ・ピーエルシー中間経営報告書の原文73ページから90ページを参照のこと。

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)

	払込済	その他の 剰余金	利益剰余金	合計	非支配 持分 ¹	株主資本 合計
	株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹					
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2012年6月30日終了上半期						
2012年1月1日現在残高	14,494	3,308	44,276	62,078	3,092	65,170
税引後利益	-	-	149	149	176	325
為替換算の変動	-	(543)	-	(543)	(71)	(614)
売却可能投資	-	(62)	-	(62)	19	(43)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	234	-	234	8	242
その他	-	1	48	49	-	49
当期包括利益合計	-	(370)	197	(173)	132	(41)
持分決済型株式制度	-	-	369	369	-	369
株式報酬制度に基づき権利確定した パークレイズ・ピーエルシー株式	-	-	(912)	(912)	-	(912)
配当金支払額	-	-	(462)	(462)	(143)	(605)
優先株式及びその他の株主持分に係る 配当金支払額	-	-	(221)	(221)	-	(221)
その他の剰余金の変動	-	12	(7)	5	(124)	(119)
2012年6月30日現在残高	14,494	2,950	43,240	60,684	2,957	63,641
2011年12月31日終了下半期						
2011年7月1日現在残高	14,494	2,023	42,650	59,167	3,354	62,521
税引後利益	-	-	1,843	1,843	211	2,054
為替換算の変動	-	(401)	-	(401)	(416)	(817)
売却可能投資	-	895	-	895	2	897
キャッシュフロー・ヘッジ	-	1,338	-	1,338	13	1,351
その他	-	4	(101)	(97)	-	(97)
当期包括利益合計	-	1,836	1,742	3,578	(190)	3,388
持分決済型株式制度	-	-	477	477	-	477
株式報酬制度に基づき権利確定した パークレイズ・ピーエルシー株式	-	-	(76)	(76)	-	(76)
配当金支払額	-	-	(242)	(242)	(93)	(335)
優先株式及びその他の株主持分に係る 配当金支払額	-	-	(271)	(271)	-	(271)
資本準備商品の償還	-	(528)	-	(528)	-	(528)
その他の剰余金の変動	-	(23)	(4)	(27)	21	(6)
2011年12月31日現在残高	14,494	3,308	44,276	62,078	3,092	65,170
2011年6月30日終了上半期						
2011年1月1日現在残高	14,494	3,230	41,450	59,174	3,467	62,641
税引後利益	-	-	1,773	1,773	219	1,992
為替換算の変動	-	(608)	-	(608)	(182)	(790)
売却可能投資	-	323	-	323	(8)	315
キャッシュフロー・ヘッジ	-	(48)	-	(48)	(40)	(88)
その他	-	14	9	23	-	23
当期包括利益合計	-	(319)	1,782	1,463	(11)	1,452
持分決済型株式制度	-	-	361	361	-	361
株式報酬制度に基づき権利確定した パークレイズ・ピーエルシー株式	-	-	(423)	(423)	-	(423)
配当金支払額	-	-	(401)	(401)	(95)	(496)
優先株式及びその他の株主持分に係る 配当金支払額	-	-	(268)	(268)	-	(268)
パークレイズ・ピーエルシーからの 資本注入	-	-	-	-	-	-
資本準備商品の償還	-	(887)	-	(887)	-	(887)
その他の剰余金の変動	-	(1)	149	148	(7)	141
2011年6月30日現在残高	14,494	2,023	42,650	59,167	3,354	62,521

1 株式資本および非支配持分の詳細については原文9ページに記載されている。その他の剰余金の変動1億2,400万ポンドには、イベコ・ファイナンス事業の売却に関連する9,100万ポンドが含まれている。

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)(続き)

	払込済 株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹	その他の 剰余金	利益剰余金	合計	非支配 持分 ¹	株主資本 合計
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2012年6月30日終了上半期						
2012年1月1日現在残高	1,797,256	410,192	5,490,224	7,697,672	383,408	8,081,080
税引後利益	-	-	18,476	18,476	21,824	40,300
為替換算の変動	-	(67,332)	-	(67,332)	(8,804)	(76,136)
売却可能投資	-	(7,688)	-	(7,688)	2,356	(5,332)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	29,016	-	29,016	992	30,008
その他	-	124	5,952	6,076	-	6,076
当期包括利益合計	-	(45,880)	24,428	(21,452)	16,368	(5,084)
持分決済型株式制度	-	-	45,756	45,756	-	45,756
株式報酬制度に基づき権利確定した パークレイズ・ピーエルシー株式	-	-	(113,088)	(113,088)	-	(113,088)
配当金支払額	-	-	(57,288)	(57,288)	(17,732)	(75,020)
優先株式及びその他の株主持分に係る 配当金支払額	-	-	(27,404)	(27,404)	-	(27,404)
その他の剰余金の変動	-	1,488	(868)	620	(15,376)	(14,756)
2012年6月30日現在残高	1,797,256	365,800	5,361,760	7,524,816	366,668	7,891,484
2011年12月31日終了下半期						
2011年7月1日現在残高	1,797,256	250,852	5,288,600	7,336,708	415,896	7,752,604
税引後利益	-	-	228,532	228,532	26,164	254,696
為替換算の変動	-	(49,724)	-	(49,724)	(51,584)	(101,308)
売却可能投資	-	110,980	-	110,980	248	111,228
キャッシュフロー・ヘッジ	-	165,912	-	165,912	1,612	167,524
その他	-	496	(12,524)	(12,028)	-	(12,028)
当期包括利益合計	-	227,664	216,008	443,672	(23,560)	420,112
持分決済型株式制度	-	-	59,148	59,148	-	59,148
株式報酬制度に基づき権利確定した パークレイズ・ピーエルシー株式	-	-	(9,424)	(9,424)	-	(9,424)
配当金支払額	-	-	(30,008)	(30,008)	(11,532)	(41,540)
優先株式及びその他の株主持分に係る 配当金支払額	-	-	(33,604)	(33,604)	-	(33,604)
資本準備商品の償還	-	(65,472)	-	(65,472)	-	(65,472)
その他の剰余金の変動	-	(2,852)	(496)	(3,348)	2,604	(744)
2011年12月31日現在残高	1,797,256	410,192	5,490,224	7,697,672	383,408	8,081,080
2011年6月30日終了上半期						
2011年1月1日現在残高	1,797,256	400,520	5,139,800	7,337,576	429,908	7,767,484
税引後利益	-	-	219,852	219,852	27,156	247,008
為替換算の変動	-	(75,392)	-	(75,392)	(22,568)	(97,960)
売却可能投資	-	40,052	-	40,052	(992)	39,060
キャッシュフロー・ヘッジ	-	(5,952)	-	(5,952)	(4,960)	(10,912)
その他	-	1,736	1,116	2,852	-	2,852
当期包括利益合計	-	(39,556)	220,968	181,412	(1,364)	180,048
持分決済型株式制度	-	-	44,764	44,764	-	44,764
株式報酬制度に基づき権利確定した パークレイズ・ピーエルシー株式	-	-	(52,452)	(52,452)	-	(52,452)
配当金支払額	-	-	(49,724)	(49,724)	(11,780)	(61,504)
優先株式及びその他の株主持分に係る 配当金支払額	-	-	(33,232)	(33,232)	-	(33,232)
パークレイズ・ピーエルシーからの 資本注入	-	-	-	-	-	-
資本準備商品の償還	-	(109,988)	-	(109,988)	-	(109,988)
その他の剰余金の変動	-	(124)	18,476	18,352	(868)	17,484
2011年6月30日現在残高	1,797,256	250,852	5,288,600	7,336,708	415,896	7,752,604

1 株式資本および非支配持分の詳細については原文9ページに記載されている。その他の剰余金の変動1億2,400万ポンドには、イベコ・ファイナンス事業の売却に関連する9,100万ポンドが含まれている。

(5) 要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

継続事業	2012年6月30日 終了上半期		2011年12月31日 終了下半期		2011年6月30日 終了上半期	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
税引前利益	604	74,896	3,321	411,804	2,653	328,972
非現金項目の調整	6,754	837,496	4,733	586,892	2,547	315,828
営業資産及び負債の変動	23,668	2,934,832	(9,754)	(1,209,496)	27,054	3,354,696
法人税等支払額	(889)	(110,236)	(796)	(98,704)	(890)	(110,360)
営業活動からのキャッシュ純額	30,137	3,736,988	(2,496)	(309,504)	31,364	3,889,136
投資活動からのキャッシュ純額	(2,233)	(276,892)	13,553	1,680,572	(15,465)	(1,917,660)
財務活動からのキャッシュ純額	(2,979)	(369,396)	(3,450)	(427,800)	(2,300)	(285,200)
現金及び現金同等物に係る為替 レートの影響	(2,424)	(300,576)	(1,350)	(167,400)	(1,583)	(196,292)
現金及び現金同等物の純増加額	22,501	2,790,124	6,257	775,868	12,016	1,489,984
現金及び現金同等物 期首現在	149,673	18,559,452	143,416	17,783,584	131,400	16,293,600
現金及び現金同等物 期末現在	172,174	21,349,576	149,673	18,559,452	143,416	17,783,584

(6) 要約連結財務書類に対する注記

1 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益			非支配持分に帰属する株主資本		
	2012年6月30日	2011年12月31日	2011年6月30日	2012年6月30日	2011年12月31日	2011年6月30日
	終了上半期	終了下半期	終了上半期	終了上半期	終了下半期	終了上半期
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
アブサ・グループ・リミテッド	154	204	197	2,842	2,861	3,110
その他の非支配持分	22	7	22	115	231	244
合計	176	211	219	2,957	3,092	3,354

2 配当金

	2012年6月30日	2011年12月31日	2011年6月30日
	終了上半期	終了下半期	終了上半期
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
普通株式	462	242	401
優先株式	221	251	216
その他持分商品		20	52
合計	683	513	669

普通株式配当金は、パークレイズ・ピーエルシーがその株主に支払う配当金の資金源として支払われた。

3 株式資本

普通株式

2012年6月30日及び2011年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済普通株式資本は、1株1ポンドの普通株式23億4,200万株で構成されていた。

優先株式

2012年6月30日及び2011年12月31日現在、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの発行済優先株式資本は、1株1ポンドのポンド建優先株式1,000株、1株100ユーロのユーロ建優先株式240,000株、1株100ポンドのポンド建優先株式75,000株、1株100米ドルの米ドル建優先株式100,000株、及び1株0.25米ドルの米ドル建優先株式2億3,700万株で構成されていた。

[次へ](#)

(補足情報)

以下の情報は、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの中間経営報告書に掲載されているパークレイズ・ピーエルシーの要約連結中間財務書類に基づいている。

(1) 要約連結損益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2012年6月30日 終了上半期		2011年12月31日 終了下半期		2011年6月30日 終了上半期	
		百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
利息収入純額	2	6,112	757,888	6,012	745,488	6,189	767,436
手数料収入純額		4,249	526,876	4,203	521,172	4,419	547,956
トレーディング収益純額		1,584	196,416	3,764	466,736	3,896	483,104
投資収益純額		371	46,004	1,711	212,164	652	80,848
保険契約に基づく保険料収入純額		516	63,984	507	62,868	569	70,556
ブラックロック社に対する投資の 売却純利益/(損失)		227	28,148	-	-	(58)	(7,192)
債務買戻し及び償還に係る利益		-	-	1,130	140,120	-	-
その他の収益/(費用)		61	7,564	(21)	(2,604)	60	7,440
収益合計		13,120	1,626,880	17,306	2,145,944	15,727	1,950,148
保険契約に基づく保険金及び給付金純額		(363)	(45,012)	(344)	(42,656)	(397)	(49,228)
保険金控除後の収益合計		12,757	1,581,868	16,962	2,103,288	15,330	1,900,920
信用に関する減損費用及びその他の 引当金繰入額		(1,832)	(227,168)	(1,974)	(244,776)	(1,828)	(226,672)
ブラックロック社に対する投資に 係る減損		-	-	(1,800)	(223,200)	-	-
営業収益純額		10,925	1,354,700	13,188	1,635,312	13,502	1,674,248
人件費	3	(5,469)	(678,156)	(5,297)	(656,828)	(6,110)	(757,640)
一般管理費	4	(3,474)	(430,776)	(3,232)	(400,768)	(3,124)	(387,376)
有形固定資産減価償却費		(337)	(41,788)	(322)	(39,928)	(351)	(43,524)
無形資産償却費		(211)	(26,164)	(222)	(27,528)	(197)	(24,428)
営業費用(のれんの減損、英国銀行 税、並びに支払保障保険及び金利 ヘッジ商品に関する補償引当金を 除く)		(9,491)	(1,176,884)	(9,073)	(1,125,052)	(9,782)	(1,212,968)
のれんの減損		-	-	(550)	(68,200)	(47)	(5,828)
支払保障保険に関する補償引当金		(300)	(37,200)	-	-	(1,000)	(124,000)
金利ヘッジ商品に関する補償引当金		(450)	(55,800)	-	-	-	-
英国銀行税		-	-	(325)	(40,300)	-	-
営業費用		(10,241)	(1,269,884)	(9,948)	(1,233,552)	(10,829)	(1,342,796)
事業売却益/(損)、並びに関連会社 及び合併企業の損益に対する持分		75	9,300	(5)	(620)	(29)	(3,596)
税引前利益		759	94,116	3,235	401,140	2,644	327,856
税金	6	(279)	(34,596)	(1,267)	(157,108)	(661)	(81,964)
税引後利益		480	59,520	1,968	244,032	1,983	245,892
以下に帰属するもの:							
親会社の株主		70	8,680	1,509	187,116	1,498	185,752
非支配持分	7	410	50,840	459	56,916	485	60,140
税引後利益		480	59,520	1,968	244,032	1,983	245,892
		ペンス	円	ペンス	円	ペンス	円
継続事業からの1株当たり利益							
基本的普通株式1株当たり利益	8	0.6	1	12.6	16	12.5	16
希薄化後普通株式1株当たり利益	8	0.6	1	12.1	15	11.9	15

1 財務書類に対する注記については、原文73ページから90ページを参照のこと。

(2) 要約連結損益及びその他の包括利益計算書(未監査)

継続事業	注記 ¹	2012年6月30日 終了上半期		2011年12月31日 終了下半期		2011年6月30日 終了上半期	
		百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
税引後利益		480	59,520	1,968	244,032	1,983	245,892
損益に振替えられる可能性のある その他の包括利益：							
為替換算差額	17	(614)	(76,136)	(817)	(101,308)	(790)	(97,960)
売却可能金融資産	17	(199)	(24,676)	1,059	131,316	315	39,060
キャッシュフロー・ヘッジ	17	242	30,008	1,351	167,524	(88)	(10,912)
その他		48	5,952	(97)	(12,028)	23	2,852
当期その他の包括利益		(523)	(64,852)	1,496	185,504	(540)	(66,960)
当期包括利益合計		(43)	(5,332)	3,464	429,536	1,443	178,932
以下に帰属するもの：							
親会社の株主		(410)	(50,840)	3,402	421,848	1,174	145,576
非支配持分		367	45,508	62	7,688	269	33,356
当期包括利益合計		(43)	(5,332)	3,464	429,536	1,443	178,932

1 注記については、原文73ページから90ページを参照のこと。

(3) 要約連結貸借対照表(未監査)

	注記 ¹	2012年6月30日現在		2011年12月31日現在		2011年6月30日現在	
		百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
資産							
現金及び中央銀行預け金		126,062	15,631,688	106,894	13,254,856	86,916	10,777,584
他銀行からの取立中の項目		2,598	322,152	1,812	224,688	1,317	163,308
トレーディング・ポートフォリオ資産		166,300	20,621,200	152,183	18,870,692	181,799	22,543,076
公正価値で測定すると指定された金融資産		45,928	5,695,072	36,949	4,581,676	39,122	4,851,128
デリバティブ	10	517,685	64,192,940	538,964	66,831,536	379,854	47,101,896
銀行に対する貸付金		48,777	6,048,348	47,446	5,883,304	58,751	7,285,124
顧客に対する貸付金		454,728	56,386,272	431,934	53,559,816	441,983	54,805,892
リバース・レボ取引及びその他類似の担保付貸付		174,392	21,624,608	153,665	19,054,460	196,867	24,411,508
売却可能金融投資		68,922	8,546,328	68,491	8,492,884	81,837	10,147,788
未収還付税及び繰延税金資産	6	3,244	402,256	3,384	419,616	3,007	372,868
前払金、未収収益及びその他の資産		5,892	730,608	4,563	565,812	6,030	747,720
関連会社及び合併企業に対する投資		489	60,636	427	52,948	576	71,424
のれん及び無形資産	12	7,861	974,764	7,846	972,904	8,541	1,059,084
有形固定資産		5,909	732,716	7,166	888,584	6,196	768,304
退職給付資産	15	2,478	307,272	1,803	223,572	126	15,624
資産合計		1,631,265	202,276,860	1,563,527	193,877,348	1,492,922	185,122,328
負債							
銀行預り金		94,467	11,713,908	91,116	11,298,384	84,188	10,439,312
他銀行への未決済項目		1,671	207,204	969	120,156	1,324	164,176
顧客預り金		408,550	50,660,200	366,032	45,387,968	373,374	46,298,376
リバース・レボ取引及びその他類似の担保付借入		245,833	30,483,292	207,292	25,704,208	247,635	30,706,740
トレーディング・ポートフォリオ負債		51,747	6,416,628	45,887	5,689,988	77,208	9,573,792
公正価値で測定すると指定された金融負債		94,855	11,762,020	87,997	10,911,628	92,473	11,466,652
デリバティブ	10	507,351	62,911,524	527,910	65,460,840	366,536	45,450,464
発行債券		124,968	15,496,032	129,736	16,087,264	144,871	17,964,004
未払金、繰延収益及びその他の負債		12,326	1,528,424	12,580	1,559,920	12,952	1,606,048
未払税金及び繰延税金負債	6	1,377	170,748	2,092	259,408	1,100	136,400
劣後負債	13	22,089	2,739,036	24,870	3,083,880	26,786	3,321,464
引当金	14	1,851	229,524	1,529	189,596	2,074	257,176
退職給付債務	15	490	60,760	321	39,804	412	51,088
負債合計		1,567,575	194,379,300	1,498,331	185,793,044	1,430,933	177,435,692
株主資本							
非支配持分を除く株主資本		54,205	6,721,420	55,589	6,893,036	51,572	6,394,928
非支配持分	7	9,485	1,176,140	9,607	1,191,268	10,417	1,291,708
株主資本合計		63,690	7,897,560	65,196	8,084,304	61,989	7,686,636
負債及び株主資本合計		1,631,265	202,276,860	1,563,527	193,877,348	1,492,922	185,122,328

1 注記については、原文73ページから90ページを参照のこと。

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)

	発行済	その他の 剰余金 ¹	利益剰余金	合計	非支配 持分 ²	株主資本 合計
	株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹					
	百万ポンド					
2012年6月30日終了上半期						
2012年1月1日現在残高	12,380	3,837	39,372	55,589	9,607	65,196
税引後利益	-	-	70	70	410	480
為替換算の変動	-	(543)	-	(543)	(71)	(614)
売却可能投資	-	(218)	-	(218)	19	(199)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	234	-	234	8	242
その他	-	-	47	47	1	48
当期包括利益合計	-	(527)	117	(410)	367	(43)
従業員株式制度に基づく株式発行	82	-	369	451	-	451
自己株式の増加	-	(955)	-	(955)	-	(955)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	912	(912)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(488)	(488)	(364)	(852)
その他の剰余金の変動	-	-	18	18	(125)	(107)
2012年6月30日現在残高	12,462	3,267	38,476	54,205	9,485	63,690
2011年12月31日終了下半期						
2011年7月1日現在残高	12,361	1,291	37,920	51,572	10,417	61,989
税引後利益	-	-	1,509	1,509	459	1,968
為替換算の変動	-	(401)	-	(401)	(416)	(817)
売却可能投資	-	1,057	-	1,057	2	1,059
キャッシュフロー・ヘッジ	-	1,338	-	1,338	13	1,351
その他	-	-	(101)	(101)	4	(97)
当期包括利益合計	-	1,994	1,408	3,402	62	3,464
従業員株式制度に基づく株式発行	19	-	477	496	-	496
自己株式の減少	-	388	-	388	-	388
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	76	(76)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(241)	(241)	(364)	(605)
資本準備商品の償還	-	-	-	-	(528)	(528)
その他の剰余金の変動	-	88	(116)	(28)	20	(8)
2011年12月31日現在残高	12,380	3,837	39,372	55,589	9,607	65,196
2011年6月30日終了上半期						
2011年1月1日現在残高	12,339	1,754	36,765	50,858	11,404	62,262
税引後利益	-	-	1,498	1,498	485	1,983
為替換算の変動	-	(608)	-	(608)	(182)	(790)
売却可能投資	-	323	-	323	(8)	315
キャッシュフロー・ヘッジ	-	(48)	-	(48)	(40)	(88)
その他	-	-	9	9	14	23
当期包括利益合計	-	(333)	1,507	1,174	269	1,443
従業員株式制度に基づく株式発行	22	-	361	383	-	383
自己株式の増加	-	(553)	-	(553)	-	(553)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	423	(423)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(419)	(419)	(363)	(782)
資本準備商品の償還	-	-	-	-	(887)	(887)
その他の剰余金の変動	-	-	129	129	(6)	123
2011年6月30日現在残高	12,361	1,291	37,920	51,572	10,417	61,989

1 株式資本及びその他の剰余金の詳細は原文81ページに記載されている。

2 非支配持分の詳細は、原文76ページに記載されている。その他の剰余金の変動125百万ポンドには、イベコ・ファイナンス事業の売却に関連する91百万ポンドが含まれている。

(4) 要約連結株主資本変動表(未監査)(続き)

	発行済	その他の 剰余金 ¹	利益剰余金	合計	非支配 持分 ²	株主資本 合計
	株式資本及び 株式払込 剰余金 ¹					
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
2012年6月30日終了上半期						
2012年1月1日現在残高	1,535,120	475,788	4,882,128	6,893,036	1,191,268	8,084,304
税引後利益	-	-	8,680	8,680	50,840	59,520
為替換算の変動	-	(67,332)	-	(67,332)	(8,804)	(76,136)
売却可能投資	-	(27,032)	-	(27,032)	2,356	(24,676)
キャッシュフロー・ヘッジ	-	29,016	-	29,016	992	30,008
その他	-	-	5,828	5,828	124	5,952
当期包括利益合計	-	(65,348)	14,508	(50,840)	45,508	(5,332)
従業員株式制度に基づく株式発行	10,168	-	45,756	55,924	-	55,924
自己株式の増加	-	(118,420)	-	(118,420)	-	(118,420)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	113,088	(113,088)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(60,512)	(60,512)	(45,136)	(105,648)
その他の剰余金の変動	-	-	2,232	2,232	(15,500)	(13,268)
2012年6月30日現在残高	1,545,288	405,108	4,771,024	6,721,420	1,176,140	7,897,560
2011年12月31日終了下半期						
2011年7月1日現在残高	1,532,764	160,084	4,702,080	6,394,928	1,291,708	7,686,636
税引後利益	-	-	187,116	187,116	56,916	244,032
為替換算の変動	-	(49,724)	-	(49,724)	(51,584)	(101,308)
売却可能投資	-	131,068	-	131,068	248	131,316
キャッシュフロー・ヘッジ	-	165,912	-	165,912	1,612	167,524
その他	-	-	(12,524)	(12,524)	496	(12,028)
当期包括利益合計	-	247,256	174,592	421,848	7,688	429,536
従業員株式制度に基づく株式発行	2,356	-	59,148	61,504	-	61,504
自己株式の減少	-	48,112	-	48,112	-	48,112
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	9,424	(9,424)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(29,884)	(29,884)	(45,136)	(75,020)
資本準備商品の償還	-	-	-	-	(65,472)	(65,472)
その他の剰余金の変動	-	10,912	(14,384)	(3,472)	2,480	(992)
2011年12月31日現在残高	1,535,120	475,788	4,882,128	6,893,036	1,191,268	8,084,304
2011年6月30日終了上半期						
2011年1月1日現在残高	1,530,036	217,496	4,558,860	6,306,392	1,414,096	7,720,488
税引後利益	-	-	185,752	185,752	60,140	245,892
為替換算の変動	-	(75,392)	-	(75,392)	(22,568)	(97,960)
売却可能投資	-	40,052	-	40,052	(992)	39,060
キャッシュフロー・ヘッジ	-	(5,952)	-	(5,952)	(4,960)	(10,912)
その他	-	-	1,116	1,116	1,736	2,852
当期包括利益合計	-	(41,292)	186,868	145,576	33,356	178,932
従業員株式制度に基づく株式発行	2,728	-	44,764	47,492	-	47,492
自己株式の増加	-	(68,572)	-	(68,572)	-	(68,572)
従業員株式制度に基づく株式の権利確定	-	52,452	(52,452)	-	-	-
配当金支払額	-	-	(51,956)	(51,956)	(45,012)	(96,968)
資本準備商品の償還	-	-	-	-	(109,988)	(109,988)
その他の剰余金の変動	-	-	15,996	15,996	(744)	15,252
2011年6月30日現在残高	1,532,764	160,084	4,702,080	6,394,928	1,291,708	7,686,636

1 株式資本及びその他の剰余金の詳細は原文81ページに記載されている。

2 非支配持分の詳細は、原文76ページに記載されている。その他の剰余金の変動125百万ポンドには、イベコ・ファイナンス事業の売却に関連する91百万ポンドが含まれている。

(5) 要約連結キャッシュフロー計算書(未監査)

継続事業	2012年6月30日 終了上半期		2011年12月31日 終了下半期		2011年6月30日 終了上半期	
	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円	百万ポンド	百万円
税引前利益	759	94,116	3,235	401,140	2,644	327,856
非現金項目の調整	6,998	867,752	5,089	631,036	3,104	384,896
営業資産及び負債の変動	24,150	2,994,600	(10,362)	(1,284,888)	27,055	3,354,820
法人税等支払額	(889)	(110,236)	(796)	(98,704)	(890)	(110,360)
営業活動からのキャッシュ純額	31,018	3,846,232	(2,834)	(351,416)	31,913	3,957,212
投資活動からのキャッシュ純額	(2,232)	(276,768)	13,553	1,680,572	(15,465)	(1,917,660)
財務活動からのキャッシュ純額	(3,861)	(478,764)	(3,112)	(385,888)	(2,849)	(353,276)
現金及び現金同等物に係る為替レートの影響	(2,424)	(300,576)	(1,350)	(167,400)	(1,583)	(196,292)
現金及び現金同等物の純増加	22,501	2,790,124	6,257	775,868	12,016	1,489,984
現金及び現金同等物 期首残高	149,673	18,559,452	143,416	17,783,584	131,400	16,293,600
現金及び現金同等物 期末残高	172,174	21,349,576	149,673	18,559,452	143,416	17,783,584

[次へ](#)

(6) 要約連結財務書類に対する注記

1 作成の基礎

中間経営報告書は、国際会計基準（以下「IAS」という。）第34号「中間財務報告」に準拠して、2011年度年次報告書に用いられたのと同じ会計方針及び計算方法を用いて作成されている。

2011年度年次報告書で開示されて以降、当グループの2012年度の業績に重要な影響を及ぼすと予想される会計上の変更はない。国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）が公表している又は公表予定の会計基準の修正又は新規の会計基準により、2012年以降の当グループの財務報告には多数の重要な変更が予想されている。そのうち最も重要なものは、以下の通りである。

2013年1月1日より適用開始

- ・2013年1月1日より、当グループは、IAS第19号「従業員給付」（改訂）を適用する予定である。この改訂による主な影響は、保険数理上の損益を年金資産及び負債の一部として繰延べられなくなるということである。当グループはまた、通常のコスト、利息（年金純負債又は年金純資産に係る）あるいは拠出金以外から生じる年金純負債又は年金純資産の変動をその他の包括利益に含める予定である。これらの変更による財務上及び資本面での影響の詳細については、原文81ページの注記15に詳述されている。
- ・国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）第10号「連結財務諸表」により、当グループは、当グループの連結財務書類に含まれる事業体を決定する際に別の基準を適用することが求められるようになる。当該基準の適用による財務上の影響を見積ることはまだ不可能である。

2015年1月1日より適用開始

- ・IFRS第9号「金融商品」は、分類を変更し、それにより、金融資産の測定、減損の計算及びヘッジ会計を変更するものである。これらの変更の他に、当グループの損益を通じて公正価値で保有する発行債券の価値の変動に含まれる、当グループの信用格付の変更から生じる損益の部分は、損益計算書ではなく、その他の包括利益に含まれるようになる。この変更案はまだ最終決定していないため、財務上の影響を見積ることはまだ不可能である。

これらの変更の詳細については、パークレイズの2011年度年次報告書を参照のこと。

継続企業の前提

当グループの事業活動及び財政状態、将来の発展及び業績に影響を及ぼす可能性の高い要因、当グループがさらされている金融リスクを管理する目的及び方針、並びに資本に関しては、「事業別業績」、「業績管理」及び「リスク管理」セクションで論じられている（訳者注：原文の中間経営報告書に記載されている。本報告書には含まれていない）。

取締役は、予見できる将来において、当グループが事業を継続するにあたり十分な資金源を有していることを確認している。このため、財務書類の作成に継続企業の前提を引き続き適用している。

2 利息収入純額

	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2011年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2011年6月30日 終了上半期 百万ポンド
現金及び中央銀行預け金	169	206	186
売却可能金融投資	1,683	1,029	1,108
銀行に対する貸付金	185	192	158
顧客に対する貸付金	8,471	8,681	8,590
その他	178	285	154
受取利息	10,686	10,393	10,196
銀行預り金	(171)	(221)	(145)
顧客預り金	(1,864)	(1,494)	(1,032)
発行債券	(1,583)	(1,711)	(1,813)
劣後負債	(817)	(910)	(903)
その他	(139)	(45)	(114)
支払利息	(4,574)	(4,381)	(4,007)
利息収入純額	6,112	6,012	6,189

3 人件費

	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2011年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2011年6月30日 終了上半期 百万ポンド
当年度賞与引当金 ¹	539	99	856
繰延賞与費用	655	537	458
販売手数料、コミットメント及びその他の インセンティブ ¹	228	243	334
業績連動給	1,422	879	1,648
給与	2,991	3,113	3,164
業績非連動型従業員株式制度	57	100	67
社会保険料 ²	369	316	400
退職後給付	315	380	347
報酬費用合計	5,154	4,788	5,626
銀行員ボーナス税	17	38	38
その他 ³	298	471	446
報酬以外の費用	315	509	484
人件費合計	5,469	5,297	6,110
従業員合計			
常勤者相当数	139,000人	141,100人	146,100人

- ・ 人件費合計は10%減少して5,469百万ポンドになった。これは、主に当年度賞与引当金及び給与の減少を反映しており、過年度の繰延の影響の増加によって一部相殺されている。
- ・ 通年の業績が評価されるまで、報酬委員会はインセンティブ報奨に関する決定を行わないため、2012年度の賞与プールに関する報奨はまだ付与されていない。上半期における当年度賞与費用は、会計上の要件に従って見積られた費用に対する引当金を表している。
- ・ 当グループの調整後税引前利益が13%増加したのに対して、業績連動給は14%減少して1,422百万ポンドになった。
 - 当グループの収益に対する報酬費用の比率⁴は33%（2011年通年：37%、2011年半期：37%）に減少した。
 - 繰延賞与費用は43%増加して655百万ポンドになったが、これは主に2011年度の賞与プールに関する繰延水準の上昇を反映している。
- ・ インベストメント・バンクの税引前利益が2%減少したのに対して、報酬費用は19%減少して1,028百万ポンドになった。
 - インベストメント・バンクの収益に対する報酬費用の比率は39%（2011年通年：47%、2011年半期：45%）に減少した。
 - 業績連動給には繰延賞与費用597百万ポンド（2011年：432百万ポンド）が含まれている。
- ・ 2012年6月30日現在で付与済だがまだ費用計上されていない賞与の将来の期間に関連する予想費用は、14億ポンド（2011年12月31日：20億ポンド）であった。
- ・ 給与は5%減少して2,991百万ポンドになったが、これは合計従業員数が5%減少して139,000名になったのと同じである。この減少は、主にヨーロッパRBB、アフリカRBB及び英国以外のコーポレート・バンキングにおける事業再編活動に関連している。

1 2011年度の当年度賞与費用合計には、通年の引当金57百万ポンドが含まれている。

2 給与、賞与及びその他のインセンティブに関連する社会保険料が含まれている。

3 従業員研修、余剰人員の削減及び新規採用の費用が含まれている。

4 報酬費用合計を保険金控除後の調整後収益合計で除したものの。

4 一般管理費

	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2011年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2011年6月30日 終了上半期 百万ポンド
有形固定資産	892	856	907
アウトソース及び専門家サービス	1,023	971	898
オペレーティング・リース料	307	335	324
マーケティング、広告及びスポンサー	257	323	262
定期刊行物、出版物、事務用品及び通信費	367	364	376
旅費及び宿泊費	157	168	160
その他の一般管理費	468	209	191
有形固定資産及び無形資産の減損	3	6	6
一般管理費	3,474	3,232	3,124

一般管理費は11%増加して3,474百万ポンド（2011年：3,124百万ポンド）になった。これは、規制対応費用の増加及び銀行間取引金利の設定に関する業界全体を対象とした調査に関連する課徴金290百万ポンド（その他の一般管理費に含まれている）を反映している。

5 英国銀行税

銀行に対する年次課税を導入する英国の法律が2011年7月に制定されたが、これは当グループの年度末現在の負債を参照して算定される。この課税の結果、2011年12月31日終了事業年度において325百万ポンドの営業費用が追加計上された。2012年度の費用合計は約360百万ポンドと予想されており、その全額がIFRSに準拠して2012年12月31日に認識される予定である。

6 税金

2012年度上半期における税額は279百万ポンド（2011年：661百万ポンド）であり、これは36.8%（2011年：25.0%）の実効税率に相当する。実効税率が2011年度に比べて上昇したのは、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国の支店において過年度に未認識であった繰延税金資産が2011年度に認識されたことを反映している。

2期共に実効税率が英国税率の24.5%（2011年：26.5%）と異なる理由としては、非課税所得、英国の法定税率とは異なる現地の法定税率で課税される英国外の損益の影響、控除対処外の税金及び損金不算入の費用、また2011年度上半期においては、以前に認識されていなかった繰延税金資産を認識したことによる影響が挙げられる。

	資産			負債		
	2012年6月 30日現在 百万ポンド	2011年12月 31日現在 百万ポンド	2011年6月 30日現在 百万ポンド	2012年6月 30日現在 百万ポンド	2011年12月 31日現在 百万ポンド	2011年6月 30日現在 百万ポンド
当期及び繰延税金資産 及び負債						
当期税金	266	374	265	(353)	(1,397)	(487)
繰延税金	2,978	3,010	2,742	(1,024)	(695)	(613)
合計	3,244	3,384	3,007	(1,377)	(2,092)	(1,100)

繰延税金資産2,978百万ポンド(2011年12月31日:3,010百万ポンド)は、主にパークレイズ・グループ・ユーエス・インク納税グループ、パークレイズ・バンク・ピーエルシーの米国支店及びスペインの納税グループの金額に関連している。2012年6月30日現在、スペインの納税グループの繰延税金資産は、スペインの現在の経済環境についてアップデートされた最新の事業予測が裏付けるように回収可能である。この資産は、予想税金回収率の低下を反映して、608百万ポンド(2011年12月31日:696百万ポンド)に減少した。

7 非支配持分

	非支配持分に帰属する利益			非支配持分に帰属する株主資本		
	2012年6月30日	2011年12月31日	2011年6月30日	2012年6月30日	2011年12月31日	2011年6月30日
	終了上半期	終了下半期	終了上半期	終了上半期	終了下半期	終了上半期
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
パークレイズ・バンク・ピーエルシー発行:						
- 優先株式	232	234	231	5,942	5,929	5,948
- 資本準備商品(RCI)		12	34			529
- 上位Tier 2 商品	2	2	1	589	586	586
アブサ・グループ・リミテッド	154	204	197	2,842	2,861	3,110
その他の非支配持分	22	7	22	112	231	244
合計	410	459	485	9,485	9,607	10,417

2011年6月及び12月に、それぞれ額面価額12.5億米ドル及び7.5億米ドルの資本準備商品がパークレイズのオプションにより償還された。

8 1株当たり利益

	2012年6月30日	2011年12月31日	2011年6月30日
	終了上半期	終了下半期	終了上半期
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
親会社の株主に帰属する利益	70	1,509	1,498
転換可能オプションの希薄化効果		2	(2)
親会社の株主に帰属する利益 (転換可能オプションの希薄化効果考慮後)	70	1,511	1,496
調整項目の影響 ¹	2,589	(525)	839
親会社の株主に帰属する調整後利益 (転換可能オプションの希薄化効果考慮後)	2,659	986	2,335

	2012年6月30日 終了上半期 百万株	2011年12月31日 終了下半期 百万株	2011年6月30日 終了上半期 百万株
基本的加重平均発行株式数 ²	12,215	11,976	11,938
潜在的普通株式数	317	511	651
希薄化後加重平均株式数	12,532	12,487	12,589

	2012年6月30日 終了上半期 ペンス	2011年12月31日 終了下半期 ペンス	2011年6月30日 終了上半期 ペンス
基本的普通株式1株当たり利益	0.6	12.6	12.5
希薄化後普通株式1株当たり利益	0.6	12.1	11.9
普通株式1株当たり調整後利益	21.8	8.2	19.6

1 調整後の業績指標には、原文8ページに詳述の通り、当グループ自身の信用度に関する損益、債務買戻しに係る利益、ブラックロック社に対する投資の減損及び売却益/(損)、支払保障保険に関する補償引当金、金利ヘッジ商品に関する補償引当金、のれんの減損、並びに買収及び売却に係る損失は含まれていない、これらの項目の税務上の影響額は、879百万ポンドの費用(2011年下半期：845百万ポンドの控除、2011年上半期：242百万ポンドの費用)である。

2 基本的加重平均発行株式数には、従業員給付信託においてトレーディング目的で保有する自己株式は含まれていない。

9 普通株式配当金

パークレイズの方針は、四半期毎に配当金の宣言及び支払を実施することである。1株当たり1ペンスの2012年度第1回期中配当金は、2012年6月8日に支払われた。取締役会は、普通株式1株当たり1ペンスの2012年度第2回配当金を、2012年8月10日現在の当社の株主名簿に登録された株主に対して、2012年9月7日に支払うことを決定している。これにより、2012年度上半期では合計2ペンス(2011年：2ペンス)となる。

期中の配当金支払額	2012年6月30日 終了上半期		2011年12月31日 終了下半期		2011年6月30日 終了上半期	
	1株当たり ペンス	合計 百万ポンド	1株当たり ペンス	合計 百万ポンド	1株当たり ペンス	合計 百万ポンド
最終配当金	3.0	366			2.5	298
期中配当金	1.0	122	2.0	241	1.0	121

米国及びカナダの適格居住者である米国預託証書(以下「ADR」という。)保有者については、普通株式1株当たり1ペンスの期中配当金が、米国預託株式(以下「ADS」という。)1株(普通株式4株に相当)当たり4ペンスとなる。ADR預託機関は、2012年8月10日の営業終了時点で登録されているADR保有者に対して、2012年9月7日に期中配当金を支払う予定である。

10 デリバティブ

	契約上の想定元本 百万ポンド	公正価値	
		資産 百万ポンド	負債 百万ポンド
2012年6月30日現在			
為替デリバティブ	5,067,266	58,663	(63,369)
金利デリバティブ	38,549,480	374,353	(357,665)
クレジット・デリバティブ	1,926,860	48,100	(46,539)
エクイティ・デリバティブ及び株価指数デリバ ティブ並びにコモディティ・デリバティブ	1,504,099	31,582	(34,917)
トレーディング目的で保有するデリバティブ 資産/(負債)	47,047,705	512,698	(502,490)
ヘッジ会計の要件を満たす関係にある デリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されて いるデリバティブ	210,141	2,760	(1,414)
公正価値ヘッジとして指定されている デリバティブ	133,581	2,121	(3,388)
純投資ヘッジとして指定されている デリバティブ	10,246	106	(59)
ヘッジ関係の指定を受けている デリバティブ資産/(負債)	353,968	4,987	(4,861)
認識されたデリバティブ資産/(負債)合計	47,401,673	517,685	(507,351)
2011年12月31日現在			
為替デリバティブ	4,452,874	63,822	(67,280)
金利デリバティブ	35,541,980	372,570	(357,440)
クレジット・デリバティブ	1,886,650	63,312	(61,348)
エクイティ・デリバティブ及び株価指数デリバ ティブ並びにコモディティ・デリバティブ	1,214,487	35,602	(38,484)
トレーディング目的で保有するデリバティブ 資産/(負債)	43,095,991	535,306	(524,552)
ヘッジ会計の要件を満たす関係にある デリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されて いるデリバティブ	157,149	2,150	(1,726)
公正価値ヘッジとして指定されている デリバティブ	74,375	1,447	(1,238)
純投資ヘッジとして指定されている デリバティブ	12,010	61	(394)
ヘッジ関係の指定を受けている デリバティブ資産/(負債)	243,534	3,658	(3,358)
認識されたデリバティブ資産/(負債)合計	43,339,525	538,964	(527,910)

	契約上の想定元本 百万ポンド	公正価値	
		資産 百万ポンド	負債 百万ポンド
2011年6月30日現在			
為替デリバティブ	3,965,712	54,186	(57,176)
金利デリバティブ	37,739,893	238,645	(220,854)
クレジット・デリバティブ	2,085,191	45,883	(44,169)
エクイティ・デリバティブ及び株価指数デリバ ティブ並びにコモディティ・デリバティブ	1,268,250	39,090	(41,907)
トレーディング目的で保有するデリバティブ 資産/(負債)	45,059,046	377,804	(364,106)
ヘッジ会計の要件を満たす関係にある デリバティブ			
キャッシュフロー・ヘッジとして指定されて いるデリバティブ	164,846	891	(848)
公正価値ヘッジとして指定されている デリバティブ	98,245	1,077	(1,116)
純投資ヘッジとして指定されている デリバティブ	15,405	82	(466)
ヘッジ関係の指定を受けている デリバティブ資産/(負債)	278,496	2,050	(2,430)
認識されたデリバティブ資産/(負債)合計	45,337,542	379,854	(366,536)

総額ベースのデリバティブ資産の公正価値は4%減少して5,180億ポンド(2011年12月31日:5,390億ポンド)になった。これは、総額ベースのデリバティブ・エクスポージャーを減少させるための最適化への取り組みの影響、及び信用スプレッドの縮小を反映しており、主要フォワード・カーブの下降によって相殺された。

デリバティブ資産のエクスポージャーは、同一の取引相手との資産と負債の相殺又は当グループが保有する現金担保との相殺が認められる場合、IFRSに基づく計上額よりも4,770億ポンド(2011年12月31日:4,920億ポンド)減少すると考えられる。デリバティブ負債は、取引相手との相殺及び差入担保を反映すると、4,630億ポンド(2011年12月31日:4,780億ポンド)減少すると考えられる。

11 公正価値で保有する金融商品

以下の表は、公正価値で認識され、測定される金融資産及び負債を公正価値ヒエラルキーのレベル別に表示したものである。

以下の評価手法に基づく

	取引相場価格 (レベル1) 百万ポンド	観察可能 インプット (レベル2) 百万ポンド	重要な観察不能 インプット (レベル3) 百万ポンド	合計 百万ポンド
2012年6月30日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	71,695	86,130	8,475	166,300
公正価値で測定すると指定された 金融資産	9,469	28,919	7,540	45,928
デリバティブ金融資産	1,902	507,126	8,657	517,685
売却可能資産	31,377	34,571	2,974	68,922
資産合計	114,443	656,746	27,646	798,835
2012年6月30日現在				
トレーディング・ポートフォリオ負債	(25,387)	(26,251)	(109)	(51,747)
公正価値で測定すると指定された 金融負債	(51)	(92,002)	(2,802)	(94,855)
デリバティブ金融負債	(1,887)	(498,776)	(6,688)	(507,351)
負債合計	(27,325)	(617,029)	(9,599)	(653,953)
2011年12月31日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	61,530	81,449	9,204	152,183
公正価値で測定すると指定された 金融資産	4,179	24,091	8,679	36,949
デリバティブ金融資産	2,550	525,147	11,267	538,964
売却可能資産	30,857	34,761	2,873	68,491
資産合計	99,116	665,448	32,023	796,587
2011年12月31日現在				
トレーディング・ポートフォリオ負債	(26,155)	(19,726)	(6)	(45,887)
公正価値で測定すると指定された 金融負債	(39)	(84,822)	(3,136)	(87,997)
デリバティブ金融負債	(2,263)	(517,066)	(8,581)	(527,910)
負債合計	(28,457)	(621,614)	(11,723)	(661,794)

以下の評価手法に基づく

	取引相場価格 (レベル1) 百万ポンド	観察可能 インプット (レベル2) 百万ポンド	重要な観察不能 インプット (レベル3) 百万ポンド	合計 百万ポンド
2011年6月30日現在				
トレーディング・ポートフォリオ資産	53,259	117,703	10,837	181,799
公正価値で測定すると指定された 金融資産	5,875	22,304	10,943	39,122
デリバティブ金融資産	3,001	368,690	8,163	379,854
売却可能資産	44,945	34,139	2,753	81,837
資産合計	107,080	542,836	32,696	682,612
トレーディング・ポートフォリオ負債	(36,919)	(40,282)	(7)	(77,208)
公正価値で測定すると指定された 金融負債	(100)	(88,862)	(3,511)	(92,473)
デリバティブ金融負債	(2,424)	(358,930)	(5,182)	(366,536)
負債合計	(39,443)	(488,074)	(8,700)	(536,217)

当期において、レベル1とレベル2の間の重要な振替はなかった。

2012年6月30日終了期間におけるレベル3のポジションの重要な変動は以下の通りである。

- ・ 37億ポンドの購入は主に、非アセット・バック債券17億ポンド、アセット・バック商品6億ポンド、商業不動産ローン4億ポンド及びエクイティ商品1億ポンドから構成されている。
- ・ 43億ポンドの売却は主に、非アセット・バック債券14億ポンド、プライベート・エクイティ9億ポンド、アセット・バック商品7億ポンド及び商業不動産ローン1億ポンドから構成されている。
- ・ 10億ポンドの決済には、商業不動産ローン3億ポンド、その他の貸付金3億ポンド、非アセット・バック債券2億ポンド、為替商品1億ポンド及び金利商品1億ポンドが含まれている。
- ・ レベル3からの振替（純額）4億ポンドは主に、公正価値の観察可能性が向上したクレジット商品、金利商品及び非アセット・バック債券の振替で構成されている。

損益計算書に認識されたレベル3の資産の公正価値に係る純損失は、合計6億ポンド（2011年6月30日：3億ポンドの損失）であった。

観察不能なインプットを用いた評価モデルの使用の結果生じる未認識利益

取引価格（当初認識時の公正価値）と、当初認識時に観察不能なインプットを用いる評価モデルが使用された場合に発生していたと考えられる金額との差額に関して損益に認識されなかった金額から、その後認識された金額を控除した額は、以下の通りであった。

	2012年6月30日 終了上半期 百万ポンド	2011年12月31日 終了下半期 百万ポンド	2011年6月30日 終了上半期 百万ポンド
期首現在	117	146	137
追加額	35	68	25
償却及び戻入額	(8)	(97)	(16)
期末現在	144	117	146

リスク管理プロセスの一環として、潜在的に可能な代替的評価の範囲を得るために重要な観察不能パラメータにストレステストが適用されている。直近のストレステストの結果、公正価値が最大で15億ポンド（2011年：20億ポンド）増加する、又は公正価値が最大で16億ポンド（2011年：21億ポンド）減少する可能性があり、潜在的な影響のほぼ全てが株主資本ではなく、損益計算書に計上されていることが判明した。リーマンの買収により生じ、レベル3の資産に含まれている債権19億ポンドについては、その価値が主に訴訟の結果により影響を受けるため、信頼性のあるストレステストを行うことができない。詳細については注記19に記載されている。

適用されるストレスは、使用した評価手法の性質、観察可能な代理及び過去のデータの入手可能性及び信頼性を考慮する。全てのケースにおいて、入手可能なデータの適合性を判断するために評価を実施する。感応度手法は、信頼できる参照元の範囲、標準偏差又はスプレッド・データ、あるいは代替的な市場見通しに基づくシナリオに基づいている。適用される変動水準又はシナリオは商品ごとに検討され、データの質及び基礎となる市場の変動により異なる。

12 のれん及び無形資産

	2012年6月30日現在 百万ポンド	2011年12月31日現在 百万ポンド	2011年6月30日現在 百万ポンド
のれん	5,295	5,305	6,107
無形資産	2,566	2,541	2,434
合計	7,861	7,846	8,541

のれんは主に、UK RBBが保有する3,144百万ポンド（2011年12月31日：3,145百万ポンド）、アフリカRBBの922百万ポンド（2011年12月31日：947百万ポンド）、パークレイカードの529百万ポンド（2011年12月31日：505百万ポンド）及びウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントの391百万ポンド（2011年12月31日：391百万ポンド）から構成されている。

のれんは、四半期毎に減損の兆候の見直しが行われ、年1回、帳簿価額とその回収可能価額との比較により減損テストが実施される。2012年度において、のれんの減損は発生していない。2011年度において、ファーストプラス及びスペインの事業ののれんに対して減損費用597百万ポンドが認識された。

13 劣後負債

	2012年6月30日現在 百万ポンド	2011年12月31日現在 百万ポンド	2011年6月30日現在 百万ポンド
1月1日現在残高	24,870	28,499	28,499
発行		880	880
償還	(2,153)	(5,116)	(2,434)
その他	(628)	607	(159)
期末現在の期限付及び無期限劣後負債合計	22,089	24,870	26,786

2012年6月30日に終了した6ヶ月間において、償還の内訳は、2017年満期コーラブル変動利付劣後債（1,500百万米ドル）946百万ポンド及び（1,500百万ユーロ）1,200百万ポンド、並びにその他の償還7百万ポンドであった。2012年度において新規発行はなかった。

14 引当金

	2012年6月30日現在 百万ポンド	2011年12月31日現在 百万ポンド	2011年6月30日現在 百万ポンド
余剰人員及び事業再編	163	216	317
未利用のコミットド・ファシリティ 及び提供された保証	222	230	219
不利な契約	107	116	67
支払保障保険に関する補償	406	565	998
金利ヘッジ商品に関する補償	450		
訴訟	187	140	117
その他引当金	316	262	356
合計	1,851	1,529	2,074

支払保障保険に関する補償

司法審査手続の結論を受けて、英国金融サービス機構（以下「FSA」という。）のガイドライン及びかかる申立ての解決に関する業界の経験に基づき、支払保障保険（以下「PPI」という。）に関する補償引当金10億ポンドが2011年度第2四半期に計上された。2012年度初頭に、パークレイズはPPIに関する請求件数の増加に気付いたため、2012年度第1四半期に追加で3億ポンドが引き当てられた。2012年6月30日現在、合計13億ポンドのうち9億ポンドが取り崩されており、引当金の残額は4億ポンドである。

以前に開示した通り、引当金の計算は、様々な仮定に基づいており、その多くは依然として主観的なものである。最も重要な仮定は引き続き、顧客からの請求件数で、依然として予測不能だが、最近では減少傾向にある。現在までの実績のレビューに基づき、引当金の残額は将来の予想支払額に対して最善の見積りと考えられている。最終的な結果は現在の経営陣の見積りと異なる可能性がある。

金利ヘッジ商品に関する補償

2012年6月29日、FSAは、中小企業に販売された金利ヘッジ商品についての調査及び実施予定の補償に関して多数の英国の銀行（パークレイズを含む）と合意に達したことを発表した。補償費用350百万ポンド及び当初の商品の契約以降の信用スプレッドの拡大を反映する100百万ポンド（これについては新しい契約の期間にわたり解消すると予想している）を内訳とする引当金450百万ポンドが認識されている。当該補償の最終的な費用は確定していないが、当該引当金は、合意の適切な実施に関連する当初の様々な見積りにより算定されている。これらの見積りは主に調査対象となる顧客数、並びに支払われる補償金の範囲及び内容に関連している。これを踏まえて、継続の見直しにより引当水準が適切に保たれている。

15 退職給付

2012年6月30日現在、当グループの全制度を通してのIAS第19号に基づく年金積立不足額は、13億ポンド（2011年12月31日：2億ポンド）であった。この金額は、認識された純資産20億ポンド（2011年12月31日：15億ポンド）及び未認識の保険数理上の損失32億ポンド（2011年12月31日：17億ポンド）を反映している。認識された純資産は、退職給付資産25億ポンド（2011年12月31日：18億ポンド）及び退職給付債務5億ポンド（2011年12月31日：3億ポンド）から構成されている。

当グループの主要制度は英国退職基金（以下「UKRF」という。）である。2012年6月30日現在、UKRFには貸借対照表上で認識された資産22億ポンド（2011年12月31日：17億ポンド）があり、IAS第19号に基づくと、制度負債が制度資産を7億ポンド上回っていた（2011年12月31日：3億ポンドの積立超過）。IAS第19号に基づくポジションの変動についての最も重要な理由は、AA格付社債の利回りの下落により正味割引率が下落したことであり、年間を通じて拠出金の不足額が支払われたことにより一部相殺された。

UKRFの3年毎の積立状況についての評価は直近では2010年9月30日付で実施され、50億ポンドの積立不足が判明した。当行と受託会社は、基金の積立不足を解消するための積立計画について合意した。この計画の一環として、2011年12月に拠出金の不足額18億ポンドが基金に支払われ、2012年4月に追加で5億ポンドが支払われた。さらに拠出金の不足額は2017年度から2021年度まで追加で支払われる予定であり、2017年度の7億ポンドから2021年度まで毎年約3.5%増加する予定である。これらの拠出金の不足額は、毎年発生する給付費用の当グループ負担分に対応するための通常の拠出金の他に支払われるものである。

2011年9月30日現在で制度の保険数理人が作成した直近の積立状況の年次報告では、64億ポンドの積立不足が判明した。これは2011年12月の上記の拠出金支払前の金額であった。

注記1に記載の通り、2013年1月1日より、当グループは、IAS第19号「従業員給付」（改訂）を適用する予定である。当グループが本中間財務書類において改訂を適用していた場合、認識された正味ポジションは32億ポンド（2011年12月31日：17億ポンド）減少し、その結果、12億ポンド（2011年12月31日：2億ポンド）の負債が発生していたと考えられる。2012年6月30日終了期間の税引後利益は11百万ポンド（2011年度下半期：41百万ポンド、2011年度上半期：42百万ポンド）減少し、その他の包括利益は11億ポンド（2011年度下半期：2億ポンド、2011年度上半期：10億ポンド）減少していたと考えられる。株主資本は24億ポンド（2011年12月31日：13億ポンド）減少し、繰延税金資産8億ポンド（2011年12月31日：5億ポンド）が追加で認識されていたと考えられる。金利等の市場要素を取り巻く不確実性により、通年の財務書類に与える影響額を見積もることは不可能である。

16 株式資本及びワラント

払込済株式資本は、1株25ペンスの普通株式12,235百万株（2011年：12,119百万株）で構成されている。

2012年6月30日現在、1株当たり1.97775ポンドで379.2百万株（2011年：379.2百万株）の新規普通株式を引き受けるワラントが未行使であった。このワラントは、2013年10月31日の営業終了時点までいつでも行使可能である。

17 その他の剰余金

為替換算再評価差額

非支配持分に関連する71百万ポンド（2011年6月30日：182百万ポンド）を含む、2012年度の為替換算変動額614百万ポンド（2011年6月30日：790百万ポンド）は主に、米ドル、南アフリカ・ランド及びユーロが英ポンドに対して下落したことに起因していた。当期において、為替換算再評価差額から20百万ポンドの利益（2011年：3百万ポンドの損失）が損益計算書に認識された。

売却可能投資再評価差額

売却可能投資再評価差額は218百万ポンド減少（2011年6月30日：323百万ポンド増加）した。これは主に、ブラックロック社の売却を含む511百万ポンドの利益の損益計算書への振替、並びに当期税金及び繰延税金の変動の影響による130百万ポンドの減少が、公正価値の変動から生じた純利益423百万ポンドと相殺されたものである。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額は、有効なキャッシュフロー・ヘッジ商品に係る累積損益を表し、ヘッジ対象取引が損益に影響を及ぼす時点で損益計算書に振替えられる。

キャッシュフロー・ヘッジ再評価差額の234百万ポンドの増加（2011年6月30日：48百万ポンドの減少）は主に、ヘッジ目的で保有する金利スワップの公正価値の増加が、純利益に振替えられた関連する利益によって一部相殺されたことを反映している。

自己株式

当期において、主に従業員株式制度のために保有する株式の増加を反映して、自己株式の正味購入955百万ポンド（2011年：553百万ポンド）が行われ、繰延株式報酬の権利確定を反映して、912百万ポンド（2011年：423百万ポンド）が利益剰余金から振替えられた。

18 偶発債務及び契約債務

	2012年6月30日現在 百万ポンド	2011年12月31日現在 百万ポンド	2011年6月30日現在 百万ポンド
有価証券貸付取引	42,609	35,996	32,977
担保証券として差入れられた保証及び信用状	14,995	14,181	12,886
契約履行保証、銀行引受手形及び裏書手形	7,120	8,706	9,257
偶発債務	64,724	58,883	55,120
荷為替信用状及びその他の短期貿易関連取引	1,299	1,358	1,392
スタンドバイ・ファシリティ、クレジット ライン及びその他の契約債務	245,853	240,282	232,624

有価証券貸付取引

2009年12月1日のパークレイズ・グローバル・インベスターズの売却まで、当グループは、当グループが管理する投資信託について、管理下のファンドが保有する有価証券を第三者に貸付ける有価証券貸付取引を促進していた。借手は、貸付けた有価証券の市場価額の100%に2%から10%のマージンを加算した額に相当する現金又は投資適格資産を担保として差入れた。当グループは、当該契約の裏付けとなる補償を2012年11月30日まで引き続き提供することをブラックロック社と合意した。2012年6月30日現在保有していた担保の公正価値は43,773百万ポンド（2011年12月31日：37,072百万ポンド）、貸株の公正価値は42,609百万ポンド（2011年12月31日：35,996百万ポンド）であった。

金融サービス補償機構

金融サービス補償機構（以下「FSCS」という。）は、認定を受けた金融機関が支払請求に対応できない場合の顧客に向けた英国の補償制度である。この制度では、英国の認可預金受入機関が預金者による請求に対応できない場合に預金者に補償を提供する。FSCSは、制度上の年度（4月1日から3月31日まで）の前年の12月31日現在の英国の全預金に占める比率に基づき、かかる請求に対応するために英国の認可預金受入機関から徴収を行う。

補償金は以前には、債務不履行に陥った銀行の預金者に対するFSCSの債務の裏付けとして英国財務省がFSCSに提供した合計約180億ポンドのローン・ファシリティによって資金調達され、FSCSが支払っていた。2012年4月に、FSCSはローン・ファシリティの条件変更同意したが、その中には、支払金利を70ベース・ポイント引き上げて12ヶ月LIBORプラス100ベース・ポイントにすることが含まれている。このファシリティは支払請求に対応できなかった預金受入機関からの回収により全額返済が見込まれているが、貸出残高に係る継続的な利息費用の他に、8億ポンドの不足見積額については、2013年、2014年及び2015年の年次課金で徴収する予定であることをFSCSが発表している。

インベストメント・バンクの米国モーゲージ業務

2005年度から2008年度にかけての米国住宅モーゲージ市場におけるバークレイズの業務には、約390億米ドルのプライベート・レーベルの証券化のスポンシング及び引受、約340億米ドルのその他のプライベート・レーベルの証券化の引受、約150百万米ドルの貸付金の政府系機関（以下「GSE」という。）への売却、並びに約30億米ドルの貸付金のその他の者への売却が含まれていた。バークレイズに売却された貸付金の一部は、バークレイズの子会社がオリジネートしたものであった。バークレイズはまた、2006年度第4四半期に取得し、2010年度第3四半期に売却した米国の住宅モーゲージ・サービシング事業を通じて、サービシング業務を行った。

バークレイズの貸付金の売却及びスポンサーとなったプライベート・レーベルの証券化に関連して、バークレイズは、一般的に対象となる借手、不動産及び/又はモーゲージの文書化に関して貸付金レベルの特定の表明及び保証（以下「R&W」という。）を行った。一定の状況では、R&Wの違反があった場合に、バークレイズは関連する貸付金の買戻し又はかかる貸付金に関連するその他の支払を要求されることがある。2012年6月30日現在、その他の者に売却された貸付金約10億米ドルに関するバークレイズのR&Wは失効していた。その他の者に売却された貸付金の残高に関するR&Wは、失効条項の対象外であった。しかし、かかる貸付金は一般的に大幅に割引されて売却されており、GSEに売却された貸付金と比較するとそのR&Wは限定的であった。バークレイズがスポンサーとなった390億米ドルの証券化のうち約340億米ドルについては、第三者のオリジネーターが貸付金レベルのR&Wを証券化信託に対して直接行った。バークレイズがスポンサーとなった証券化のうち約50億米ドルについては、バークレイズ又は子会社が貸付金レベルのR&Wを証券化信託に対して行った。かかる証券化貸付金及びバークレイズがGSEに売却した貸付金に関してバークレイズが行ったR&Wは、失効条項の対象外である。その他の者に売却された貸付金のすべて及びプライベート・レーベルの証券化業務に関連する未解決の買戻請求の合計は、2012年6月30日現在、24百万米ドルであった。現在の引当金は買戻請求残高に係る見積損失に充当するものとして十分である。しかし、米国の住宅モーゲージに発生している多数の債務不履行に基づき、買戻しの追加請求が行われる可能性がある。

RMBS（住宅モーゲージ・バック証券）募集の引受会社としてのバークレイズに対する請求は、特定の民事訴訟において提起されている。注記19「訴訟」を参照のこと。さらにバークレイズは、モーゲージ関連業務に関して様々な規制当局及び政府当局からの調査を受けており、このような調査に協力している。

上記の事項に関する潜在的なエクスポージャーによる財務上の影響を見積ることはできない。

19 訴訟

リーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク

2009年9月15日、米国のニューヨーク州南部地区連邦破産裁判所（以下「破産裁判所」という。）にリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インク（以下「LBHI」という。）、リーマン・ブラザーズ・インクのSIPA管財人（以下「管財人」という。）及びリーマン・ブラザーズ・ホールディングス・インクの無担保債権者の公式委員会（以下「委員会」という。）による申立てが提出された。3件の申立てはすべて、2008年9月にパークレイズ・キャピタル・インク（以下「BCI」という。）及び当グループの他の会社がりーマン・ブラザーズ・インク（以下「LBI」という。）の資産の大部分を取得した取引の特定の部分並びにかかる売却（以下「当該売却」という。）を承認する裁判所命令に異議を唱えていた。原告らは、BCIへの一部の資産の譲渡を無効にすること、対価を超過してBCIが受取ったとされる分をLBIの財産として返還するようにBCIに要求すること、BCIが売却書類及び当該売却を承認する命令に従ったと主張している一部の資産に対する権利を有していないことを宣言することについて、命令を求めていた（以下「ルール60による請求」という。）。2009年11月16日、LBHI、管財人及び委員会は、係属中の申立てと同じ主張に基づきBCIに対する請求を主張し、また、申立てで要求されているものと類似の救済を求めて、裁判所に別の申立てを提出した。2010年1月29日、BCIは申立てに対する答弁書を提出し、また、LBHI及びLBIが売却書類及び当該売却を承認する命令で要求されている受け渡しを行っていない一部の資産の受け渡しを求めて、申立てを提出した（以下、これらの資産に対する管財人の競合する請求とあわせて「契約による請求」という。）。買収の一環として取得した資産のうち約43億米ドル（28億ポンド）を2012年6月30日までに受取っていないが、そのうち約30億米ドル（19億ポンド）の資産は、買収の会計処理の一部として認識され、2012年6月30日現在の貸借対照表に計上されている。この結果、訴訟に固有の不確実性に対して有効な引当金13億米ドル（8億ポンド）が計上されている。

2011年2月22日、破産裁判所はこれらの訴訟に関する意見を公表して、ルール60による請求を却下し、契約による請求のうち、一部については管財人を支持し、一部についてはBCIを支持する判決を下した。2011年7月15日、破産裁判所は、その意見を実行する最終命令を下した。パークレイズと管財人はそれぞれ、契約による請求に係る破産裁判所の不利な判決に対して、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下「地方裁判所」という。）に上訴を申立てた。LBHIと委員会は、ルール60による請求に関する破産裁判所の判決に対して上訴を行わなかった。状況説明及び議論を経て、2012年6月5日、地方裁判所は、契約による請求に関してパークレイズに不利であった破産裁判所の判決の1つを覆し、契約による請求に関する破産裁判所の他の判決を支持する意見を公表した。2012年7月17日、地方裁判所は、特定の誤りを訂正した以外には判決を支持する修正意見、及びこの意見における判決を実行する合意判決を公表した。パークレイズ及び管財人はそれぞれ、地方裁判所の不利な判決に対して、第2巡回区連邦控訴裁判所に上訴申立てを行った。

上記の地方裁判所の判決に基づき、パークレイズは以下を受取る権利を有している。

- ・「清算勘定」資産に関して管財人から11億米ドル（7億ポンド）
- ・当該売却においてパークレイズに移転した上場デリバティブに基づく債務を担保するために様々な金融機関で保有されている資産（以下「ETDマージン」という。）。ただし、パークレイズがETDマージン507百万米ドル（3億ポンド）を受取る権利を有することになるのは、管財人がLBIの顧客からの全請求に対応した後に利用可能な資産が管財人にある場合に限り、かつ、その利用可能な資産の範囲内に限られる。
- ・管財人がLBIの顧客からの全請求に対応した後に管財人に利用可能な資産がある場合に限り、かつ、その利用可能な資産の範囲内に限り、LBIの規則15c3-3による積立口座資産に関する管財人からの769百万米ドル（5億ポンド）。

パークレイズ又は管財人がまだ回収していないETDマージンの一部は、米国外の特定の金融機関（破産又は類似手続の対象となっている複数のリーマン関連会社を含む）が保有している又は支払義務がある。かかる金融機関が保有している又は支払義務があるETDマージンのうちどれくらいをパークレイズが最終的に受け取る可能性があるかについて、パークレイズは現時点では確実に見積もることができない。さらにLBIの顧客からの全請求に対応した後に、ETDマージンに関する507百万米ドル（3億ポンド）又はLBIの規則15c3-3による積立口座資産に関する769百万米ドル（5億ポンド）をパークレイズに支払うために依然として利用可能な資産が管財人にあるか、また、どの程度かについて、パークレイズは現時点では確実に見積もることができない。地方裁判所の判決が将来の訴訟によって影響されない場合、パークレイズでは、有効な引当金13億米ドル（8億ポンド）以外に損失は約9億米ドル（6億ポンド）になると見積っているが、これは米国外の金融機関が保有している又は支払義務があり、パークレイズ又は管財人がまだ回収していないETDマージンのいずれもパークレイズが回収できないこと、並びにETDマージンに関する507百万米ドル（3億ポンド）又はLBIの規則15c3-3による積立口座資産に関する769百万米ドル（5億ポンド）をパークレイズが回収できないことを前提とした保守的な見積りである。しかし、かかる損失が発生する可能性は高いとは考えられず、パークレイズは現在の引当水準で十分であると考えている。

米国預託株式

パークレイズ・バンク・ピーエルシー、パークレイズ・ピーエルシー、並びにパークレイズ・ピーエルシーの取締役会の現メンバー及び元メンバー数名は、米国のニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所（以下「裁判所」という。）において係属中の有価証券集団訴訟5件（併合されている）の被告とされている。2010年2月12日付の併合修正訴状は、2006年から2008年の間に複数回にわたりパークレイズ・バンク・ピーエルシーが募集した優先株式シリーズ2、3、4及び5を表す米国預託株式（以下「ADS」という。）に関する登録届出書に、特にパークレイズのモーゲージ関連証券（米国のサブプライム関連を含む）のポートフォリオ、モーゲージ及び信用市場リスクに対するパークレイズのエクスポージャー並びにパークレイズの財政状態に関する虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張している。この併合修正訴状では、1933年証券法第11条、第12(a)(2)条及び第15条に基づく請求を主張している。2011年1月5日に裁判所命令が出され、2011年1月7日に判決が言い渡されて、訴状の棄却を求めた被告らの申立てが全面的に認められ、本件は結審した。2011年2月4日、原告らは棄却命令の一部の再審議を裁判所に求める申立てを行った。2011年5月31日、裁判所は、再審議を求める原告らの申立てを全面的に却下した。原告らは、両方の判決（棄却を求めた被告らの申立てを認めたこと及び再審議を求めた原告らの申立ての却下）に対して、第2巡回区連邦控訴裁判所に上訴を申立てている。

パークレイズは、パークレイズに対するこれらのADS関連の請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁している。これらの請求に関してパークレイズに発生する可能性がある損失、又はこれらの請求が特定の会計期間における経営成績に与える影響額を見積ることはできない。

米国連邦住宅金融局及びその他の住宅モーゲージ・バック証券訴訟

米国連邦住宅金融局（以下「FHFA」という。）は、2つの米国政府系機関であるファニーメイとフレディマック（以下「GSE」と総称する。）の代理として、GSEによる住宅モーゲージ・バック証券（以下「RMBS」という。）の購入に関連して、17の金融機関を相手取り訴訟を提起した。訴状は特に、RMBSの募集資料に重要な虚偽及び誤解を生じさせる記載が含まれており、また、記載の省略が行われたと主張している。パークレイズ・キャピタル・インクが主引受会社又は共同主引受会社であった2005年から2007年の間のRMBSの売出しに関連して、パークレイズ・バンク・ピーエルシー及び/又はその特定の関連会社もしくは元従業員がこれら2件の訴訟の被告とされている。

いずれの訴状においても、特にRMBSの無効及び支払った対価の回収、並びにGSEが被ったとされる、RMBSの所有から生じた金銭的損失の回復が要求されている。訴状は、RMBSの購入に関連した、シアトル連邦住宅貸付銀行、ボストン連邦住宅貸付銀行、シカゴ連邦住宅貸付銀行、ケンブリッジ・プレイス・インベストメント・マネジメント・インク、HSHノルトバンクAG（及びその関連会社）、シーリンク・ファンディング・リミテッド、バーデン・ヴェルテンベルク州立銀行（及びその関連会社）、DZバンクAG（及びその関連会社）、並びにABP年金財団を含む、その他の原告らによるパークレイズ・バンク・ピーエルシー及び/又はその特定の関連会社に対する他の民事訴訟と同様のものである。パークレイズは、パークレイズに対する請求には実体がないと考えており、積極的に抗弁する予定である。

これらの訴訟におけるパークレイズに対する請求に関連するRMBSの当初の金額は合計約76億米ドルであり、そのうち約24億米ドルが2012年6月30日現在の残高であった。これらのRMBSに関して計上された累積損失は、2012年6月30日現在、約2億米ドルであった。パークレイズがこれらの訴訟で敗れた場合、(2012年6月30日より後の元本の追加支払を考慮して)判決時点におけるRMBSの残高に、その時点でのRMBSの累積損失並びに利息、手数料及び費用を加算し、その時点でのRMBSの市場価額を控除した金額を上限とする損失が発生する可能性がある。パークレイズは、2012年6月30日現在のRMBSの市場価額合計を約13億米ドルと見積っている。パークレイズは、損失が発生した場合、その一部について補償を受ける権利を有している場合がある。

デボンシャー・トラスト

2009年1月13日、パークレイズは、アセット・バック・コマーシャル・ペーパーの媒介機関としての信託であるデボンシャー・トラスト(以下「デボンシャー」という。)とのISDAマスター契約に基づく2件のクレジット・デフォルト・スワップの終了日より早期の終了が有効であるという命令を求めて、オンタリオ上級裁判所において訴訟を開始した。同日に、デボンシャーは、要求された時にパークレイズがデボンシャーのコマーシャル・ペーパーに流動性の裏付けを提供しなかったことを理由に、スワップの終了を主張した。2011年9月7日、裁判所は、パークレイズの早期終了は無効で、デボンシャーの早期終了は有効であり、その結果、デボンシャーは、パークレイズから現金担保約533百万カナダドルの払い戻し及びそれに係る経過利息を受取る権利があるという判決を下した。パークレイズは裁判所の判決に対して上訴している。この裁判所の判決が将来の訴訟によって影響されない場合、パークレイズはその損失を、約500百万カナダドルからパークレイズがこの案件に関して計上した減損引当金を控除した金額になると見積っている。

LIBOR民事訴訟

パークレイズ及び他の銀行は、米ドル建LIBORへの金利情報提供を行うパネル銀行としての役割に関連して、米国連邦裁判所に提起された集団訴訟において被告とされている。そのうち最初の訴訟は2011年4月15日に提起された。訴状はほぼ同様で、特に米ドル建LIBORの金利を抑制することにより、パークレイズ及び他の銀行は個別に、また共同で、シャーマン法、コモディティ取引所法及び様々な州法の様々な規定に違反したと主張している。パークレイズはまた、他の銀行と共に、チャールズ・シュワブ・アンド・カンパニー・インク及び/又はその関連会社による3件の個別の訴訟において名前を挙げられている。当該訴訟では、ほぼ同様の申立て、並びに威力脅迫及び腐敗組織に関する連邦法(以下「RICO法」という。)違反が主張されている。当該訴訟では、金額を特定しない損害賠償並びにシャーマン法及びRICO法に基づく3倍の損害賠償を求めている。

2012年4月30日、上場デリバティブに関わった原告らが、パークレイズ及び他の日本円建LIBORのパネル銀行を相手取り、ニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所(以下「SDNY」という。)で追加の集団訴訟を開始した。訴状では、日本銀行協会のユーロ円TIBORのパネルのメンバーの名前も挙げられているが、パークレイズはそのメンバーではない。訴状は特に、2006年から2010年の間にユーロ円TIBOR及び日本円建LIBORの金利操作並びに連邦反トラスト法違反があったと主張している。

2012年7月6日、EURIBOR関連の金融商品を売買した原告らが、バークレイズ及び他のEURIBORのパネル銀行を相手取り、さらに追加の集団訴訟をSDNYで開始した。訴状は特に、2005年1月1日から始まり2009年12月31日まで継続して、EURIBORの金利操作並びにシャーマン法及びコモディティ取引所法違反があったと主張している。バークレイズは、EURIBORを参照する金融商品に関する潜在的な連邦反トラスト法違反に関連して、米国司法省の反トラスト局から条件付で制裁措置の減免を認められている。条件付での制裁措置の減免により、バークレイズがその協力義務を果たしたと米国司法省及び当該民事訴訟を統括する裁判所を納得させた場合、バークレイズは、() 条件付での制裁措置の減免の対象となる行動に基づき、連邦反トラスト法の下での民事の反トラスト訴訟において損害賠償が認められた場合、3倍の損害賠償請求ではなく実際の責任に限定することが認められ、また、() かかる民事の反トラスト訴訟に関連する潜在的な連帯責任からの救済が認められる。

バークレイズはまた、LIBORへの金利情報提供を行うパネル銀行としてのバークレイズの役割に関連してSDNYで係属中の有価証券集団訴訟において、取締役会の現メンバー及び元メンバーと共に被告とされている。訴状は、バークレイズの2006年度から2011年度の年次報告書に、特にバークレイズのオペレーショナル・リスク管理プロセス及び特定の法規制の準拠に関して虚偽表示が含まれており、また、記載の省略が行われていたと主張している。訴状は、2007年7月10日から2012年6月27日の間にアメリカの証券取引所でバークレイズがスポンサーとなっている米国預託証書を購入した全ての個人又は事業体（被告らを除く）で形成される集団を代表して提起されている。訴状では、1934年証券取引所法第10(b)条及び第20(a)条に基づく請求を主張している。

上記の訴訟の潜在的なエクスポージャーが及ぼす財務上の影響、あるいは影響がある場合に特定の期間に経営成績、キャッシュフロー又はバークレイズの財政状態に与える影響額を見積ることはできない。

原文87ページも参照のこと。

その他

バークレイズは、英国と、米国を含む多くの海外の管轄区の両方において、債権回収、消費者からの請求及び契約上の論争を含む、通常の事業で生じる請求に関連して、その他の様々な訴訟に原告又は被告として関わっている。バークレイズは、バークレイズが当事者となっているこれらの訴訟のいずれの最終的な判決も、当グループの経営成績、キャッシュフロー又は財政状態に重大で不利な影響を与えたと予想しておらず、また、バークレイズは、これらの請求に伴う偶発債務を確実に見積ることができないとの理由から、あるいはそのような偶発債務の開示が当該訴訟の進行に不利益をもたらす可能性があるとの理由から、当該偶発債務について開示していない。バークレイズが発生する可能性の高い損失を確実に見積ることができ、その損失が僅少でない場合、これらの訴訟に対して引当金が認識されている。

20 競合及び規制事項

この注記では、パークレイズが直面している主な競合及び規制問題の一部を明らかにしているが、これらの多くは当社の統制の及ぶところではない。これらの事項がパークレイズに及ぼす影響、並びにパークレイズが関わっている又は将来関わる可能性があるその他の競合及び規制事項がパークレイズに及ぼす影響の程度を常に予測することは不可能だが、当グループの事業及び収益に重要な影響を及ぼす可能性がある。

規制の変更

規制の大規模な変更は依然として継続中であり、特にシステム上の重要性を持つとみなされる銀行は、世界規模での大幅な規制強化や規制構造の変化に直面している。同時に、銀行業及び消費者金融業には、政治的にも規制上も監視が続けられており、場合によっては、業界に対して重要な影響が生じる可能性のある規制の強化又は変更が行われている。例としては、バーゼル3、銀行の決議体制に関する緊急提言、店頭デリバティブの決済及びシステム上重要でグローバルな銀行に関する提言が含まれる。

英国では、健全性規制機構（イングランド銀行の子会社）と新設の金融行動監視機構との間で、FSAの現在の責任を再配分することとなった。また、独立銀行委員会（以下「ICB」という。）は英国の銀行システムのレビューを完了し、2011年9月12日に最終報告書を公表した。ICBの提言では特に、(i) 英国の銀行又は住宅金融組合の英国及びEEAのリテール・バンキング業務は、法的に区別が明確で、業務上分離しており、経済的に独立した事業体（いわゆる「リングフェンス」）で行うべきであること、() リングフェンス・バンク及び英国に本部を置くシステム上重要でグローバルな銀行（パークレイズ・バンク・ピーエルシー等）の損失吸収能力はバーゼル3の案より高い水準に引き上げられるべきであることを挙げている。英国政府は、2012年6月にICBの提言の実施案を記載した白書を公表し、第一次及び第二次の法律制定は2015年5月までに完了予定であることを示しており、英国の銀行は2019年1月1日までに遵守することが求められている。さらに、2012年7月に、英国議会は銀行業に関する議会内の委員会を設立した。この委員会は、英国の銀行業界の職業的専門家としての水準及び文化、並びにコーポレート・ガバナンス、透明性及び利益相反について検討し、報告する予定である。議会内の委員会は、2012年12月に調査結果及び法律改正案の報告を行う予定である。

米国のドッド＝フランク・ウォール・ストリート改革及び消費者保護法は広範囲にわたる規制改革を含んでいる。パークレイズの事業及び市場に及ぼす全体的な影響は、政府当局により主な導入規定が最終的な形で採用されるまで不明だが、このプロセスは進行中であり、数年にわたり実施される予定である。

クレジットカード手数料

公正取引庁及びヨーロッパ各地の他の競争監督当局は、引き続きビザ及びマスターカードのクレジットカード及びデビットカードの手数料率に関する調査を行っている。これらの調査は消費者金融業に影響を及ぼす可能性がある他に、罰金が課される可能性がある。時期は確定していないが、今後2年から4年以内に結果が判明するものと考えられている。

ロンドン銀行間取引金利（以下「LIBOR」という。）

FSA、米国商品先物取引委員会（以下「CFTC」という。）、米国証券取引委員会（以下「SEC」という。）、米国司法省の詐欺対策課及び反トラスト局、欧州委員会など様々な規制当局は、LIBORやユーロ銀行間取引金利（以下「EURIBOR」という。）などの様々な銀行間取引金利を設定する各機関にバークレイズ及び他のパネル・メンバーが行った金利情報提供について調査（以下「当該調査」という。）を行っている。

2012年6月27日、バークレイズは、当該調査に関連してFSA、CFTC、米国司法省の詐欺対策課との和解に達し、バークレイズが課徴金合計290百万ポンド（英ポンド相当額）を支払うことに同意したことを発表した。この金額は、2012年度の営業費用に反映されている。和解は、FSAとの和解合意書、米国司法省の詐欺対策課との不起訴合意書及びCFTCとの和解命令合意書の締結により行われた。さらにバークレイズは、EURIBORを参照する金融商品に関する潜在的な連邦反トラスト法違反に関連して、米国司法省の反トラスト局から条件付で制裁措置の減免を認められている。

原文86ページも参照のこと。

2012年7月6日、英国の重大不正監督局は、LIBOR事案を調査対象として受け付けることを正式に決定したと発表した。

金利ヘッジ商品

原文81ページを参照のこと。

その他の開示事項

FSAは、バークレイズ並びに財務担当取締役クリス・ルーカスを含む4名の現職及び元幹部社員に対する調査を開始した。FSAは、特定の商業契約上の未払手数料に関する開示が十分であったかどうか、また、当該取引が2008年6月及び同年11月にバークレイズが行った増資に関係しているかどうかを調査している。

バークレイズは開示義務を果たしていたと考えており、FSAの調査に全面的に協力する所存である。

21 関連当事者取引

2012年6月30日終了上半期における関連当事者取引は、当グループの2011年度年次報告書に開示された事項と性質的に類似している。2012年6月30日までの6ヶ月間において発生した関連当事者取引で、当期の当グループの財政状態又は経営成績に重要な影響を与えたものはなく、2011年度年次報告書に記載された関連当事者取引について、当事業年度の上半期における当グループの財政状態又は経営成績に重要な影響を与え得る重要な変更はなかった。

22 後発事象

2012年7月2日、マーカス・アギウスは、パークレイズ・ピーエルシーの会長を退任することを発表し、直ちに適切な後任者の選定を開始する予定であることを認めた。アギウス氏は、秩序ある引き継ぎが確実に行われるまで現職にとどまる予定であり、サー・マイケル・レイクが副会長に就任した。さらに、様々な銀行間取引金利の設定のためにパークレイズ及び他のパネル・メンバーが行った金利情報提供についての様々な規制当局による調査の結果を受けて、取締役会は、パークレイズの業務慣行に関する独立した第三者機関による審査に着手する予定であることを認めた。

7月3日、即日付で、ボブ・ダイヤモンドはパークレイズ・ピーエルシー及びパークレイズ・バンク・ピーエルシーの取締役並びに最高責任者を退任し、また、ジェリー・デル・ミシエは最高執行責任者を退任し、経営委員会のメンバーから退いた。アギウス氏は、常勤の会長及び経営委員会委員長に就任し、サー・マイケル・レイクの補佐を受けて新任の最高責任者の選定を主導している。

7月10日、取締役会は、権利未確定の繰延賞与及び長期インセンティブ株式報奨をすべて放棄するというダイヤモンド氏の自主的な申出を受け入れ、失効した報奨に関して全く補償を行わないことを発表した。取締役会はまた、必要に応じて新任の最高責任者への移行をサポートするようにダイヤモンド氏に要請し、彼はこれに同意した。雇用契約に従って、ダイヤモンド氏は、12ヶ月分を上限とする給与、年金及びその他の給付金を受け取る予定であり、将来の税務上の平準化に関する契約上の権利を放棄することに同意した。取締役会は、ダイヤモンド氏が将来の賞与又はインセンティブ報奨を受け取らないこと、また雇用の終了に関連する報酬を追加で受け取らないことをダイヤモンド氏と合意した。

7月24日、取締役会は、アンソニー・ザルツが業務慣行に関する独立した第三者機関による審査を統括することを発表した。このグローバルな審査では、1) 銀行の現在の価値、規範及び業務基準の評価、2) それらが銀行の意思決定プロセスにどの程度反映されているかの検証、3) 研修、開発、インセンティブ及び懲罰のプロセスが適切に整備されているかの評価、4) これらの点のそれぞれにどの程度の変更が必要かの判断を行う。審査の結果及び提言は、銀行のあらゆるステークホルダーの広範囲にわたる関与を通じて収集された証拠、及び全ての関連する文書による証拠の徹底的な審査に基づき、公表される。

23 セグメント別報告

2011年12月31日以降、パークレイズの事業構造には2つの変更があった。

単一のパークレイズ・ブランド

単一のパークレイズ・ブランドへの移行を受けて、一部の事業セグメントには以下の通りに名称変更が行われた。

- ・パークレイズ・キャピタルはインベストメント・バンクに名称変更された。
- ・パークレイズ・コーポレートは、コーポレート・バンキングに名称変更された。
- ・パークレイズ・ウェルスは、ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメントに名称変更された。

- ・ 本社及びその他の事業には、以前にはインベストメント・マネジメント・セグメントとして報告されていた業績が含まれており、その内容は、バークレイズが以前に行っていたブラックロック社に対する投資、及びバークレイズ・グローバル・インベスターズに関する残余部分である。

アフリカのコーポレート・バンキング業務の再編

以前にはアフリカRBBの下で報告されていたアフリカのコーポレート・バンキング業務の一部は、現在ではコーポレート・バンキングに含まれている。これらの業務には、約800社の顧客、並びに大企業顧客に関するトレード・ファイナンス及びエレクトロニック・バンキングのチャネルが含まれる。この変更は、顧客のニーズにより適切に対応するために顧客の対象範囲及び商品の所有をさらに整理すること、アフリカを英国及びヨーロッパの報告方法に一致させることを目的として行われている。振替えられた税引前利益の合計額は、2011年12月31に終了した6ヶ月間において41百万ポンド、2011年6月30日に終了した6ヶ月間において37百万ポンドであった。

この振替の影響は重要でないと考えられており、2012年3月31日付の経営陣の期中報告書において開示された。これらの振替は、バークレイズ全体の業績には影響がない

以下の表は、変更後の事業構造に基づく事業別業績の分析である。

事業別業績の内訳	UK RBB	ヨーロッパ RBB	アフリカRBB	パークレイ カード	RBB合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2012年6月30日終了上半期					
保険金控除後の収益合計	2,205	486	1,625	2,026	6,342
信用に関する減損費用及びその他の 引当金繰入額	(122)	(157)	(321)	(460)	(1,060)
営業収益純額	2,083	329	1,304	1,566	5,282
営業費用	(1,637)	(428)	(1,033)	(830)	(3,928)
その他の収益/(損失) ¹		7	3	17	27
税引前利益/(損失)	446	(92)	274	753	1,381
資産合計	130,776	48,109	47,398	34,596	260,879
事業別業績の内訳			ウェルス・ア ンド・インベ ストメント・ マネジメント	本社及び その他の事業	グループ合計
	インベストメ ント・バンク	コーポレー ト・バンキング	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2012年6月30日終了上半期(続き)					
保険金控除後の収益合計	6,496	1,527	892	(2,500)	12,757
信用に関する減損費用及びその他の 引当金繰入額	(323)	(425)	(19)	(5)	(1,832)
営業収益純額	6,173	1,102	873	(2,505)	10,925
営業費用	(3,933)	(1,204)	(751)	(425)	(10,241)
その他の収益/(損失) ¹	28	(2)	(1)	23	75
税引前利益/(損失)	2,268	(104)	121	(2,907)	759
資産合計	1,225,409	87,758	22,205	35,014	1,631,265

事業別業績の内訳	UK RBB	ヨーロッパ RBB	アフリカRBB	パークレイ カード	RBB合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2011年12月31日終了下半期					
保険金控除後の収益合計	2,402	622	1,801	2,123	6,948
信用に関する減損費用及びその他の 引当金繰入額	(261)	(145)	(196)	(611)	(1,213)
営業収益純額	2,141	477	1,605	1,512	5,735
営業費用	(1,427)	(981)	(1,118)	(888)	(4,414)
その他の収益/(損失) ¹	2	4	3	13	22
税引前利益/(損失)	716	(500)	490	637	1,343
資産合計	127,845	51,310	48,243	33,838	261,236
事業別業績の内訳					
	インベストメ ント・バンク	コーポレー ト・バンキング	ウェルス・ア ンド・インベ ストメント・ マネジメント	本社及び その他の事業	グループ合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2011年12月31日終了下半期(続き)					
保険金控除後の収益合計	4,072	1,540	896	3,506	16,962
信用に関する減損費用及びその他の 引当金繰入額	(204)	(535)	(22)		(1,974)
ブラックロック社に対する投資に係る 減損				(1,800)	(1,800)
営業収益純額	3,868	1,005	874	1,706	13,188
営業費用	(3,216)	(981)	(753)	(584)	(9,948)
その他の収益/(損失) ¹	3	(6)	(2)	(22)	(5)
税引前利益/(損失)	655	18	119	1,100	3,235
資産合計	1,158,350	91,190	20,866	31,885	1,563,527
事業別業績の内訳					
	UK RBB	ヨーロッパ RBB	アフリカRBB	パークレイ カード	RBB合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2011年6月30日終了上半期					
保険金控除後の収益合計	2,254	604	1,770	1,972	6,600
信用に関する減損費用及びその他の 引当金繰入額	(275)	(116)	(270)	(648)	(1,309)
営業収益純額	1,979	488	1,500	1,324	5,291
営業費用	(1,675)	(657)	(1,161)	(1,418)	(4,911)
その他の収益/(損失) ¹		8	3	18	29
税引前利益/(損失)	304	(161)	342	(76)	409
資産合計	123,745	56,699	55,064	32,513	268,021

事業別業績の内訳	インベストメント・バンク	コーポレート・バンキング	ウェルス・アンド・インベストメント・マネジメント	本社及びその他の事業	グループ合計
	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド	百万ポンド
2011年6月30日終了上半期(続き)					
保険金控除後の収益合計	6,263	1,568	848	51	15,330
信用に関する減損費用及びその他の引当金繰入額	111	(612)	(19)	1	(1,828)
営業収益純額	6,374	956	829	52	13,502
営業費用	(4,073)	(901)	(740)	(204)	(10,829)
その他の収益/(損失) ¹	9	(65)	(1)	(1)	(29)
税引前利益/(損失)	2,310	(10)	88	(153)	2,644
資産合計	1,076,018	87,132	19,814	41,937	1,492,922

- 1 その他の収益/(損失)の内容は、関連会社及び合併企業の税引後損益に対する持分、子会社、関連会社及び合併企業の売却益/(損)、並びに買収に係る利益である。

[前へ](#)

2 【その他】

(1) 【決算日後の状況】

パークレイズ・ピーエルシーの中間財務書類に対する注記19「訴訟」、注記20「競合及び規制事項」及び注記22「後発事象」を参照のこと。

2012年8月29日、パークレイズ・ピーエルシーは、重大不正監督局が、当行とカタル・ホールディング・エルエルシーとの間の特定の商業契約に基づく支払に関する調査を開始したことを確認した。

(2) 【訴訟】

パークレイズ・ピーエルシーの中間財務書類に対する注記19「訴訟」を参照のこと。

3 【国際財務報告基準と日本における会計原則及び会計慣行の相違】

当グループはEUで採用される国際財務報告基準（以下「IFRS」という）の規定を採用している。

IFRSの原則は日本において一般的に公正妥当と認められる会計原則及び会計慣行と以下の重要な点で相違している。

(a) 企業結合

IFRS第3号「企業結合」に従って、ほとんどの企業結合はパーチェス法を適用して会計処理される。企業結合で取得したのれんは償却されず、国際会計基準（以下「IAS」という）第36号「資産の減損」に従って、毎年減損についてテストし、事象や状況の変化が減損の可能性を示している場合はより頻繁に減損テストを実施する。IFRS第3号（改訂）に従い、子会社の取得に直接関連する費用は、発生時に費用計上され、企業結合の費用には含まれなくなった。

日本では、「企業結合に関する会計基準」に従って、共同支配企業の形成以外の企業結合についてはパーチェス法が適用され、のれんは20年以内のその効果のおよぶ期間にわたって定期的に償却されなければならない。ただし、のれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の費用として処理することができる。またのれんは、「固定資産の減損に係る会計基準」の適用を受ける資産であり、これに基づき、減損会計が適用されている。

(b) 非支配持分の評価

IFRS第3号では、企業結合の原価配分の結果認識される被取得企業の識別可能資産・負債・偶発債務について、取得企業は取得日現在の公正価値で当初測定する。従って、被取得企業における非支配持分はそれぞれの公正価値（純額）における非支配株主の持分で計上される。

日本では、非支配持分はIFRSと同様の方法で測定されるか、あるいは取得した識別可能純資産の取得前の帳簿価額による非支配株主の持分として測定される。

(c) 従業員給付

IAS第19号「従業員給付」では、制度資産の10%もしくは給付債務の現在価値の10%を上回る未認識の保険数理差損益の正味累計額は関連する制度の従業員の平均残存勤務期間にわたり均等償却で損益計算書において認識される（以下「回廊アプローチ」という）。

日本では、未認識保険数理差損益は全額償却されなければならない(「回廊アプローチ」ではない)、原則として従業員の平均残存勤務期間内の一定期間にわたり損益計算書に認識される。

なお、2012年5月17日付で企業会計基準第26号「退職給付に関する会計基準」及び企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」が公表され、オフバランスとなっていた未認識過去勤務債務および未認識数理計算上の差異が貸借対照表に認識されることとなる。なおその期に費用処理される退職給付費用の金額については変更ないが、過去勤務費用および数理計算上の差異の発生額のうちその期に費用処理されない部分は、貸借対照表のその他の包括利益累計額に計上される。これらはその後の期間にわたって費用処理され、当期純利益を構成する。この取扱いは、2013年4月1日以後開始する事業年度の年度末に係る財務諸表から適用される。ただし2013年4月1日以後開始する事業年度の期首から適用することができる。

(d) 外国為替レートの変動の影響

IAS第21号「外国為替レート変動の影響」に従って、在外事業体の取得により生じたのれんは在外事業体の資産・負債として決算日レートで換算される。

日本では、のれんは当初取得時の為替レートを使用して換算される。

(e) 連結財務書類

IAS第27号「連結および個別財務書類」では、連結範囲は支配に基づき判断される。支配を評価する際には、現在行使あるいは転換可能な潜在的な議決権の存在及びその効果が考慮される。当該基準に従って、連結財務書類は統一した会計方針を使用して作成される。特別目的事業体(以下「SPE」という。)については、この基準の対象範囲に含まれるが、当該基準に整合的なSPEのリスク及び経済価値に関する追加的な特別の解釈指針もある。IAS第27号(改訂)に従い、子会社の所有持分の変動は、当該変動が支配権の取得後に発生し、支配権の喪失をもたらさない場合には、持分取引として会計処理されるようになった。

日本でも連結範囲は支配に基づき判断される。SPEは支配基準に基づいて連結されるが、金融資産の譲渡目的(つまり証券化等)のためにのみ設立されたSPEはこの限りではない。原則として、同一環境下で行われた同一の性質の取引および事象については、会計方針の統一が要求されている。ただし、のれんの償却や退職給付の未認識損益の償却などのいくつかの会計方針を除き、IFRSや米国会計基準に基づいて作成された在外子会社の財務諸表を用いることが認められている。

(f) 非支配持分

IFRSでは非支配持分は資本として表示される。

日本では「貸借対照表の純資産の部に関する会計基準」が適用されており、非支配持分は「純資産」として計上される。「純資産」には株主資本、評価・換算差額等、新株予約権、少数株主持分を含む。

(g) 関連会社に対する投資

IAS第28号「関連会社に対する投資」は関連会社の財務諸表が投資企業の連結財務諸表を作成する際に当該企業と同一の会計方針に調整されることを規定している。

日本では、企業会計基準第16号「持分法に関する会計基準」において、原則として持分法適用会社の会計処理を統一することが要求されている。

ただし、実務対応報告第24号「持分法適用関連会社の会計処理に関する当面の取扱い」により、IFRS又は米国会計基準のいずれかに準拠して作成された財務諸表に限り当面の間、それらを持分法の適用上利用することが認められている。当該実務対応報告の適用時期は、「持分法に関する会計基準」と同様とされている。

(h) 資産の減損

IAS第36号「資産の減損」では、資産が減損している可能性を示す兆候がある場合は回収可能価額を測定し、当該回収可能価額が帳簿価額より低い場合には、差額を減損損失として計上する。金融商品の減損についてはIAS第39号で規定されている。

減損がもはや存在しないあるいは減少したといった回収可能価額を算定するために使用される見積もりに変更があった場合には減損損失の戻入れが行われるが、のれんにかかる減損損失は戻入れない。IAS第39号に従って、売却可能持分証券の減損損失も損益計算書では戻入れない。

日本では、固定資産を対象とした減損に関する会計基準として、「固定資産の減損に係る会計基準」が存在する。当該基準では、固定資産の割引前見積将来キャッシュフローが帳簿価額より低い場合に、当該帳簿価額と回収可能価額の差額が減損損失として計上される。金融商品の減損については「金融商品に関する会計基準」において規定されている。減損がもはや存在しない、または減少したといった回収可能価額を算定するために使用される見積もりに変更があった場合においても、減損損失の戻入れは禁止されている。

(i) 金融資産の認識の中止

IAS第39号「金融商品：認識および測定」に従って、金融資産は支配及びリスク／経済価値分析の混合モデルに基づいて認識が中止される。金融資産は、(1) 金融資産からのキャッシュフローに対する契約上の権利が消滅する時、もしくは(2) 企業が(キャッシュフローに対する契約上の権利または義務を移転したといった特定の要件を満たし)、キャッシュフローに対する権利を譲渡し、当該金融資産の所有に対するリスクと経済価値のほぼすべてを移転する場合に認識が中止される。全体の認識の中止は支配の移転だけでなくリスクと経済価値の移転という結果となりうる。金融資産のリスクと経済価値並びに支配の一部を留保したまま企業が金融資産を譲渡している場合、一部の認識が中止される(関与は継続する)。

日本では、「金融商品に関する会計基準」により、金融資産の消滅は金融資産の契約上の権利を行使したとき、権利を喪失したときまたは権利に対する支配が他に移転したときに認識される。金融資産の契約上の権利に対する支配が他に移転するのは、(a) 譲渡された金融資産に対する譲渡人の契約上の権利が譲渡人およびその債権者から法的に保全され、(b) 譲受人が譲渡された金融資産の契約上の権利を直接または間接に通常の方法で享受でき、(c) 譲渡人が譲渡した金融資産を当該金融資産の満期前に買戻すまたは償還する権利および義務を実質的に有していない場合である。

(j) 債務保証

IAS第39号「金融商品：認識および測定」では、債務保証は当初、公正価値で計上され、その後、(a) 債務保証により生じる損失額を反映するためにIAS第37号「引当金、偶発債務及び偶発資産」で要求される引当金、もしくは(b) IAS第18号「収益」に従って償却されない金額のいずれか大きい額で認識される。

日本では、債務保証は、金融資産または金融負債の消滅の認識の結果生じるものを除いて時価では計上されず、銀行等の金融機関を除き財務諸表において引当金として計上、又は注記等として開示される。

(k) 金融資産・負債の分類と測定

IAS第39号では、トレーディング目的の金融資産(デリバティブを含む)は公正価値で測定し、公正価値の変動を損益計算書で認識する。また、一定の場合に使用可能な取消不能のオプションが認められており、金融資産、金融負債を最初の認識時に「損益計算書を通じて公正価値で測定する」項目として分類し、公正価値で測定して差額を損益計算書で認識することができる。

売却可能投資は公正価値で評価し、評価差額は売却又は減損を認識するまで資本に計上する。

活発な市場における市場価格がなく、かつ公正価値を信頼性をもって測定できない持分投資は原価で評価する。

貸付金と債権とは、活発な市場で取引されていないが、固定されているか又は決定可能な金額の支払を有するデリバティブ以外の金融資産である。これらは減損を考慮した実効金利法による償却原価で評価される。

日本では、トレーディング目的の金融資産が公正価値で測定され、公正価値の変動を損益計算書で認識している。IAS第39号で認められているような金融商品を公正価値評価する取消不能オプションは認められていない。

売却可能有価証券（日本基準では「その他有価証券」という）は公正価値で測定し、公正価値の変動額は以下のいずれかの方法で処理する。

- 1) 公正価値の変動額を純資産に計上し、売却、減損あるいは回収時に損益計算書へ再計上する。
 - 2) 銘柄ごとに、公正価値が原価を上回る場合には純資産に計上し、下回る場合には損益計算書に計上する。市場価格のない株式は原価で評価する。
- 金融負債はヘッジ会計によるものを除き、公正価値での測定は認められていない。

(1) ヘッジ会計

IAS第39号では、一般に、以下のヘッジが認められている。

(1) 公正価値ヘッジ

公正価値ヘッジ会計の場合、公正価値ヘッジと認められ、指定されるデリバティブにかかる公正価値の変動は損益計算書に計上され、ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象資産および負債にかかる公正価値の変動も同様に損益計算書に計上される。

(2) キャッシュフロー・ヘッジ

キャッシュフロー・ヘッジと認められる場合、キャッシュフロー・ヘッジの有効な部分に関連する公正価値による評価損益は当初株主資本に認識され、ヘッジ対象項目が損益に影響を及ぼすのと同じ期に損益に振り替えられる。ヘッジの非有効部分は即時に損益計算書に認識される。

日本では、原則として、ヘッジ手段の時価の変動は、対応するヘッジ対象項目に係る損益が認識されるまで、資産または負債として繰り延べる（「繰延ヘッジ」）。これは公正価値ヘッジ、キャッシュフロー・ヘッジの両方に適用される。「その他有価証券」のヘッジについては繰延ヘッジと時価ヘッジが認められており、後者では時価の変動を損益計算書で認識する。資産購入に関する予定取引のヘッジについては「ベースス・アジャストメント」が使われるが、利付金融資産の取得の場合には区分処理することが認められる。

一部の金利スワップに関して特例処理が認められており、ヘッジ関係が完全に有効であると仮定することができる。

第7 【外国為替相場の推移】

企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)の第十号様式の記載上の注意に従い、記載を省略する。

第8 【提出会社の参考情報】

平成24年1月1日以降本日までに関東財務局長に次の書類が提出されている。

書類	提出年月日
(1) 訂正発行登録書（売出し）	平成24年1月4日
(2) 有価証券届出書及びその添付書類	平成24年1月6日
(3) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー2015年7月30日満期ユーロ円建社債に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年1月12日
(4) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー2015年2月9日満期トルコ・リラ建社債に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年1月12日
(5) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年1月13日
(6) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年1月16日
(7) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年1月17日
(8) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年1月18日
(9) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年1月19日
(10) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年1月20日
(11) 有価証券届出書（上記2）の訂正届出書	平成24年1月24日
(12) 訂正発行登録書（売出し）及びその添付書類	平成24年2月24日
(13) 訂正発行登録書（募集）及びその添付書類	平成24年2月24日
(14) 有価証券届出書（iPath® VIX中期先物指数連動受益証券発行信託に係る）の訂正届出書及びその添付書類	平成24年2月24日
(15) 有価証券届出書（iPath® 商品指数連動受益証券発行信託に係る）の訂正届出書及びその添付書類	平成24年2月24日
(16) 有価証券届出書（iPath® 貴金属指数連動受益証券発行信託等に係る）の訂正届出書及びその添付書類	平成24年2月24日
(17) 有価証券届出書（iPath® VIX短期先物指数連動受益証券発行信託に係る）の訂正届出書及びその添付書類	平成24年2月24日
(18) 有価証券届出書及びその添付書類	平成24年2月27日
(19) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年2月27日
(20) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年2月29日
(21) 有価証券届出書及びその添付書類	平成24年2月29日
(22) 有価証券届出書及びその添付書類	平成24年3月7日
(23) 訂正発行登録書（売出し）	平成24年3月8日
(24) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年3月9日

(25) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年3月12日
(26) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年10月1日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年3月14日
(27) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年3月30日満期ブラジル・リアル建ディスカウント社債（円貨決済型）に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年3月14日
(28) 有価証券届出書（上記22）の訂正届出書	平成24年3月15日
(29) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年3月16日
(30) 有価証券届出書（上記21）の訂正届出書	平成24年3月23日
(31) 訂正発行登録書（売出し）	平成24年3月26日
(32) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年3月27日
(33) 有価証券届出書（上記18）の訂正届出書	平成24年3月27日
(34) 有価証券届出書及びその添付書類	平成24年3月30日
(35) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年10月18日満期 他社株転換条項および早期償還条項付円建社債（イビデン株式会社普通株式）に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年3月30日
(36) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年10月18日満期 他社株転換条項および早期償還条項付円建社債（株式会社小松製作所普通株式）に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年3月30日
(37) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年10月18日満期 他社株転換条項および早期償還条項付円建社債（株式会社日立製作所普通株式）に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年3月30日
(38) 有価証券届出書及びその添付書類	平成24年4月3日
(39) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年4月4日
(40) 訂正発行登録書（売出し）	平成24年4月6日
(41) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年4月6日
(42) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年5月11日満期インドネシア・ルピア建社債（円貨決済型）に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年4月10日
(43) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー2015年5月11日満期トルコ・リラ建社債に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年4月10日
(44) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年4月11日
(45) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年5月10日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（東京海上ホールディングス株式会社）に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年4月12日
(46) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2019年5月10日満期 円建て 早期償還条項付 固定利付社債（愛称：パワーリターン7 1204））に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年4月12日
(47) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年4月13日

(48) 訂正発行登録書（売出し）	平成24年4月13日
(49) 有価証券届出書（上記34）の訂正届出書	平成24年4月16日
(50) 有価証券届出書（上記34）の訂正届出書	平成24年4月18日
(51) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年4月19日
(52) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年4月23日
(53) 有価証券届出書（上記38）の訂正届出書	平成24年4月25日
(54) 訂正発行登録書（売出し）	平成24年4月27日
(55) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー2015年5月29日満期トルコ・リラ建社債に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年5月2日
(56) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー2016年5月23日満期 豪ドル建社債に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年5月2日
(57) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー2013年5月31日満期早期償還条項 / 他社株転換条項付円建社債（株式会社小松製作所）に係る）訂正発行登録書（売出し）	平成24年5月2日
(58) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月30日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債（三菱電機、村田製作所、ソフトバンク）に係る）訂正発行登録書（売出し）	平成24年5月2日
(59) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年5月8日
(60) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー2014年6月6日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動円建社債に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年5月11日
(61) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー2015年5月31日満期トルコ・リラ建社債に係る）発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年5月11日
(62) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年5月17日
(63) 訂正発行登録書（売出し）	平成24年5月22日
(64) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年5月23日
(65) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年5月25日
(66) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年5月29日
(67) 発行登録追補書類（売出し）及びその添付書類	平成24年6月1日
(68) （2022年7月6日満期 早期円償還・満期豪ドル償還条項付パワー・クーポン社債（1年固定型）（愛称：パワー・デュアル債（円/豪ドル））に係る）訂正発行登録書（売出し）	平成24年6月1日
(69) （パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月21日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債（東芝、川崎重工業、三井物産）に係る）訂正発行登録書（売出し）	平成24年6月1日
(70) （iPath® VIX中期先物指数連動受益証券発行信託等に係る）有価証券届出書及びその添付書類	平成24年6月8日

(71)	(iPath® 商品指数連動受益証券発行信託等に係る) 有価証券届出書及びその添付書類	平成24年 6 月 8 日
(72)	発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成24年 6 月12日
(73)	発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成24年 6 月15日
(74)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年 7 月25日満期ユーロ円建社債に係る) 訂正発行登録書 (売出し)	平成24年 6 月27日
(75)	有価証券報告書 事業年度 自 平成23年 1 月 1 日 及びその添付書類 至 平成23年12月31日	平成24年 6 月27日
(76)	訂正発行登録書 (売出し) 及びその添付書類	平成24年 6 月27日
(77)	訂正発行登録書 (募集) 及びその添付書類	平成24年 6 月27日
(78)	有価証券届出書 (上記70) の訂正届出書及びその添付書類	平成24年 6 月27日
(79)	有価証券届出書 (上記71) の訂正届出書及びその添付書類	平成24年 6 月27日
(80)	発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成24年 6 月28日
(81)	有価証券届出書 (上記70) の訂正届出書及びその添付書類	平成24年 6 月28日
(82)	有価証券届出書 (上記71) の訂正届出書及びその添付書類	平成24年 6 月28日
(83)	有価証券届出書及びその添付書類	平成24年 6 月28日
(84)	(2022年 7 月 6 日満期 早期円償還・満期豪ドル償還条項付パワー・クーポン社債 (1 年固定型) (愛称 : パワー・デュアル債 (円 / 豪ドル)) に係る) 発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成24年 6 月29日
(85)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年 1 月17日満期 他社株転換条項および早期償還条項付円建社債 (株式会社東芝普通株式) に係る) 発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成24年 6 月29日
(86)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年 1 月17日満期 他社株転換条項および早期償還条項付円建社債 (日産自動車株式会社普通株式) に係る) 発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成24年 6 月29日
(87)	(パークレイズ・バンク・ピーエルシー2017年 7 月25日満期トルコ・リラ建ディスカウント社債に係る) 発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成24年 6 月29日
(88)	発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成24年 7 月 3 日
(89)	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号に基づく臨時報告書 (代表者の異動) 及びその添付書類	平成24年 7 月 5 日
(90)	訂正発行登録書 (売出し)	平成24年 7 月 5 日
(91)	訂正発行登録書 (募集)	平成24年 7 月 5 日
(92)	発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成24年 7 月 5 日
(93)	有価証券届出書 (上記70) の訂正届出書	平成24年 7 月 5 日
(94)	有価証券届出書 (上記71) の訂正届出書	平成24年 7 月 5 日
(95)	発行登録追補書類 (売出し) 及びその添付書類	平成24年 7 月 6 日

(96) 有価証券届出書(上記83)の訂正届出書	平成24年7月12日
(97) 発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成24年7月12日
(98) 有価証券届出書(上記83)の訂正届出書	平成24年7月17日
(99) 訂正発行登録書(売出し)及びその添付書類	平成24年8月1日
(100) 訂正発行登録書(募集)及びその添付書類	平成24年8月1日
(101) 有価証券届出書(上記70)の訂正届出書及びその添付書類	平成24年8月1日
(102) 有価証券届出書(上記71)の訂正届出書及びその添付書類	平成24年8月1日
(103) (パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年9月4日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債(パナソニック株式会社)に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成24年8月15日
(104) (パークレイズ・バンク・ピーエルシー2018年9月14日満期トルコ・リラ建ディスカウント社債に係る)発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成24年8月15日
(105) 発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成24年8月27日
(106) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号に基づく臨時報告書(代表者の異動)及びその添付書類	平成24年9月3日
(107) 訂正発行登録書(売出し)	平成24年9月3日
(108) 訂正発行登録書(募集)	平成24年9月3日
(109) 有価証券届出書(上記70)の訂正届出書	平成24年9月3日
(110) 有価証券届出書(上記71)の訂正届出書	平成24年9月3日
(111) 発行登録追補書類(売出し)及びその添付書類	平成24年9月11日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

第1 【保証会社情報】

該当事項なし

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

1. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年10月26日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（三井物産株式会社）

(1) 発行日

2010年10月25日

(2) 売出金額

600,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

三井物産株式会社

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、2011年1月26日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される本社債の利率は、三井物産株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。また、ロックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債は三井物産株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してロックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、三井物産株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、三井物産株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月13日現在）：	1,829,153,527株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部） 福岡証券取引所 札幌証券取引所
内容：	単元株式数は100株

2. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年11月10日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（昭和
電工株式会社）

(1) 発行日

2010年11月9日

(2) 売出金額

500,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

昭和電工株式会社

東京都港区芝大門一丁目13番9号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、ノックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債は昭和電工株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、昭和電工株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、昭和電工株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月8日現在）：	1,497,112,926株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部）
内容：	権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。 単元株式数は1,000株

3. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年12月8日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（大平洋金属株式会社）

(1) 発行日

2010年12月7日

(2) 売出金額

600,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

大平洋金属株式会社

東京都千代田区大手町一丁目6番1号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、ノックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債は大平洋金属株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、大平洋金属株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、大平洋金属株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月9日現在）：	195,770,713株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部）
内容：	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定 のない標準となる株式である。 単元株式数は1,000株

4. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年1月19日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（川崎汽船株式会社）

(1) 発行日

2011年1月18日

(2) 売出金額

600,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

川崎汽船株式会社
兵庫県神戸市中央区海岸通8番

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、2011年4月19日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される本社債の利率は、川崎汽船株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。また、ノックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債は川崎汽船株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、川崎汽船株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、川崎汽船株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月10日現在）：	939,382,298株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部） 福岡証券取引所
内容：	単元株式数は1,000株

5. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年2月4日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 他社株転換条項付 円建社債（ダイキン工業、本田技研工業、オリックス）

(1) 発行日

2011年2月3日

(2) 売出金額

251,500,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 対象株式発行会社の名称及び住所

ダイキン工業株式会社
大阪府大阪市北区中崎西二丁目4番12号梅田センタービル本田技研工業株式会社
東京都港区南青山二丁目1番1号オリックス株式会社
東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル内

(5) 理由

関連する有価証券届出書に記載の通り、2011年8月4日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される本社債の利率は、ダイキン工業株式会社、本田技研工業株式会社及びオリックス株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。また、1以上のこれらの株式の最終価格（上記の有価証券届出書に規定される。）がその行使価格（上記の有価証券届出書に規定される。）未満である場合には、各社債はダイキン工業株式会社、本田技研工業株式会社又はオリックス株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関して所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、これらの株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、ダイキン工業株式会社、本田技研工業株式会社及びオリックス株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

A ダイキン工業株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月9日現在）：	293,113,973株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数は100株

B 本田技研工業株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月10日現在）：	1,811,428,430株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所（市場第一部） ニューヨーク証券取引所 ロンドン証券取引所
内容：	単元株式数は100株

C オリックス株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月13日現在）：	110,254,422株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所（市場第一部） ニューヨーク証券取引所
内容：	単元株式数は10株

6. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年3月30日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 他社株転換条項
付 円建社債（イビデン、三井化学、ヤフー）

(1) 発行日

2011年3月29日

(2) 売出金額

178,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 対象株式発行会社の名称及び住所

イビデン株式会社

岐阜県大垣市神田町二丁目1番地

三井化学株式会社

東京都港区東新橋一丁目5番2号

ヤフー株式会社

東京都港区赤坂九丁目7番1号

(5) 理由

関連する有価証券届出書に記載の通り、2011年6月30日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される本社債の利率は、イビデン株式会社、三井化学株式会社及びヤフー株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。また、1以上のこれらの株式の最終価格（上記の有価証券届出書に規定される。）がその行使価格（上記の有価証券届出書に規定される。）未満である場合には、各社債はイビデン株式会社、三井化学株式会社又はヤフー株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関して所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、これらの株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、イビデン株式会社、三井化学株式会社及びヤフー株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

A イビデン株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月10日現在）：	150,860,557株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	名古屋証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数は100株

B 三井化学株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月9日現在）：	1,022,020,076株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	
内容：	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定 のない標準となる株式である。 単元株式数は1,000株

C ヤフー株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月9日現在）：	58,196,528株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所 JASDAQ（スタンダード）
内容：	単元株制度を採用していない。

7. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年4月28日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 他社株転換条項
付 円建社債（古河電気工業、オリンパス、伊藤忠商事）

(1) 発行日

2011年4月27日

(2) 売出金額

282,500,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 対象株式発行会社の名称及び住所

古河電気工業株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目2番3号

オリンパス株式会社

東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目43番2号

伊藤忠商事株式会社

大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号

(5) 理由

関連する有価証券届出書に記載の通り、2011年7月28日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される本社債の利率は、古河電気工業株式会社、オリンパス株式会社及び伊藤忠商事株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。また、1以上のこれらの株式の最終価格（上記の有価証券届出書に規定される。）がその行使価格（上記の有価証券届出書に規定される。）未満である場合には、各社債は古河電気工業株式会社、オリンパス株式会社又は伊藤忠商事株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関して所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、これらの株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、古河電気工業株式会社、オリンパス株式会社及び伊藤忠商事株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

A 古河電気工業株式会社

種類： 普通株式
発行済株式数（平成24年8月10日現在）： 706,669,179株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
大阪証券取引所（市場第一部）
内容： 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定
のない標準となる株式である。
単元株式数は1,000株

B オリンパス株式会社

種類： 普通株式
発行済株式数（平成24年8月9日現在）： 271,283,608株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
内容： 単元株式数は100株

C 伊藤忠商事株式会社

種類： 普通株式
発行済株式数（平成24年8月13日現在）： 1,584,889,504株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
大阪証券取引所（市場第一部）
名古屋証券取引所（市場第一部）
福岡証券取引所
札幌証券取引所
内容： 単元株式数は100株

8. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年5月30日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 他社株転換条項
付 円建社債（富士通、アルプス電気、川崎汽船）

(1) 発行日

2011年5月27日

(2) 売出金額

163,500,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 対象株式発行会社の名称及び住所

富士通株式会社

神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号

アルプス電気株式会社

東京都大田区雪谷大塚町1番7号

川崎汽船株式会社

兵庫県神戸市中央区海岸通8番

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、2011年8月30日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される本社債の利率は、富士通株式会社、アルプス電気株式会社及び川崎汽船株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。また、1以上のこれらの株式の最終価格（上記の発行登録追補書類に規定される。）がその行使価格（上記の発行登録追補書類に規定される。）未満である場合には、各社債は富士通株式会社、アルプス電気株式会社又は川崎汽船株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関して所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、これらの株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、富士通株式会社、アルプス電気株式会社及び川崎汽船株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

A 富士通株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月9日現在）：	2,070,018,213株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部） ロンドン証券取引所
内容：	単元株式数は1,000株

B アルプス電気株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月9日現在）：	181,559,956株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	
内容：	単元株式数は100株

C 川崎汽船株式会社

上記4を参照のこと。

9. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年6月22日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 他社株転換条項
付 円建社債（鹿島建設、富士電機、いすゞ自動車）

(1) 発行日

2011年6月21日

(2) 売出金額

273,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 対象株式発行会社の名称及び住所

鹿島建設株式会社

東京都港区元赤坂一丁目3番1号

富士電機株式会社

神奈川県川崎市川崎区田辺新田1番1号

いすゞ自動車株式会社

東京都品川区南大井六丁目26番1号

(5) 理由

関連する有価証券届出書に記載の通り、2011年8月30日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される本社債の利率は、鹿島建設株式会社、富士電機株式会社及びいすゞ自動車株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。また、1以上のこれらの株式の最終価格（上記の有価証券届出書に規定される。）がその行使価格（上記の有価証券届出書に規定される。）未満である場合には、各社債は鹿島建設株式会社、富士電機株式会社又はいすゞ自動車株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関して所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、これらの株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、鹿島建設株式会社、富士電機株式会社及びいすゞ自動車株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

A 鹿島建設株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月8日現在）：	1,057,312,022株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数は1,000株

B 富士電機株式会社

種類： 普通株式
発行済株式数（平成24年8月10日現在）： 746,484,957株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
大阪証券取引所（市場第一部）
名古屋証券取引所（市場第一部）
福岡証券取引所
内容： 権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。
単元株式数は1,000株

C いすゞ自動車株式会社

種類： 普通株式
発行済株式数（平成24年8月9日現在）： 1,696,845,339株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
内容： 権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。
単元株式数は1,000株

10. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年7月29日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 他社株転換条項付 円建社債（三井化学、コニカミノルタホールディングス、TDK）

(1) 発行日

2011年7月28日

(2) 売出金額

198,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 対象株式発行会社の名称及び住所

三井化学株式会社

東京都港区東新橋一丁目5番2号

コニカミノルタホールディングス株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目7番2号

TDK株式会社

東京都中央区日本橋一丁目13番1号

(5) 理由

関連する有価証券届出書に記載の通り、2011年10月29日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）早期償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される本社債の利率は、三井化学株式会社、コニカミノルタホールディングス株式会社及びTDK株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。また、1以上のこれらの株式の最終価格（上記の有価証券届出書に規定される。）がその行使価格（上記の有価証券届出書に規定される。）未満である場合には、各社債は三井化学株式会社、コニカミノルタホールディングス株式会社又はTDK株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関して所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、これらの株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、三井化学株式会社、コニカミノルタホールディングス株式会社及びTDK株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

A 三井化学株式会社

上記6を参照のこと。

B コニカミノルタホールディングス株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月10日現在）：	531,664,337株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数は500株

C TDK株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月10日現在）：	129,590,659株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	ロンドン証券取引所
内容：	単元株式数は100株

11. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年10月24日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（三井物産株式会社）

(1) 発行日

2011年10月21日

(2) 売出金額

500,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

三井物産株式会社

東京都千代田区大手町一丁目2番1号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、ノックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債は三井物産株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、三井物産株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、三井物産株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

上記1を参照のこと。

12. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年11月9日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（三菱商事株式会社）

(1) 発行日

2011年11月9日

(2) 売出金額

500,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

三菱商事株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、ノックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債は三菱商事株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、三菱商事株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、三菱商事株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月14日現在）：	1,653,505,751株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所（市場第一部）
	名古屋証券取引所（市場第一部）
	ロンドン証券取引所
内容：	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。
	単元株式数は100株

13. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年12月13日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（三菱電機株式会社）

(1) 発行日

2011年12月12日

(2) 売出金額

600,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

三菱電機株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、ノックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債は三菱電機株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、三菱電機株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、三菱電機株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月8日現在）：	2,147,201,551株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	ロンドン証券取引所
内容：	完全議決権株式である。 単元株式数は1,000株

14. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年1月31日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社小松製作所）

(1) 発行日

2012年1月30日

(2) 売出金額

678,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

株式会社小松製作所

東京都港区赤坂二丁目3番6号

(5) 理由

関連する有価証券届出書に記載の通り、ノックイン事由（上記の有価証券届出書に規定される。）が発生した場合には、各社債は株式会社小松製作所の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、株式会社小松製作所の普通株式の価格に基づいて決定される。したがって、株式会社小松製作所の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月9日現在）：	983,130,260株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所（市場第一部）
内容：	権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。 単元株式数は100株

15. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年2月6日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（新日本製鐵株式会社）

(1) 発行日

2012年2月3日

(2) 売出金額

500,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

新日本製鐵株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、ノックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債は新日本製鐵株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、新日本製鐵株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、新日本製鐵株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月6日現在）：	6,806,980,977株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所（市場第一部）
	名古屋証券取引所（市場第一部）
	福岡証券取引所
	札幌証券取引所
内容：	完全議決権株式である。
	単元株式数は1,000株

16. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年3月30日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（住友商事株式会社）

(1) 発行日

2012年3月29日

(2) 売出金額

1,858,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

住友商事株式会社

東京都中央区晴海一丁目8番11号

(5) 理由

関連する有価証券届出書に記載の通り、ノックイン事由（上記の有価証券届出書に規定される。）が発生した場合には、各社債は住友商事株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、住友商事株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、住友商事株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月13日現在）：	1,250,602,867株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所（市場第一部）
	名古屋証券取引所（市場第一部）
	福岡証券取引所
内容：	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。
	単元株式数は100株

17. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年4月23日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社)

(1) 発行日

2012年4月20日

(2) 売出金額

900,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、ノックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債はジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年7月30日現在）：	614,438,399株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所（市場第一部）
	名古屋証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数は100株

18. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年10月26日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項
他社株転換条項付 円建社債（新日本製鐵、三菱商事、東日本旅客鉄道）

(1) 発行日

2012年4月25日

(2) 売出金額

567,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 対象株式発行会社の名称及び住所

新日本製鐵株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

三菱商事株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目3番1号

東日本旅客鉄道株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目2番2号

(5) 理由

関連する有価証券届出書に記載の通り、ノックイン事由（上記の有価証券届出書に規定される。）が発生し、かつ1以上のこれらの株式の最終価格（上記の有価証券届出書に規定される。）がその行使価格（上記の有価証券届出書に規定される。）未満である場合には、各社債は新日本製鐵株式会社、三菱商事株式会社又は東日本旅客鉄道株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、これらの株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、新日本製鐵株式会社、三菱商事株式会社及び東日本旅客鉄道株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

A 新日本製鐵株式会社

上記15を参照のこと。

B 三菱商事株式会社

上記12を参照のこと。

C 東日本旅客鉄道株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月7日現在）：	400,000,000株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部） 名古屋証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数は100株

19. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年10月18日満期他社株転換条項および早期償還条項付円建社債（イビデン株式会社普通株式）

(1) 発行日

2012年4月17日

(2) 売出金額

1,110,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

イビデン株式会社

岐阜県大垣市神田町二丁目1番地

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、最終評価価格（上記の発行登録追補書類に規定される。）が転換価格（上記の発行登録追補書類に規定される。）未満となる場合には、各社債はイビデン株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関して所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、イビデン株式会社の普通株式の評価価格に基づいて決定される。したがって、イビデン株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

上記6を参照のこと。

20. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年10月18日満期他社株転換条項および早期償還条項付円建社債
(株式会社小松製作所普通株式)

(1) 発行日

2012年4月17日

(2) 売出金額

1,450,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

株式会社小松製作所

東京都港区赤坂二丁目3番6号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、最終評価価格（上記の発行登録追補書類に規定される。）が転換価格（上記の発行登録追補書類に規定される。）未満となる場合には、各社債は株式会社小松製作所の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関して所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、株式会社小松製作所の普通株式の評価価格に基づいて決定される。したがって、株式会社小松製作所の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

上記14を参照のこと。

21. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年10月18日満期他社株転換条項および早期償還条項付円建社債
(株式会社日立製作所普通株式)

(1) 発行日

2012年4月17日

(2) 売出金額

690,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

株式会社日立製作所

東京都千代田区丸の内一丁目6番6号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、最終評価価格(上記の発行登録追補書類に規定される。)が転換価格(上記の発行登録追補書類に規定される。)未滿となる場合には、各社債は株式会社日立製作所の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払(もしあれば)により償還される。さらに、本社債に関して所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、株式会社日立製作所の普通株式の評価価格に基づいて決定される。したがって、株式会社日立製作所の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報(以下に言及される書類に含まれる情報を含む。)の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数(平成24年8月7日現在)：	4,637,823,168株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所
	名古屋証券取引所
内容：	単元株式数は1,000株

22. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年5月10日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（東京海上ホールディングス株式会社）

(1) 発行日

2012年5月9日

(2) 売出金額

900,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

東京海上ホールディングス株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目2番1号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、ノックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債は東京海上ホールディングス株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、東京海上ホールディングス株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、東京海上ホールディングス株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月10日現在）：	769,524,375株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所（市場第一部）
内容：	単元株式数は100株

23. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年5月20日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（新日本製鐵株式会社）

(1) 発行日

2012年5月17日

(2) 売出金額

600,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

新日本製鐵株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、ノックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債は新日本製鐵株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、新日本製鐵株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、新日本製鐵株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

上記15を参照のこと。

24. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年5月31日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社小松製作所）

(1) 発行日

2012年5月30日

(2) 売出金額

979,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

株式会社小松製作所

東京都港区赤坂二丁目3番6号

(5) 理由

関連する訂正発行登録書に記載の通り、ノックイン事由（上記の訂正発行登録書に規定される。）が発生した場合には、各社債は株式会社小松製作所の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、株式会社小松製作所の普通株式の価格に基づいて決定される。したがって、株式会社小松製作所の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

上記14を参照のこと。

25. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月30日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項
他社株転換条項付 円建社債（三菱電機、村田製作所、ソフトバンク）

(1) 発行日

2012年5月29日

(2) 売出金額

344,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 対象株式発行会社の名称及び住所

三菱電機株式会社

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号

株式会社村田製作所

京都府長岡京市東神足一丁目10番1号

ソフトバンク株式会社

東京都港区東新橋一丁目9番1号

(5) 理由

関連する訂正発行登録書に記載の通り、ノックイン事由（上記の訂正発行登録書に規定される。）が発生し、かつ1以上のこれらの株式の最終価格（上記の訂正発行登録書に規定される。）がその行使価格（上記の訂正発行登録書に規定される。）未満である場合には、各社債は三菱電機株式会社、株式会社村田製作所又はソフトバンク株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、これらの株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、三菱電機株式会社、株式会社村田製作所及びソフトバンク株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

A 三菱電機株式会社

上記13を参照のこと。

B 株式会社村田製作所

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月9日現在）：	225,263,592株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部） 大阪証券取引所（市場第一部） シンガポール証券取引所
内容：	単元株式数は100株

C ソフトバンク株式会社

種類：	普通株式
発行済株式数（平成24年8月10日現在）：	1,107,728,781株
上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名：	東京証券取引所（市場第一部）
内容：	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定 のない標準となる株式である。 単元株式数は100株

26. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月21日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項
他社株転換条項付 円建社債（東芝、川崎重工業、三井物産）

(1) 発行日

2012年6月20日

(2) 売出金額

324,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 対象株式発行会社の名称及び住所

株式会社東芝
東京都港区芝浦一丁目1番1号

川崎重工業株式会社
兵庫県神戸市中央区東川崎町3丁目1番1号

三井物産株式会社
東京都千代田区大手町一丁目2番1号

(5) 理由

関連する訂正発行登録書に記載の通り、ノックイン事由（上記の訂正発行登録書に規定される。）が発生し、かつ1以上のこれらの株式の最終価格（上記の訂正発行登録書に規定される。）がその行使価格（上記の訂正発行登録書に規定される。）未満である場合には、各社債は株式会社東芝、川崎重工業株式会社又は三井物産株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、これらの株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、株式会社東芝、川崎重工業株式会社及び三井物産株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

A 株式会社東芝

発行済株式数（平成24年8月10日現在）： 4,237,602,026株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所（市場第一部）
大阪証券取引所（市場第一部）
名古屋証券取引所（市場第一部）
ロンドン証券取引所
内容： 単元株式数は1,000株

B 川崎重工業株式会社

種類： 普通株式
発行済株式数（平成24年8月9日現在）： 1,671,892,659株
上場金融商品取引所名又は
登録認可金融商品取引業協会名： 東京証券取引所
大阪証券取引所
名古屋証券取引所
内容： 権利内容に何ら限定のない標準となる株式である。
単元株式数は1,000株

C 三井物産株式会社

上記1を参照のこと。

27. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年7月24日満期 早期償還条項ノ他社株転換条項付 円建社債（株式会社小松製作所）

(1) 発行日

2012年7月23日

(2) 売出金額

600,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

株式会社小松製作所

東京都港区赤坂二丁目3番6号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、ノックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債は株式会社小松製作所の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、株式会社小松製作所の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、株式会社小松製作所の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

上記14を参照のこと。

28. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年7月24日満期 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社）

(1) 発行日

2012年7月25日

(2) 売出金額

190,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社

東京都千代田区内幸町二丁目2番3号

(5) 理由

関連する有価証券届出書に記載の通り、ノックイン事由（上記の有価証券届出書に規定される。）が発生し、かつ最終評価価格（上記の有価証券届出書に規定される。）が転換価格（上記の有価証券届出書に規定される。）未満の場合には、各社債はジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関して、2012年10月24日（その日を含む。）から満期日（その日を含まない。）又は（場合により）指定期限前償還日（その日を含まない。）までの利息計算期間に適用される利率並びにノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の普通株式の価格に基づいて決定される。したがって、ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

上記17を参照のこと。

29. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年1月17日満期 他社株転換条項および早期償還条項付円建社債
(株式会社東芝)

(1) 発行日

2012年7月18日

(2) 売出金額

430,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

株式会社東芝

東京都港区芝浦一丁目1番1号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、最終評価価格(上記の発行登録追補書類に規定される。)が転換価格(上記の発行登録追補書類に規定される。)未滿となる場合には、各社債は株式会社東芝の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払(もしあれば)により償還される。さらに、本社債に関して所定の早期償還事由が発生しているか否かは、株式会社東芝の普通株式の評価価格に基づいて決定される。したがって、株式会社東芝の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報(以下に言及される書類に含まれる情報を含む。)の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

上記26を参照のこと。

30. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年1月17日満期 他社株転換条項および早期償還条項付円建社債
(日産自動車株式会社)

(1) 発行日

2012年7月18日

(2) 売出金額

1,805,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

日産自動車株式会社

神奈川県横浜市神奈川区宝町2番地

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、最終評価価格（上記の発行登録追補書類に規定される。）が転換価格（上記の発行登録追補書類に規定される。）未満となる場合には、各社債は日産自動車株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関して所定の早期償還事由が発生しているか否かは、日産自動車株式会社の普通株式の評価価格に基づいて決定される。したがって、日産自動車株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

発行済株式数（平成24年7月30日現在）：	4,520,715,112株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	
内容：	単元株式数は100株

31. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年7月27日満期 期限前償還条項 他社株転換条項付 円建社債
(シャープ株式会社)

(1) 発行日

2012年7月26日

(2) 売出金額

500,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

シャープ株式会社

大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、ロックイン事由(上記の発行登録追補書類に規定される。)が発生し、かつ最終価格(上記の発行登録追補書類に規定される。)が行使価格(上記の発行登録追補書類に規定される。)未満の場合には、各社債はシャープ株式会社の普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払(もしあれば)により償還される。さらに、本社債に関してロックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、シャープ株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、シャープ株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報(以下に言及される書類に含まれる情報を含む。)の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

発行済株式数(平成24年8月7日現在) :	1,110,699,887株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所(市場第一部)
登録認可金融商品取引業協会名 :	大阪証券取引所(市場第一部)
	名古屋証券取引所(市場第一部)
	福岡証券取引所
	札幌証券取引所
内容 :	単元株式数は1,000株

32. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年7月25日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（ソニー株式会社）

(1) 発行日

2012年7月25日

(2) 売出金額

500,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 参照株式発行会社の名称及び住所

ソニー株式会社

東京都港区港南一丁目7番1号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、ノックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債の満期償還額（上記の発行登録追補書類に規定される。）は最終価格（上記の発行登録追補書類に規定される。）に比例して増減する。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の早期償還事由が発生しているか否かは、ソニー株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、ソニー株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

発行済株式数（平成24年8月10日現在）：	1,004,638,164株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所
	ニューヨーク証券取引所
	ロンドン証券取引所
内容：	単元株式数は100株

33. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年9月4日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（パナソニック株式会社）

(1) 発行日

2012年9月4日

(2) 売出金額

800,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 参照株式発行会社の名称及び住所

パナソニック株式会社

大阪府門真市大字門真1006番地

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、ノックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債の満期償還額（上記の発行登録追補書類に規定される。）は最終価格（上記の発行登録追補書類に規定される。）に比例して増減する。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の早期償還事由が発生しているか否かは、パナソニック株式会社の普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、パナソニック株式会社の企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

発行済株式数（平成24年8月6日現在）：	2,453,053,497 株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	大阪証券取引所（市場第一部）
	名古屋証券取引所（市場第一部）
	ニューヨーク証券取引所
内容：	単元株式数は100株

34. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年9月27日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社ニコン）

(1) 発行日

2012年9月26日

(2) 売出金額

500,000,000円

(3) 上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名

該当事項なし

(4) 償還対象株式発行会社の名称及び住所

株式会社ニコン

東京都千代田区有楽町一丁目12番1号

(5) 理由

関連する発行登録追補書類に記載の通り、ノックイン事由（上記の発行登録追補書類に規定される。）が発生した場合には、各社債は株式会社ニコンの普通株式の交付及び一定の条件に基づく現金金額の支払（もしあれば）により償還される。さらに、本社債に関してノックイン事由及び所定の期限前償還事由が発生しているか否かは、株式会社ニコンの普通株式の株価終値に基づいて決定される。したがって、株式会社ニコンの企業情報は本社債の投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される。但し、当社、関連するディーラー、関連する売出人、その他の本社債の売出しの関係者は独自に当該会社の情報に関しいかなる調査も行っておらず、以下に記載される情報（以下に言及される書類に含まれる情報を含む。）の正確性及び完全性について何ら保証するものではない。なお、以下に記載した情報は公開の情報より抜粋したものである。

(6) 当該会社の株式の内容

発行済株式数（平成24年8月8日現在）：	400,878,921 株
上場金融商品取引所名又は	東京証券取引所（市場第一部）
登録認可金融商品取引業協会名：	
内容：	単元株式数は100株

2【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

1. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年10月26日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（三井物産株式会社）

三井物産株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第93期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月21日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第94期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月13日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

(a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月22日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年9月21日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
三井物産株式会社本店	東京都千代田区大手町一丁目2番1号
三井物産株式会社中部支社	名古屋市中村区名駅南一丁目16番21号
三井物産株式会社関西支社	大阪市北区中之島二丁目3番33号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

2. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年11月10日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債 (昭和
電工株式会社)

昭和電工株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度 (第103期) (自 平成23年 1月 1日 至 平成23年12月31日)

平成24年 3月27日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間 (第104期第 2 四半期) (自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日)

平成24年 8月 8日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第
19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成24年 3月29日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
昭和電工株式会社本店	東京都港区芝大門一丁目13番 9 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

3. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年12月8日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（大平洋金属株式会社）

大平洋金属株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第86期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月28日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第87期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月9日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月28日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
大平洋金属株式会社本店	東京都千代田区大手町一丁目6番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

4. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年1月19日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債(川崎汽船株式会社)

川崎汽船株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第144期)(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

平成24年6月26日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第145期第1四半期)(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

平成24年8月10日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

(a) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月2日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
川崎汽船株式会社本店	神戸市中央区海岸通8番
川崎汽船株式会社本社	東京都千代田区内幸町二丁目1番1号
川崎汽船株式会社名古屋支店	名古屋市中村区那古野一丁目47番1号
川崎汽船株式会社関西支店	神戸市中央区栄町通一丁目2番7号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

5. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年2月4日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 他社株転換条項
付 円建社債(ダイキン工業、本田技研工業、オリックス)

ダイキン工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第109期)(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

平成24年6月28日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第110期第1四半期)(自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日)

平成24年8月9日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

上記ハ. の臨時報告書に対する訂正報告書を平成24年7月17日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
ダイキン工業株式会社本社	大阪市北区中崎西二丁目4番12号梅田センタービル
ダイキン工業株式会社東京支社	東京都港区港南二丁目18番1号JR品川イーストビル
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

本田技研工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第88期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月21日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第89期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月10日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月25日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

上記イ．の有価証券報告書に対する訂正報告書を平成24年7月20日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
本田技研工業株式会社本社	東京都港区南青山二丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

オリックス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第49期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月27日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第50期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月13日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

(a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

上記ロ．の四半期報告書に対する訂正報告書を平成24年8月15日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
オリックス株式会社本店	東京都港区浜松町二丁目4番1号 世界貿易センタービル内
オリックス株式会社 大阪本社	大阪市西区西本町一丁目4番1号 オリックス本町ビル
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

6. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年3月30日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 他社株転換条項
付 円建社債（イビデン、三井化学、ヤフー）

イビデン株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第159期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月20日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第160期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月10日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月21日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

上記イ．の有価証券報告書に対する訂正報告書を平成24年7月6日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
イビデン株式会社本店	岐阜県大垣市神田町二丁目1番地
イビデン株式会社東京支店	東京都千代田区丸の内二丁目4番1号 丸の内ビル29階
イビデン株式会社大阪支店	大阪市淀川区宮原一丁目2番6号 新大阪橋本ビル3階
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

三井化学株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第15期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第16期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月9日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

上記イ．の有価証券報告書に対する訂正報告書を平成24年9月7日に関東財務局に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
三井化学株式会社本店	東京都港区東新橋一丁目5番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

ヤフー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第17期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月20日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第18期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月9日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月21日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
ヤフー株式会社本店	東京都港区赤坂九丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

7. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年4月28日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 他社株転換条項
付 円建社債（古河電気工業、オリンパス、伊藤忠商事）

古河電気工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第190期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第191期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月10日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月2日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
古河電気工業株式会社本店	東京都千代田区丸の内二丁目2番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

オリンパス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第144期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月29日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第145期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月9日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

(a)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月1日に関東財務局長に提出

(b)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月24日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

上記イ．の有価証券報告書に対する訂正報告書を平成24年8月9日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
オリンパス株式会社本店	東京都渋谷区幡ヶ谷二丁目43番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

伊藤忠商事株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第88期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月22日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第89期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月13日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月25日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
伊藤忠商事株式会社本店	大阪府大阪市北区梅田三丁目1番3号
伊藤忠商事株式会社 東京本社	東京都港区北青山二丁目5番1号
伊藤忠商事株式会社 名古屋支社	名古屋市中区錦一丁目5番11号
伊藤忠商事株式会社 九州支社	福岡市博多区博多駅前三丁目2番1号
伊藤忠商事株式会社 中四国支社	広島市中区中町7番32号
伊藤忠商事株式会社 北海道支社	札幌市中央区北三条西四丁目1番地
伊藤忠商事株式会社 東北支社	仙台市青葉区中央一丁目2番3号
株式会社大阪証券取引所	大阪府大阪市中央区北浜一丁目8番16号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1

8. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年5月30日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 他社株転換条項
付 円建社債（富士通、アルプス電気、川崎汽船）

富士通株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第112期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月25日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第113期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月9日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月25日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
富士通株式会社本店	神奈川県川崎市中原区上小田中四丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪府中央区北浜一丁目8番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

アルプス電気株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第79期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月22日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第80期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月9日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月25日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
アルプス電気株式会社本店	東京都大田区雪谷大塚町1番7号
アルプス電気株式会社 関西支店	大阪府吹田市泉町三丁目18番14号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

川崎汽船株式会社の情報

上記4を参照のこと。

9. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年6月22日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 他社株転換条項
付 円建社債（鹿島建設、富士電機、いすゞ自動車）

鹿島建設株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第115期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月29日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第116期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月8日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月2日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
鹿島建設株式会社本店	東京都港区元赤坂一丁目3番1号
鹿島建設株式会社 関西支店	大阪府中央区城見二丁目2番22号
鹿島建設株式会社 中部支店	名古屋市中区新栄町二丁目14番地
鹿島建設株式会社 横浜支店	横浜市中区太田町四丁目51番地
鹿島建設株式会社 関東支店	さいたま市大宮区下町二丁目1番地1
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪府中央区北浜一丁目8番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

富士電機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第136期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第137期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月10日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
富士電機株式会社本店	川崎市川崎区田辺新田1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

いすゞ自動車株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第110期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月28日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第111期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月9日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

(a)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月2日に関東財務局長に提出

(b)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年9月21日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
いすゞ自動車株式会社本店	東京都品川区南大井六丁目26番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

10. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年7月29日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 他社株転換条項付 円建社債（三井化学、コニカミノルタホールディングス、TDK）

三井化学株式会社の情報

上記6を参照のこと。

コニカミノルタホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第108期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月21日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第109期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月10日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

(a)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月21日に関東財務局長に提出

(b)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月7日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

上記八．(b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成24年8月22日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
コニカミノルタホールディングス株式会社本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

TDK株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第116期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月28日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第117期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月10日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

(a)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月2日に関東財務局長に提出

(b)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月31日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

上記八．(b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成24年8月20日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
TDK株式会社本店	東京都中央区日本橋一丁目13番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

11. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年10月24日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（三井物産株式会社）

三井物産株式会社の情報

上記1を参照のこと。

12. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年11月9日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（三菱商事株式会社）

三菱商事株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（平成23年度）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（平成24年度第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月14日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

(a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月9日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
三菱商事株式会社本店	東京都千代田区丸の内二丁目3番1号
三菱商事株式会社中部支社	名古屋市中村区名駅一丁目1番4号
三菱商事株式会社関西支社	大阪市北区梅田二丁目2番22号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

13. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年12月13日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（三菱電機株式会社）

三菱電機株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第141期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月28日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第142期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月8日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

上記ハ．の臨時報告書に対する訂正報告書を平成24年7月13日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
三菱電機株式会社本店	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

14. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年1月31日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債(株式会社小松製作所)

株式会社小松製作所の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第143期)(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

平成24年6月19日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第144期第1四半期)(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

平成24年8月9日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

(a) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月22日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月12日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

上記ハ. (b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成24年8月1日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社小松製作所本店	東京都港区赤坂二丁目3番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪府中央区北浜一丁目8番16号

15. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年2月6日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（新日本製鐵株式会社）

新日本製鐵株式會社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第87期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第88期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月6日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

(a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月3日に関東財務局長に提出

(c) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月31日に関東財務局長に提出

(d) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書を平成24年9月5日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

(a) 上記ハ．(a)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

(b) 上記ロ．の四半期報告書に対する訂正報告書を平成24年9月5日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
新日本製鐵株式會社本店	東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 8 番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番 2 号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の 1

16. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年 3月30日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（住友商事株式会社）

住友商事株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第144期）（自 平成23年 4月 1日 至 平成24年 3月31日）

平成24年 6月22日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第145期第 1 四半期）（自 平成24年 4月1日 至 平成24年 6月30日）

平成24年 8月13日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

(a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成24年 6月26日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 2 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成24年 8月 1日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
住友商事株式会社本店	東京都中央区晴海一丁目8番11号
住友商事株式会社 関西ブロック（大阪）	大阪市中央区北浜四丁目5番33号
住友商事株式会社 中部ブロック（名古屋）	名古屋市東区東桜一丁目1番6号
住友商事株式会社 九州・沖縄ブロック（福岡）	福岡市博多区博多駅前三丁目30番23号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号

17. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年4月23日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債
(ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社)

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第10期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月27日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第11期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年7月30日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

該当なし。

ニ．訂正報告書

上記イ．の有価証券報告書に対する訂正報告書を平成24年7月10日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社本店	東京都千代田区内幸町二丁目 2 番 3 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 8 番20号

18. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年10月26日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項
他社株転換条項付 円建社債（新日本製鐵、三菱商事、東日本旅客鉄道）

新日本製鐵株式会社の情報

上記15を参照のこと。

三菱商事株式会社の情報

上記12を参照のこと。

東日本旅客鉄道株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第25期）（自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日）

平成24年 6 月22日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第26期第 1 四半期）（自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日）

平成24年 8 月 7 日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成24年 6 月26日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
東日本旅客鉄道株式会社本店	東京都渋谷区代々木二丁目 2 番 2 号
東日本旅客鉄道株式会社横浜支社	横浜市西区平沼一丁目40番26号
東日本旅客鉄道株式会社大宮支社	さいたま市大宮区錦町434番地 4
東日本旅客鉄道株式会社千葉支社	千葉市中央区新千葉一丁目 3 番24号
東日本旅客鉄道株式会社仙台支社	仙台市青葉区五橋一丁目 1 番 1 号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 8 番20号

19. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年10月18日満期 他社株転換条項および早期償還条項付円建社債
(イビデン株式会社普通株式)

イビデン株式会社の情報

上記 6 を参照のこと。

20. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年10月18日満期 他社株転換条項および早期償還条項付円建社債
(株式会社小松製作所普通株式)

株式会社小松製作所の情報

上記14を参照のこと。

21. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年10月18日満期 他社株転換条項および早期償還条項付円建社債
(株式会社日立製作所普通株式)

株式会社日立製作所の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第143期)(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

平成24年 6 月22日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第144期第 1 四半期)(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

平成24年 8 月 7 日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月25日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社日立製作所本店	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

22. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年5月10日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（東京海上ホールディングス株式会社）

東京海上ホールディングス株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第10期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月25日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第11期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月10日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

上記イ．の有価証券報告書に対する訂正報告書を平成24年7月31日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
東京海上ホールディングス株式会社本店	東京都千代田区丸の内一丁目2番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

23. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年5月20日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（新日本製鐵株式会社）

新日本製鐵株式會社の情報

上記15を参照のこと。

24. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年5月31日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社小松製作所）

株式会社小松製作所の情報

上記14を参照のこと。

25. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月30日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項 他社株転換条項付 円建社債（三菱電機、村田製作所、ソフトバンク）

三菱電機株式会社の情報

上記13を参照のこと。

株式会社村田製作所の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第76期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月28日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第77期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月9日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月3日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社村田製作所本店	京都府長岡京市東神足一丁目10番1号
株式会社村田製作所東京支社	東京都渋谷区渋谷三丁目29番12号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

ソフトバンク株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第32期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月22日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第33期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月10日関東財務局長に提出

八．臨時報告書

(a) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月25日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書を平成24年9月26日に関東財務局長に提出

二．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
ソフトバンク株式会社本店	東京都港区東新橋一丁目9番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

26. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月21日満期 複数株式参照型 期限前償還条項 ノックイン条項
他社株転換条項付 円建社債（東芝、川崎重工業、三井物産）

株式会社東芝の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第173期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月22日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第174期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月10日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月27日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
株式会社東芝本店	東京都港区芝浦一丁目1番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

川崎重工業株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第189期）（自 平成23年 4月1日 至 平成24年3月31日）
平成24年 6月27日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第190期第 1 四半期）（自 平成24年 4月 1日 至 平成24年 6月30日）
平成24年 8月 9日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第 19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成24年 6月28日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
川崎重工業株式会社本店	兵庫県神戸市中央区東川崎町三丁目 1 番 1 号
川崎重工業株式会社東京本社	東京都港区浜松町二丁目 4 番 1 号（世界貿易センタービル）
川崎重工業株式会社関西支社	大阪市北区堂島浜二丁目 1 番29号（古河大阪ビル）
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目 8 番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目 8 番20号

三井物産株式会社の情報

上記 1 を参照のこと。

27. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年 7月24日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債（株式会社小松製作所）

株式会社小松製作所の情報

上記14を参照のこと。

28. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年7月24日満期 ノックイン・期限前償還・他社株転換条項付 デジタルクーポン円建社債（ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社）

ジェイ エフ イー ホールディングス株式会社の情報

上記17を参照のこと。

29. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年1月17日満期 他社株転換条項および早期償還条項付円建社債（株式会社東芝）

株式会社東芝の情報

上記26を参照のこと。

30. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年1月17日満期 他社株転換条項および早期償還条項付円建社債（日産自動車株式会社）

日産自動車株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第113期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）
平成24年6月28日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第114期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）
平成24年7月30日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月28日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
日産自動車株式会社本店	神奈川県横浜市神奈川区宝町 2 番地
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号

31. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年 7 月27日満期 期限前償還条項 他社株転換条項付 円建社債
(シャープ株式会社)

シャープ株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第118期)(自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)

平成24年 6 月26日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第119期第 1 四半期)(自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 6 月30日)

平成24年 8 月 7 日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

(a)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の 2 の規定に基づく臨時報告書を平成24年 6 月28日に関東財務局長に提出

(b)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 9 号の規定に基づく臨時報告書を平成24年 7 月 9 日に関東財務局長に提出

(c)上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の 5 第 4 項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第 2 項第 3 号の規定に基づく臨時報告書を平成24年 8 月13日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
シャープ株式会社本店	大阪府大阪市阿倍野区長池町22番22号
シャープ株式会社東京支社	千葉県美浜区中瀬一丁目9番地の2
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号
証券会員制法人福岡証券取引所	福岡市中央区天神二丁目14番2号
証券会員制法人札幌証券取引所	札幌市中央区南一条西五丁目14番地の1

32. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年7月25日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債（ソニー株式会社）

ソニー株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第95期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月27日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第96期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月10日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
ソニー株式会社本店	東京都港区港南1丁目7番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号

33. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年9月4日満期 円建 早期償還条項付 参照株式株価連動社債 ()

パナソニック株式会社の情報

(1) 当該会社が提出した書類

イ．有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第105期）（自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日）

平成24年6月28日関東財務局長に提出

ロ．四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間（第106期第1四半期）（自 平成24年4月1日 至 平成24年6月30日）

平成24年8月6日関東財務局長に提出

ハ．臨時報告書

上記イ．の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年6月29日に関東財務局長に提出

ニ．訂正報告書

該当なし。

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名 称	所 在 地
パナソニック株式会社本店	大阪府門真市大字門真1006番地
パナソニック株式会社 渉外本部	東京都港区芝公園一丁目1番2号（東京パナソニックビル1号館）
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号
株式会社大阪証券取引所	大阪市中央区北浜一丁目8番16号
株式会社名古屋証券取引所	名古屋市中区栄三丁目8番20号

34. パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年9月27日満期 早期償還条項 / 他社株転換条項付 円建社債(株式会社ニコン)

株式会社ニコンの情報

(1) 当社が提出した書類

イ. 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度(第148期)(自平成23年4月1日至平成24年3月31日)

平成24年6月28日関東財務局長に提出

ロ. 四半期報告書又は半期報告書

四半期会計期間(第149期第1四半期)(自平成24年4月1日至平成24年6月30日)

平成24年8月8日関東財務局長に提出

ハ. 臨時報告書

(a) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年7月3日に関東財務局長に提出

(b) 上記イ. の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づく臨時報告書を平成24年8月8日に関東財務局長に提出

ニ. 訂正報告書

上記ハ.(b)の臨時報告書に対する訂正報告書を平成24年8月23日に関東財務局長に提出

(2) 上記書類の写しを縦覧に供している場所

名称	所在地
株式会社ニコン本店	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
株式会社東京証券取引所	東京都中央区日本橋兜町2番1号

3 【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

該当事項なし

第3【指数等の情報】

1【当該指数等の情報の開示を必要とする理由】

日経平均株価

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

(1) 当社の発行している有価証券

- (i) パークレイズ・バンク・ピーエルシー-2015年7月15日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- (ii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年9月14日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- (iii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年9月28日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- (iv) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年11月30日満期 早期償還条項 / ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債
- (v) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年11月30日満期 円建 日経平均株価連動 デジタル・クーポン社債
- (vi) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年12月29日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- (vii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年9月27日満期 早期償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債
- (viii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年10月18日満期 早期償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債
- (ix) パークレイズ・バンク・ピーエルシー-2012年11月22日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 円建社債
- (x) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2012年12月21日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- (xi) パークレイズ・バンク・ピーエルシー-2013年6月28日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 円建社債
- (xii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月29日満期 早期償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債
- (xiii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー-2013年7月12日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 円建社債
- (xiv) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2014年1月30日満期 早期償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債
- (xv) パークレイズ・バンク・ピーエルシー-2013年8月8日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 円建社債
- (xvi) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年8月7日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債
- (xvii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー-2013年9月17日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 円建社債
- (xviii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年3月30日満期 早期償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債
- (xix) パークレイズ・バンク・ピーエルシー-2013年10月4日満期 早期償還条項付 ノックイン型 日経平均株価連動 円建社債
- (xx) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年10月1日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債

- (xxi) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2015年4月27日満期 早期償還条項 ノックイン条項付 日経平均株価連動 円建社債
- (xxii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2014年5月12日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動円建社債
- (xxiii) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2014年6月6日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動円建社債
- (xxiv) パークレイズ・バンク・ピーエルシー2014年6月26日満期 早期償還条項付ノックイン型 日経平均株価連動円建社債
- (xxv) パークレイズ・バンク・ピーエルシー 2013年12月20日満期 円建 早期償還条項付 日経平均株価連動社債

本項においてこれらの社債は併せて「日経リンク債」という。

(2) 関連する有価証券届出書又は発行登録追補書類に記載の通り、利息計算期間に適用される日経リンク債の利率（利率に関しては、(1)(i)乃至(iii)、(v)及び(vi)の社債に限る。）、並びに日経リンク債に係る満期償還額及び所定の期限前償還事由の有無は日経平均株価の水準により決定される。そのため、日経平均株価についての開示を必要とする。

2 内容

日経平均株価は、選択された日本株式銘柄の複合価格の推移を示すために、日本経済新聞社が計算し公表する株価指数である。日経平均株価は、現在、東京証券取引所第一部に上場する225の株式銘柄によって構成されており、広範な日本の業種を反映している。

[次へ](#)

S&P 500 VIX 短期先物™指数トータル・リターン及びS&P 500 VIX 中期先物™指数トータル・リターン

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

(1) 当社の発行している有価証券

() iPath® VIX短期先物指数連動受益証券発行信託

() iPath® VIX中期先物指数連動受益証券発行信託

(本項において、上記受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」、本受益権の原資産である外国指標連動証券を「本外国指標連動証券」、また本外国指標連動証券の連動先である指数を個別に又は併せて「本指数」という。)

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の本指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

S&P 500 VIX短期先物™指数トータル・リターン及びS&P 500 VIX中期先物™指数トータル・リターンの特徴については、以下を参照されたい。

本指数の概要

本指数についての以下の説明は、S&P米国指数委員会規則（本指数の運営及び計算を定め、インデックス・スポンサーにより公表されている。）に基づく。本指数、S&P 500®指数及びVIX 指数に関する一部の情報も公開情報に基づいており、独立した検証は行っていない。

本指数のそれぞれは、VIX 指数を対象とする一つ又は複数の満期の先物契約への投資機会を投資家に提供することを目的としている。VIX 指数は、ボラティリティのフォワード・カーブ上の様々な時点におけるS&P 500®指数のフォワード・インプライド・ボラティリティを反映する。VIX 指数は、S&P 500®指数のプット・オプション及びコール・オプションの価格を基に計算される。本指数は、VIX 指数を対象とする関連先物契約へのアンレバレッジド投資、及び本指数の名目数値を基に得られた収益について3カ月物米国財務証券の利率による運用で得ることが可能な利子（これは本指数に再投資される。）から潜在的に稼得可能な収益を反映させることを目的としている。具体的には、S&P 500 VIX 短期先物™指数トータル・リターンは、VIX 先物契約の一番限月と二番限月の日次ベースでのローリング・ロング・ポジションからの収益を測定し、S&P 500 VIX 中期先物™指数トータル・リターンは、VIX 先物契約の四番、五番、六番及び七番限月の日次ベースでのローリング・ロング・ポジションからの収益を測定する。本指数のそれぞれのトータル・リターンの基本的特質は、3カ月物米国財務証券の利率で計上した利子を本指数の名目数値の収益に再投資しているところにある。

いくつかのウェブサイトに含まれる情報で以下に言及するものは、本書に参照として組み込まれるものではなく、本書の一部とみなされてはならない。

以下に記述するのはS&P 500[®]指数及びVIX 指数並びに先物市場一般の概観についての説明である。次いで本指数についての詳細な説明を行う。

本指数は以下に記述される「本指数の構成」及び「本指数の計算方法」に基づいて計算される。

本指数の数値の公表

各指数営業日におけるリアル・タイム及び取引終了時点の、関連する本指数の数値は、ブルームバーグ・エルピー若しくは後継者により()S&P 500 VIX 短期先物[™]指数トータル・リターンについては「SPVXSTR」、また()S&P 500 VIX 中期先物[™]指数トータル・リターンについては「SPVXMTR」のティッカー記号のもとで公表される。

本指数の過去の成果に関する情報は、かかるブルームバーグ・ティッカーを参照することによっても入手できる。

S&P 500[®] 指数

インデックス・スポンサーはS&P 500[®] 指数を公表している。S&P 500[®] 指数は、米国株式市場の全体的なパフォーマンスを示すベンチマークを提供することを目的としている。S&P 500[®] 指数の数値の日次計算は、特定時点における500社の普通株式の時価総額を1941年から1943年の基準期間における類似500社の普通株式の時価総額と比較した相対的数値を基にしている。当該500社はニューヨーク証券取引所に上場されている大企業の上位500社を指すのではなく、また当該500社のすべてが同取引所に上場されているわけではない。

インデックス・スポンサーは、米国株式市場の普通株式を母集団とした場合の産業グループの分布状況に近似するような幅広い産業グループの分布を達成する観点からS&P 500[®] 指数に含まれる会社の選定を行っている。上記の目標を達成するために、インデックス・スポンサーは、その単独の裁量においてS&P 500[®] 指数の対象となる会社を随時加除することができる。インデックス・スポンサーが採用する関連基準には、特定企業の存続可能性、所属産業グループを当該企業が代表する程度、当該企業の普通株式が広く保有されている程度、当該企業の普通株式の時価、売買状況などが含まれる。

VIX 指数

本書に記載されているVIX 指数に関する情報のすべて（VIX 指数の仕組、計算方法及び構成銘柄の入替えを含むが、これらに限られない。）は、公開情報に基づく。当該情報は、シカゴ・オプション取引所（以下「CBOE」という。）の方針を反映し、CBOEにより変更される。これらの情報の正確性、完全性については、いかなる表明又は保証も行なわれない。VIX 指数は、CBOEにより開発され、CBOE により計算され、維持され、公表されている。CBOEはVIX 指数の公表を継続する義務は一切なく、公表を中止することができる。VIX 指数は「VIX」のティッカー記号のもとでブルームバーグにより報告されている。

VIX 指数は、米国の大型株の30日先のボラティリティの市場価格を測定することを目的とするベンチマーク指数であり、S&P 500[®] 指数についての一定のプット及びコールのオプション価格を基に計算される。VIX 指数は、S&P 500[®] 指数の水準に連動する一定のオプションについて投資家が支払うプレミアムを測定する。市場が不安定な時期には、S&P 500[®] 指数のインプライド・ボラティリティ水準は通常増加し、結果、S&P 500[®] 指数に連動するオプション価格は（関連する他のすべての要因が不変か又は僅かな変化にとどまることを前提に）通常上昇する。この結果、VIX 指数の上昇がもたらされる。不安定期にVIX 指数が上昇することから、VIX 指数は米国株式市場全体の「恐怖指数」として知られている。VIX 指数は、過去の実績から見るとS&P 500[®] 指数とは逆相関性を有する。

VIX 指数の計算に必要な数式では、常時30日先のマーケット・ボラティリティを測る単位を導出するために、隣接する2つの満期についてS&P 500[®] 指数のオプション取引のうちアウト・オブ・ザ・マネーになっている一連のプット及びコールのオプションを加重した価格（以下「SPXオプション」という。）が用いられている。VIX 指数は、特定のオプション価格決定モデルからは独立して計算される。これにより特定の前提条件を基にするオプション価格決定モデルに内在する可能性のある偏りを除こうとしている。

VIX 指数は、SPXオプションによりインプライされるS&P 500[®] 指数の30日先のボラティリティを測定するが、30日物のオプション取引は月1回に限られる。指数の域に達するために最も期近な2カ月に満期を迎える一連のアウト・オブ・ザ・マネーのSPX オプション（それぞれを「一番限月オプション」と及び「二番限月オプション」という。）を選定し、任意に30暦日の期間を括れるようにしている。8日未満の満期日のSPXオプションは当初から除外される。一番限月オプションが満期日まで8日以内になる場合には、満期日の接近に伴い発生する価格形成の歪みを最小化するためにVIX 指数は二番限月と三番限月に乗り換えられる。一番限月オプションと二番限月オプションの価格を用いたモデル・フリー・インプライド・ボラティリティを加重平均のストライク・プライスに基づき計算し、各限月について単一のインプライド・ボラティリティの平均値を導き出す。次に両限月のそれぞれの算出結果を線形補間を用いて満期までの残存日数が常に30日のインプライド・ボラティリティの数値を導き出す。

VIX 指数を対象とする先物は、2004年にCBOEにより取引が開始された。VIX 指数先物の満期日は、連続して一番限月から十番限月までである。VIX 指数を対象とする先物契約により、各投資家は、VIX 指数の将来の方向若しくは値動きに関する自らの見方に基づき将来のマーケット・ボラティリティに投資することが可能になる。S&P 500[®] 指数のインプライド・ボラティリティが上昇すると見る投資家は、VIX 指数の水準が上昇することを期待してVIX 先物を買付けるであろう。逆にS&P 500[®] 指数のインプライド・ボラティリティが下落すると見る投資家は、VIX 指数の水準が下落することを期待してVIX 先物を売却するであろう。

先物市場

本指数のそれぞれは、VIX 指数を対象とする一つ又は複数の先物契約から構成される。VIX 指数を対象とする先物契約は、規制先物取引所、店頭市場並びに様々な種類の電子取引施設及び市場において取引されている。現在、本指数に含まれるすべての先物契約は、上場先物契約である。上場先物契約では、定められた限月中の、確定した価格による、特定された種類と数量の原資産又は金融商品の売買が決められている。VIX 指数は直接に売買可能な有体物ではないため、VIX 指数を対象とする先物契約では、当該契約の決済又は清算時におけるVIX 指数の水準での現金授受が定められている。先物契約では、現金決済、又は原資産若しくは金融商品の売手による引渡し（当該者の保有ポジションは「ショート」として言及される。）、買手による取得（当該者の保有ポジションは「ロング」として言及される。）が行われる特定された決済月が決められている。

先物契約の売買においては購入価格の受払いは行われず、代わりに現金又は現金同等物を「当初証拠金」として仲介業者に差入れなければならない。金額は取引決済機関により課される要件に応じて異なるが、先物契約の想定元本の5%未満であろう。この受入証拠金が先物契約の各当事者の債務に対する担保となる。

決済機関又は仲介業者に証拠金（取引所により形式は異なり得る。）を差入れることにより市場参加者は当該証拠金に対する利息を稼得することが可能となり、このため先物契約への投資から得られる実現可能な合計収益が増加する。通常、市場参加者は先物契約の値動きを受けて仲介業者との間で日々受払いしている。当該受払いは、「追加証拠金」と称され、先物契約における既存ポジションの価値の騰落に応じて行われ、このプロセスは「マーク・トゥ・ザ・マーケット」として知られている。

先物契約は組織化された取引所（米国では「指定公認市場」として知られている。）において取引される。先物契約の満期前においては、取引当事者は、流動性のある流通市場が利用可能であることを前提に、当該当事者が保有するポジションを取得した取引所において当該ポジションと反対のポジションを取ることにより当該保有ポジションの解消を選択することは随時可能である。これにより当該ポジションを終了させ、当該取引当事者の損益を確定させる。先物契約は、集中清算機関及び清算機関の会員である仲介業者（「先物取次業者」として言及される。）を通じて清算される。清算機関は、先物契約の当事者である各清算会員の取引履行を当該取引と逆サイドのポジションを事実上取ることにより保証している。清算機関は顧客に対する清算会員の債務の履行は保証しない。

株式と異なり、先物契約には、規定される条件により定められた満期があり、満期前の特定時点において直近限月の先物契約の取引は終了する。このため、市場参加者が直近の満期を迎える特定の資産又は金融商品を対象とする先物契約への投資を引続き望む場合は、満期を迎える契約を解消し、二番限月の先物契約に新たにポジションを作る必要がある。これは「乗換え（ローリング）」として言及されるプロセスである。例えば、11月のVIX指数先物にロング・ポジションを保有する市場参加者が直近限月のポジションを維持したい場合は、11月の先物契約の満期接近を受けて11月の先物を売り（これにより既存のロング・ポジションが解消される。）、12月の先物を買付ける。11月のポジションを12月のポジションに「乗換える（ロールする）」ことになり、11月の先物契約の満了時点でも当該市場参加者は引続き直近限月にロング・ポジションを保有していることとなる。

本指数の構成

本指数のそれぞれは、VIX 指数を対象とする先物契約であって満期までの期間を特定化したロング・ポジションを日次ベースで乗換えて行く先物契約から構成され、(1) 当該先物契約に対するアンレバレッジド投資、及び(2) 関連する本指数の名目数値を基に得られた収益について特定の財務証券の利率による運用で得ることが可能な利子（これは更に当該本指数に再投資される。）から潜在的に稼得可能な収益を反映させることを目的としている。

本指数のそれぞれは、日次ベースで乗換えを行うローリング指数である。日次に乗換えを行う効果の一つは、連動先の先物契約について満期までの加重平均期間を常に一定に保つことである。本指数のそれぞれは、VIX 指数を対象とする先物契約から構成される。一般に会社に対する継続的な利害関係を所持人に付与する株式とは異なり、先物契約の場合は通常、原資産若しくは金融商品の引渡しのための特定の日付が定められているか、又は VIX 指数のような指数に関連する先物契約の場合は、連動先指数の水準によって決定される金額の現金による支払のための特定の日付が定められている。以下に更に詳細に記述するように、本指数は、期近での現金決済を定める、VIX 指数を対象とする先物契約を日次ベースで売却し、期先での現金決済を定める、VIX 指数を対象とする先物契約を日次ベースで購入することにより運営される。各先物契約の乗換えは、あらかじめ決められた予定に従い各指数の営業日に発生し、関連する両先物契約について満期までの加重平均期間を常に一定に維持する効果がある。このプロセスは先物契約の「乗換え（ローリング）」として知られており、本指数のそれぞれは、「ローリング指数」である。S&P 500 VIX 短期先物™ 指数トータル・リターン基礎となる先物の満期までの恒常的加重平均期間は 1 カ月であり、S&P 500 VIX 中期先物™ 指数トータル・リターン基礎となる先物については 5 カ月である。

本指数の計算方法

本指数は先物の満期日と満期日の間の全期間にわたり連続的に乗換えを行う VIX 先物のロング・ポジションから得られる収益をモデル化している。本指数のトータル・リターンには、本指数の名目数値を基に得られた収益に対する利子並びに収益及び利子の本指数への再投資が組み込まれている。利子は 3 カ月の財務証券の利率により計上する。S&P 500 VIX 短期先物™ 指数は、一番限月と二番限月の VIX 先物契約のローリング・ロング・ポジションからの収益を測定する。この指数は、各月通して日々連続的に一番限月の VIX 先物契約から二番限月の VIX 先物契約に乗換えを行う。S&P 500 VIX 中期先物™ 指数は、四番、五番、六番及び七番限月の VIX 先物契約のローリング・ロング・ポジションからの収益を測定する。この指数は、各月通して日々連続的に四番限月の先物契約から七番限月の先物契約に乗換えを行う一方で五番及び六番の先物契約のポジションを維持する。本外国指標連動証券は、本指数のトータル・リターンに連動する。トータル・リターンには、以下に詳細を示すように、本指数の名目数値を基に得られた収益について 3 カ月物の財務証券の利率による運用で得ることが可能な利子及び関連する本指数への再投資が含まれる。

任意のS&P 500 VIX 先物の営業日である t 営業日において、本指数のそれぞれは以下のように計算される。

$$IndexTR_t = IndexTR_{t-1} * (1 + CDR_t + TBR_t)$$

ここで

$IndexTR_{t-1}$ = 前営業日（本指数が計算される任意の日として定義される。）における本指数のトータル・リターン

CDR_t = 次式により算定される先物契約の日次収益

$$CDR_t = \frac{TDWQ}{TDWI_{t-1}} - 1$$

ここで

$t-1$ = 前営業日

$TDWQ_t$ t 営業日に得られる加重合計値（本指数のそれぞれについて次式により算定される。）

$$TDWQ_t = \sum_{i=m}^n CRW_{i,t-1} * DCRP_{i,t}$$

$TDWI_{t-1}$ $t-1$ に得られる加重合計値（本指数のそれぞれについて次式により算定される。）

$$TDWI_{t-1} = \sum_{i=m}^n CRW_{i,t-1} * DCRP_{i,t-1}$$

ここで

$CRW_{i,t}$ = t 営業日における i 番限月のVIX 先物契約のロール・ウェイト

$DCRP_{i,t}$ = t 営業日における i 番限月のVIX 先物契約の日次先物契約参照価格

m = S&P 500 VIX 短期先物™ 指数については $m=1$ 、S&P 500 VIX 中期先物™ 指数については $m=4$

n = S&P 500 VIX 短期先物™ 指数については $n=2$ 、S&P 500 VIX 中期先物™ 指数については $n=7$

TBR_t = 財務証券利回り（次式により算定される。）

$$TBR_t = \left[\frac{1}{1 - \frac{91}{360} * TBAR_{t-1}} \right]^{\frac{\Delta t}{91}} - 1$$

ここで

Δt = 現営業日と前営業日との間の暦日数

$TBAR_{t-1}$ = 前営業日時点における91日物米国財務証券の直近週間最大割引率、通常、割引率は財務省により毎月曜日に公表される。銀行休業日にあたる月曜日については、前週の金曜日の割引率が適用される。ブルームバーグのティッカー記号は USB3MTA である。

先物契約の配分調整

ロール期間は、月次のCBOE VIX 先物決済日（翌月のS&P 500オプション期日の30暦日前の水曜日）の前日にあたる火曜日に開始し、翌月のCBO VIX 先物決済日の前日にあたる火曜日まで続く。このように本指数は連続して乗換えられる。現ロール期間終了後の営業日に次のロール期間が開始する。本指数のそれぞれのトータル・リターンの計算において任意の t 営業日の当該指数の各契約のロール・ウェイト（ $CRW_{i,t}$ ）は、以下のように算定される。

S&P 500 VIX 短期先物™ 指数

$$CRW_{1,t} = 100 * \frac{dt}{dt}$$

$$CRW_{2,t} = 100 * \frac{dt - dr}{dt}$$

ここで

dt = 最初に到来するCBOE VIX 先物決済日（当該日を含む。）に開始して次に到来するCBOE VIX 先物決済日（当該日は除かれる。）に終了する現在のロール期間における営業日の合計数。月間に導入された新たな休日又は予定外の市場閉鎖があっても当該営業日の数は不変とする。

dr = 翌営業日（当該日を含む。）に開始して次に到来するCBOE VIX 先物決済日（当該日は除かれる。）に終了するロール期間における営業日の合計数。新たな休日が月間に導入された場合は、当該休日より前の営業日の時点では当該休日は営業日の数に含まれる。

当該火曜日の取引終了とともにロール期間が開始し、すべてのウェイト比率が一番限月に配分される。以後、営業日毎に保有する一番限月のVIX 先物の一部分が売却され、名目で等量の二番限月のVIX 先物を買付けられる。当該一部分すなわち数量は、直前の指数乗換え日時点の一番限月のVIX 先物契約数に比例し、現在のロール期間の残存期間に反比例する。このように一番限月の先物契約の当初ポジションは、ひと月にわたって二番限月の先物契約に徐々に移し替えられ、それまで二番限月だった先物契約が新たに一番限月となる時点で次のロール期間が開始する。

上記による取引に加え、当該指数への投資残高の変動が、各先物契約の価格変動のみに起因し、取引価格の高い方の先物契約に用いるウェイトの違いが原因にならないよう、各指数の構成銘柄のウェイトも日次に調整される。

S&P 500 VIX 中期先物™ 指数

$$CRW_{4,t} = 100 * \frac{dr}{dt}$$

$$CRW_{5,t} = 100$$

$$CRW_{6,t} = 100$$

$$CRW_{7,t} = 100 * \frac{dt - dr}{dt}$$

当該火曜日の取引終了とともにロール期間が開始し、単一均等のウェイト比率が四番限月、五番限月及び六番限月の先物契約に配分される。以後、営業日毎に保有する四番限月のVIX 先物の一部分が売却され、名目で等量の七番限月のVIX 先物が買付けられる。当該一部分すなわち数量は、直前の指数乗換え日時点の四番限月VIX 先物契約数に比例し、現在のロール期間の残存期間に反比例する。このように四番限月の先物契約の当初ポジションは、ひと月にわたって七番限月の先物契約に徐々に移し替えられ、それまで五番限月だった先物契約が新たに四番限月となる時点で次のロール期間が開始する。

上記による取引に加え、当該指数への投資残高の変動が、各先物契約の価格変動のみに起因し、取引価格の高い方の先物契約に用いるウェイトの違いが原因にならないよう、各指数の構成銘柄のウェイトも日次に調整される。

基準日

S&P 500 VIX 短期先物TM 指数及びS&P 500 VIX 中期先物TM 指数の基準日は、2005年12月20日であり、その日の基準数値を100,000としている。

過去の数値の諸前提

2008年4月より前は、一番限月から七番限月まで連続してすべてのVIX 先物が上場されていたわけではなかった。過去の本指数を計算するために、以下の諸前提のもとに近傍の上場先物契約から得られたVIX 先物契約価格による線形補間を行った。

i 番限月の先物は上場されていなかったが、 $i+1$ 番限月及び $i-1$ 番限月の先物が上場されていた場合は、次の線形補間を前提とした。

$$DCRP_{i,t^2} = DCRP_{i-1,t^2} + \frac{BDays(T_i - T_{i-1})}{BDays(T_{i+1} - T_{i-1})} (DCRP_{i+1,t^2} - DCRP_{i-1,t^2})$$

i 番限月及び $i+1$ 番限月の先物は上場されていなかったが、 $i+2$ 番限月及び $i-1$ 番限月の先物が上場されていた場合は、次の線形補間を前提とした。

$$DCRP_{i,t^2} = DCRP_{i-1,t^2} + \frac{BDays(T_i - T_{i-1})}{BDays(T_{i+2} - T_{i-1})} (DCRP_{i+2,t^2} - DCRP_{i-1,t^2})$$

i 番限月、 $i+1$ 番限月、及び $i+2$ 番限月の先物が上場されていなかった場合は、次の線形補間を前提とした。

$$DCRP_{i,t^2} = DCRP_{i-1,t^2} + \frac{BDays(T_i - T_{i-1})}{BDays(T_{i-1} - T_{i-2})} (DCRP_{i-1,t^2} - DCRP_{i-2,t^2})$$

ここで

$T_i = i$ 番限月のVIX先物契約の満期日

$BDays$ = 各VIX 先物契約の満期日間の営業日の数

本指数のガバナンス

S&P 500 VIX 先物指数委員会が本指数を維持管理する。指数委員会は定期的開催される。会議の都度、指数委員会は市場の重要事象について検討を行う。また指数委員会は、配分調整及びその他の事項に関して本指数の方針を改訂することができる。

インデックス・スポンサーは、指数への変更及び市場を動かす可能性のある重大な関連事項に関する情報について検討を行う。そのため指数委員会の議論はすべて部外秘である。

商品指数

1 当該指数等の情報の開示を必要とする理由

(1) 当社の発行している有価証券

- () iPath® 商品指数連動受益証券発行信託
- () iPath® 貴金属指数連動受益証券発行信託
- () iPath® 産業用金属指数連動受益証券発行信託
- () iPath® エネルギー指数連動受益証券発行信託
- () iPath® 農産物指数連動受益証券発行信託
- () iPath® 穀物指数連動受益証券発行信託
- () iPath® ソフト農産物指数連動受益証券発行信託
- () iPath® 畜産物指数連動受益証券発行信託

(本項において、上記受益証券発行信託に係る受益権を「本受益権」、また本受益権の原資産である外国指標連動証券を「本外国指標連動証券」という。)

(2) 各本受益権に係る受託有価証券である本外国指標連動証券は、償還額がそれぞれ上記の関連指数の水準により決定されるため、これらの指数についての開示を必要とする。

2 内容

S&P GSCI[®] トータル・リターン指数の特徴については、以下の「(1)トータル・リターン指数の概要」を参照されたい。また、上記のそれ以外の7つの指数の特徴については、後記「(2)S&P GSCI[®] 農産物指数トータル・リターン」乃至「(8)S&P GSCI[®] ソフト・コモディティ指数トータル・リターン」をそれぞれ参照するとともに、以下の「(1)トータル・リターン指数の概要」中の関連する記載を参照されたい。

(1)トータル・リターン指数の概要

以下はS&P GSCI[®] 商品指数及びS&P GSCI[®] トータル・リターン指数（以下後者を「トータル・リターン指数」という。）の説明である。トータル・リターン指数の仕組、計算方法、構成銘柄の入替え及び過去のパフォーマンスを含む本書に記載されているトータル・リターン指数に関する情報のすべては公開情報に基づく。当該情報について独立した検証は行っていない。投資家は、トータル・リターン指数及び同指数のスポンサーについて独自の調査を行うべきである。

S&P GSCI[®] 商品指数及びトータル・リターン指数に関する本書掲載の情報は、iPath[®] S&P GSCI[®] 基本目論見書作成日現在のトータル・リターン指数のスポンサーの方針を反映する。S&P GSCI[®] 商品指数、トータル・リターン指数及びトータル・リターン指数のスポンサーの方針は、同スポンサーにより随時に変更される。トータル・リターン指数のスポンサーは、S&P GSCI[®] 商品指数及びトータル・リターン指数に対する著作権及び他のすべての権利を所有する。トータル・リターン指数のスポンサーは、本外国指標連動証券の募集にいかなる関与もしておらず、本外国指標連動証券の保有者としての投資家の利害を考慮する義務は一切ない。トータル・リターン指数のスポンサーは、トータル・リターン指数の公表を継続する義務は一切なく、公表を中止することができる。

トータル・リターン指数の最新の時価情報は、トータル・リターン指数のスポンサー及び多数の公開情報ソースから入手可能である。当社及びその関連会社は、トータル・リターン指数に関する公開情報の正確性、完全性についていかなる表明も行わない。また当社及びその関連会社は、トータル・リターン指数の計算、維持、公表、誤謬、欠落、又は障害に対するいかなる責任も負わない。

トータル・リターン指数は、開始以来大幅な変動を見せてきた。トータル・リターン指数の終値数値の過去の騰落傾向は、本外国指標連動証券の期間中の任意の時点におけるトータル・リターン指数の騰落見込みを示すものではない。トータル・リターン指数の構成銘柄の価格の騰落予測は不可能であり、投資家はトータル・リターン指数の過去の数値を将来のパフォーマンスの目安に用いるべきではない。当社は、トータル・リターン指数又はその構成銘柄の将来のパフォーマンスにより投資家が本外国指標連動証券の元本金額を上回る金額を満期時若しくは償還時に受領する結果をもたらすとの確約を投資家に与えることはできない。当社及び関連会社は、トータル・リターン指数のパフォーマンスについていかなる表明も行わない。

S&P GSCI® 商品指数

トータル・リターン指数はS&P GSCI® 商品指数の関連指数である。したがってS&P GSCI® 商品指数の積上げ方法に関する本項での開示は、トータル・リターン指数の積上げ方法にも関係する。次項「トータル・リターン指数」では、トータル・リターン指数のS&P GSCI® 商品指数との特徴的な相違について説明する。

S&P GSCI® 商品指数は、先進工業国の取引所で取引される実物商品を対象とする、生産量で加重された先物契約のバスケットについての独占的指数である。S&P GSCI® 商品指数は、これら商品市場の期間パフォーマンスの尺度として設計されている。S&P GSCI® 商品指数の対象商品は、主要先進工業国の関連取引所で活発に取引されている流動性のある先物契約の対象となっている実物商品に限られる。S&P GSCI® 商品指数の対象商品は、当該商品の世界経済に対する相対的重要性（指数委員会との協議を経たS&Pの見解に基づく。）を反映させるために生産量に基づき加重される。S&P GSCI® 商品指数の数値の変動は、世界市場における当該実物商品の価格変動に一般的に連動するよう意図されている。S&P GSCI® 商品指数の数値は、1970年1月2日の仮想水準が100であったように標準化されている。現在シカゴ・マーカントイル取引所にS&P GSCI® 商品指数の先物契約及び同先物契約のオプション取引が上場されている。

任意の時点でS&P GSCI® 商品指数に含まれる先物契約は、S&Pが定める一連の適格基準を充足しなければならない。まずS&Pは適格要件の一般的基準を充足する先物契約を特定する。次に先物契約の取引量及び生産量の加重要件の適用を受け先物契約の数が決定され、適格先物契約の候補リストが絞られる。この時点で該当期間の指定先物契約のリストが完成する。S&P GSCI® 商品指数の構成銘柄は毎月見直される。

以下はS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄及びその計算に用いられる方法の要約である。S&P GSCI® 商品指数の構成銘柄と加重比率の決定方法及びS&P GSCI® 商品指数の価値の計算方法は、以下に記述するS&P GSCI® 商品指数の目的と合致するように変更されることがある。S&P GSCI® 商品指数の公式な計算はS&Pが行う。

指数委員会及び指数諮問パネル

S&PはS&P GSCI® 商品指数の日々の運営・管理の監督のために「**指数委員会**」を設立している。同委員会は、各指数の分析手法と計算のすべてに責任を負う。指数委員会は、S&P社員で専門知識を有する3名の常勤メンバーとゴールドマン・サックス・グループからの2名のメンバーにより構成される。指数委員会は、会議の都度、S&P GSCI® 商品指数の構成銘柄に影響を与える可能性のある問題、商品構成を市場と比較するデータ、追加を検討する商品、及び市場の重要事象について検討を行う。また指数委員会は、商品選定ルール及びその他の事項に関して指数の方針を改訂することができる。S&Pは、指数への変更及び市場を動かす可能性のある重大な関連事項に関する情報について検討を行う。そのため指数委員会の議論はすべて部外秘である。

またS&Pは、S&P GSCI[®] 商品指数の運営面での支援を受けるために「**指数諮問パネル**」を設立している。指数諮問パネルは、年次で開催されるほかに指数委員会の要請により別途の機会にも開かれる。指数諮問パネルの主な目的は、とりわけS&P GSCI[®] 商品指数の計算、商品先物市場のパフォーマンスの尺度としてのS&P GSCI[®] 商品指数の有効性、及びS&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄又は算出方法の変更の必要性などについて指数委員会に助言することである。指数諮問パネルは、あくまでも助言及び諮問の立場で機能し、S&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄、計算及び運営に関するすべての決定は、指数委員会が行なう。指数諮問パネルの一部のメンバーは、S&Pの顧客の関係者であることを妨げない。また指数諮問パネルの一部のメンバーは、S&P GSCI[®] 商品指数に含まれる先物契約、S&P GSCI[®] 商品指数が対象とする先物取引、S&P GSCI[®] 商品指数に連動するデリバティブ商品のいずれかの取引を通じて、その時々々にS&P GSCI[®] 商品指数に投資され得る対象の関係者であることを妨げない。指数諮問パネルは毎年1度開催される。会議に先立ちS&Pは、S&P GSCI[®] 指数算出要領に記載された一般手続及びガイドラインに従い、次年度にS&P GSCI[®] 商品指数に含める予定の商品及び先物契約、並びにかかる先物契約毎の先物契約生産量加重値（下記に定義される。）を決定する。提案されたS&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄は、会議に先立ち指数諮問パネルのメンバーに回付された上で会議に提示され審議される。指数諮問パネルは、S&P GSCI[®] 商品指数の計算及び運営に係る他の重要事項についても助言を求められる。更に指数諮問パネルで審議すべき問題がある時は、必要又は可能であれば年の途中の別途の機会に会議を開くことができる。

S&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄

先物契約がS&P GSCI[®] 商品指数に含まれるためには次の適格基準を充足しなければならない。

- (a) 当該先物契約は、
- (i) 実物商品に関するものでなければならない（金融商品は不可）。
 - (ii) 将来の特定満期日若しくは特定期間を有するか、又は将来の特定時期若しくは特定期間内の引渡し若しくは決済を何らかの方法で定めているものでなければならない。
 - (iii) 満期日又は引渡し若しくは決済のために特定された別途の日若しくは期間の少なくとも5カ月前の任意の時点において売買可能なものでなければならない。

- (b) 商品は以下を充足する先物契約の対象でなければならない。
- (i) 米ドル建であること。
 - (ii) 経済協力開発機構の加盟国に主たる事業所又は営業所を持つ取引所、施設、又はその他取引プラットフォーム（以下「関連取引所」という。）において（若しくは経由して）取引されており、かつ
 - ・ 任意の時点における当該市場の合理的に信頼できる気配値水準を提供するに十分な方法と頻度をもって関連取引所の会員又は参加者に対して（S&Pが当該会員又は参加者でない場合はS&Pに対して）公示価格を一般的に利用可能にしていること。
 - ・ 月次にS&Pが行なう様々な決定に最低限必要な頻度でS&Pに対して信頼できる取引量の情報を利用可能にしていること。
 - ・ 複数の参加者又は価格提供者からのビッド及びオファーを受けていること。
 - ・ 十分に多様な参加者により利用可能であること。
 - (iii) S&P GSCI[®] 商品指数に含まれる先物契約について直近の3 ロール期間中の任意の時点で乗換えを実行する場合において、市場参加者が限月間スプレッド取引を1回の発注により執行することが可能な関連取引所で取引されていること。
- (c) 市場参加者により参照価格又はベンチマークとして使用される当該先物契約の価格（以下「日次先物契約参照価格」という。）は、一般的にS&P GSCI[®] 商品指数への組入れ提案時前の少なくとも2年間について継続的に利用可能でなければならない。但し、S&Pは場合によっては、より短い期間をもって十分とし、あるいは当該先物契約の過去の日次先物契約参照価格を類似の（若しくは関連する）先物契約の日次先物契約参照価格から導出することを決定できる。日次先物契約参照価格は、信用取引又はその他の目的のために関連取引所が公表する決済価格又はその他類似価格とすることができる（但し、そのようにしなければならないわけではない。）。
- (d) ある先物契約がS&P GSCI[®] 商品指数に組入れられた時点以降は、当該先物契約の日次先物契約参照価格は、各先物契約の営業日におけるニューヨーク市時間午前10時00分から午後4時00分までの間に、当該商品が直接取引された（若しくは経由して取引された）関連取引所により公表されなければならない。また関連取引所のすべての会員又は参加者（及びS&P）に対して同日のうちに当該関連取引所から（若しくは広く認められた第三者の情報配信元を経由して）一般に利用可能にされなければならない。当該公表は、組入れの決定がなされた日から5カ月以上先の少なくとも一つの満期日（又は決済日）の日次先物契約参照価格及び当該5カ月の期間中のすべての満期日（又は決済日）の日次先物契約参照価格を常時含んでいなければならない。
- (e) 組入れられた先物契約に関する取引量データは、組入れ決定日の直前の少なくとも3カ月間について利用可能でなければならない。

- (f) 決定を行なう時点において、ある先物契約がS&P GSCI® 商品指数に含まれていない場合であって、かつ当該先物契約の基礎である商品がS&P GSCI® 商品指数の対象ではない場合に、当該先物契約がS&P GSCI® 商品指数に当該時点で追加されるためには、対象期間中（場合によっては年率換算ベース）の米ドル取引総額は少なくとも150億米ドルなければならない。米ドル取引総額は、当該先物契約の対象商品の当該計算期間中の取引総量を同期間中の各月末日の日次先物契約参照価格の平均値に基づいて表示したドル価額である。
- (g) 決定を行なう時点において、ある先物契約が既にS&P GSCI® 商品指数に含まれている場合であって、かつ当該先物契約の基礎である商品では当該先物商品がS&P GSCI® 商品指数に含まれる唯一の先物商品である場合に、当該先物契約が当該時点以降も引続きS&P GSCI® 商品指数に含まれるためには、当該先物契約の対象期間中（場合によっては年率換算ベース）の米ドル取引総額は少なくとも50億米ドルならず、かつ決定時に用いる直近3年度のうち少なくとも1年度は少なくとも100億米ドルなければならない。
- (h) 決定を行なう時点において、ある先物契約がS&P GSCI® 商品指数に含まれていない場合であって、かつ当該先物契約の基礎である商品で既に一つ又は複数の先物契約が当該時点でS&P GSCI® 商品指数に含まれている場合に、当該先物契約が当該時点で追加されるためには、当該先物契約の対象期間中（場合によっては年率換算ベース）の米ドル取引総額は少なくとも300億米ドルなければならない。
- (i) 決定を行なう時点において、ある先物契約が既にS&P GSCI® 商品指数に含まれている場合であって、かつ当該先物契約の基礎である商品で既に一つ又は複数の先物契約が当該時点でS&P GSCI® 商品指数に含まれている場合に、前者の先物契約が当該時点以降も引続きS&P GSCI® 商品指数に含まれるためには、当該先物契約の対象期間中（場合によっては年率換算ベース）の米ドル取引総額は、少なくとも100億米ドルならず、かつ決定時に用いる直近3年度のうち少なくとも1年度は少なくとも200億米ドルなければならない。
- (j) 決定を行なう時点において、ある先物契約が既にS&P GSCI® 商品指数に含まれている場合に、当該先物契約が当該時点以降も引続き含まれるためには、少なくとも0.10%の参照ドル加重比率がなければならない。ある先物契約の参照ドル加重比率は、先物契約のCPW（以下に定義される。）に対象期間中の各月末日の日次先物契約参照価格の平均値を乗じ、これらの金額をS&P GSCI® 商品指数に含まれるすべての先物契約について合計し、当該合計額に対する各先物契約の額の比率として算定される。
- (k) 決定を行なう時点において、ある先物契約がS&P GSCI® 商品指数に含まれていない場合であって、当該先物契約がS&P GSCI® 商品指数に当該時点で追加されるには、当該先物契約は少なくとも1.0%の参照ドル加重比率がなければならない。

(1) 同一の商品を基礎にする二つ以上の先物契約が適格基準を充足する場合は、

(i) これらの先物契約は、対象期間中の各取引総量（各先物契約の対象商品の取引総量として確定される。）の順序でS&P GSCI® 商品指数に組入れられる。先ず取引総量の最大の先物契約が組入れられる。但し、当該組入れにより当該商品に帰属するS&P GSCI® 商品指数の構成部分が一定水準を超過する場合は、それ以上の組入れは行わない。

(ii) 数個の商品について同時に追加的に先物契約が組入れられる可能性がある場合は、決定を行なう時点で当該商品に帰属するS&P GSCI® 商品指数の構成部分が最小の商品について上記(1)(i)項の手續が先ず適用される。上記のその他の適格基準を条件に、当該商品を基礎とする取引総量が最大の先物商品が組入れられる。同一商品又は他の商品を基礎とする追加的な先物契約の組入れを行う前にすべての商品に帰属するS&P GSCI® 商品指数の構成部分が再計算される。その時点で当該商品に帰属するS&P GSCI® 商品指数の構成部分が最小の商品を基礎とする先物契約について上記の選定手續が繰返される。

現在24の先物契約がS&P GSCI® 商品指数への組入れ適格要件を充足している。

S&P GSCI® 商品指数に含まれている先物契約

関連取引所	商品(先物契約)	ティッカー(1)	2010 先物契約 生産量 加算値	2011 先物契約 生産量 加算値	2011 先物契約 平均参照 価格(\$)	2010 ドル加算 比率(2)	2011 参照価格 ドル加算 比率	取引 総額 (USD bn)	2011 取引量 倍率
CBT.....	小麦(シカゴ)	W	18,450.31	18,188.56	5.26 bu	3.10%	3.00%	568.9	99.7
KBT.....	小麦(カンザス)	KW	3,598.65	4,134.20	5.36 bu	0.62%	0.69%	131.6	99.7
CBT.....	トウモロコシ	C	26,774.03	28,210.87	3.80 bu	3.25%	3.37%	1,102.9	172.5
CBT.....	大豆	S	7,428.74	7,708.70	9.74 bu	2.31%	2.36%	1,692.8	378.3
ICE - US(3).....	コーヒー "C"	KC	16,656.42	16,710.00	1.44 lbs	0.77%	0.76%	293.0	203.9
ICE - US.....	砂糖 #11	SB	334,848.90	340,773.40	0.21 lbs	2.25%	2.25%	664.0	155.2
ICE - US.....	ココア	CC	3.84	4.02	3085.83 MT	0.38%	0.39%	111.0	150.3
ICE - US.....	綿 #2	CT	48,373.16	51,632.55	0.77 lbs	1.18%	1.24%	179.5	76.2
CME.....	豚赤身肉	LH	66,871.24	70,271.76	0.72 lbs	1.55%	1.59%	218.7	72.2
CME.....	生牛	LC	91,113.18	91,458.23	0.90 lbs	2.63%	2.59%	382.1	77.6
CME.....	飼育牛	FC	13,344.92	13,417.10	1.05 lbs	0.45%	0.44%	65.3	77.6
NYM/ICE.....	石油(WTI原油)	CL	14,756.45	14,314.00	77.27 bbl	36.45%	34.71%	16,347.6	247.9
NYM.....	石油(#2 灯油)	HO	69,497.32	72,571.85	2.05 gal	4.54%	4.66%	2,193.9	247.9
NYM.....	ガソリン(RBOB)	RB	68,687.43	72,504.78	2.05 gal	4.51%	4.67%	2,201.5	247.9
ICE - UK(4).....	石油(ブレント原油)	LSO	5,889.40	6,262.98	77.42 bbl	14.58%	15.22%	7,167.1	247.9
ICE - UK.....	石油(軽油)	LGO	278.63	313.68	640.44 MT	5.70%	6.30%	2,969.4	247.9
NYM/ICE.....	天然ガス	NG	28,572.22	28,797.24	4.65 MMBtu	4.24%	4.20%	5,035.9	631.5
LME.....	アルミニウム(新地金)	MAL	38.13	41.29	2081.40 MT	2.54%	2.70%	2,301.8	449.3
LME.....	銅(グレードA)	MCU	16.18	16.62	7015.31 MT	3.63%	3.66%	4,790.1	689.1
LME.....	標準鉛	MPB	7.28	7.57	2129.08 MT	0.50%	0.51%	373.7	388.7
LME.....	一次ニッケル	MNI	1.27	1.29	20388.83 MT	0.83%	0.82%	890.6	569.7
LME.....	亜鉛(スペシャル・ハイグレード)	MZN	10.26	10.68	2136.49 MT	0.70%	0.72%	930.4	683.9
CMX.....	金	GC	80.12	78.13	1143.43 oz	2.93%	2.80%	5,069.4	951.8
CMX.....	銀	SI	632.08	649.45	17.64 oz	0.36%	0.36%	927.2	1,357.1

注記：

- (1) ティッカーはロイター社のRICコードを指す。
- (2) 2010年の計算期間に用いた平均参照価格を使用。
- (3) IDNYBOT
- (4) IDIPE

S&P GSCI[®] 商品指数に含まれる各先物契約の取引量は、S&Pが定める情報ソース（国際連合世界統計年鑑、国際商品統計年鑑及びその他の公的ソース）により公表される基礎商品の生産量の5年間の平均（以下「平均世界生産量」という。）を基準に決定される。但し、商品が、生産、使用、価格、輸送、その他の要素から見て元来、地域商品であれば、S&Pは当該商品の比重を世界生産のデータによらず地域生産のデータに基づき計算することができる。

5年の移動平均は、すべての商品に関して完備したデータが入手可能な最新の5年間（計算日から起算して約2年間遡った時点が最終年）についてS&P GSCI[®] 商品指数に含まれる商品毎に毎年更新される。S&P GSCI[®] 商品指数の計算に用いられる先物契約生産量加重値すなわちCPWIは、関連商品の平均世界生産量（又は場合によっては平均地域生産量）に由来し、当該先物契約の取引総量及び対象商品の平均世界生産量（又は場合によっては平均地域生産量）に基づき計算される。

しかしながら当該先物契約の取引量が、当該商品の生産水準に対する倍率として設定基準値を下回る場合は、当該先物契約のCPWIは当該基準値を充足するまで引下げられる。これは当該商品の生産量との対比で当該先物契約の取引流動性を十分に確保することを目的としている。

S&Pはこの計算を月次ベースで行っており、ある先物契約の倍率が設定基準値を下回る場合は、S&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄は、上記の基準及び加重手続に基づき見直される。この手続をとることによりS&P GSCI[®] 商品指数は任意の年度の途中で流動性を著しく失った先物契約から流動性のより高い先物契約にシフトすることが可能になる。結果、S&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄又は加重比率の変更を随時の月次の評価日に行うことができる。また年度中における変更の有無にかかわらず、S&Pは毎年度末に、上記の基準に基づきS&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄を評価し直す。その他の商品で適格基準を充足するものがあればS&P GSCI[®] 商品指数に追加される。S&P GSCI[®] 商品指数に含まれている商品で適格基準を充足しなくなったものがあれば抹消される。

またS&Pは、S&P GSCI[®] 商品指数が商品市場のパフォーマンスの尺度の役割を確実に果たすよう、S&P GSCI[®] 商品指数の選定基準すなわちS&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄と計算用加重比率の決定方法の改訂が必要か、あるいは適切かを決定する。S&Pはその裁量においてかかる改訂のすべてを行うことができる。当社はS&PがS&P GSCI[®] の構成銘柄、S&P GSCI[®] 商品指数の数値の計算方法、S&P GSCI[®] 商品指数に関連するS&Pのその他の方針について変更を行ったかどうかを投資家に通知するいかなる義務も有していない。

限月先物契約

S&P GSCI[®] 商品指数は、活発に取引される期限の定まった先物契約から構成されるため、S&P GSCI[®] 商品指数は、特定満期日又は特定された引渡し・決済期限の先物契約（以下「限月先物契約」という。）の価格を参照することによってのみ計算を行うことができる。任意の年度においてS&P GSCI[®] 商品指数に含まれる商品毎の限月先物契約はS&Pが指定する。但し、かかる先物契約は、「活発に取引される先物契約」でなければならない。ここで「活発に取引される先物契約」とは、関連取引所が定義若しくは認定したところに従い、流動性のある、活発に取引される限月先物契約をいい、関連取引所によりかかる定義又は認定がない場合は、業界における一般的な慣行の定義に従う。活発に取引される各種先物契約の流動性を比較することは、S&PがそのいずれをS&P GSCI[®] 商品指数に含めるかの決定に際し考慮し得るポイントの一つである。

関連取引所が一つ又は複数の限月先物契約を削除した場合は、S&P GSCI[®] 商品指数は当該削除の発生年度の残存期間についてS&Pが指定した残余の限月先物契約を基礎に計算が行われる。関連取引所が特定の先物契約に関連するすべての限月先物契約の取引を中止した場合は、S&Pは当該商品の代替先物契約を指定することができる。代替先物契約は、S&P GSCI[®] 商品指数への組入れ適格基準を充足しなければならない。当該代替は、実施可能な限りS&P GSCI[®] 商品指数の構成銘柄に関する次回の月次見直し時に実施する。当該時期が実施可能でない場合は、S&Pは代替日を決定する。先物契約の詳細及び限月先物契約の内容に関する既存先物契約と代替先物契約の相違点を含む一連の要素について検討が行われる。

S&P GSCI[®] 商品指数の数値

任意の日におけるS&P GSCI[®] 商品指数の数値は、S&P GSCI[®] 商品指数の長期連続性を確認する標準化定数でS&P GSCI[®] 商品指数のドル加重合計値を除いたものに等しい。S&P GSCI[®] 商品指数のドル加重合計値は、S&P GSCI[®] 商品指数の各構成銘柄のドル加重値の合計である。任意のS&P GSCI[®] 商品指数営業日におけるS&P GSCI[®] 商品指数の各構成銘柄のドル加重値は、以下に等しい。

- ・ 日次先物契約参照価格に
- ・ 適切なCPWを乗じて得られる値に
- ・ ロール期間中は適切な「ロール・ウェイト」（以下に説明される。）を加算した値。

日次先物契約参照価格

任意の日におけるS&P GSCI[®] 商品指数の各構成銘柄のドル加重値を算出する際に用いられる日次先物契約参照価格は、関連取引所から入手可能な最新の日次先物契約参照価格である。但し、関連取引所が休業か、又はその他当該日の日次先物契約参照価格を公表することができなかった場合は、その直前日の日次先物契約参照価格が用いられる。また関連取引所が、日次先物契約参照価格を入手可能な状態にすることができなかったか、又はS&Pの合理的な判断において明白な誤りを示す日次先物契約参照価格を公表した場合は、当該計算は当該価格が入手可能になり、又は訂正されるまで延期される。但し、ニューヨーク市時間午後4時00分までに当該価格が入手可能にならないか、又は訂正されなかった場合において、S&Pが当該事情に照らして適切と判断するときは、S&P GSCI[®] 商品指数の計算の目的のために、S&Pはその合理的な判断において妥当な日次先物契約参照価格を適用対象の先物契約について決定する。なおS&P GSCI[®] 商品指数の当初数値は1970年1月2日の仮想水準が100であったように標準化されている。

ロール・ウェイト及びロール期間

商品の「ロール・ウェイト」は、先物契約のポジションは満期が近づくと、決済を行うか、又は期先の限月の先物契約への乗換えを行わなければならない事実を反映している。関係する市場で実際のポジションを期先に乗換える場合、乗換えには数日を要する可能性が高い。S&P GSCI[®] 商品指数は基礎となる先物契約への実際の投資のパフォーマンスを投影することを目的としているため、S&P GSCI[®] 商品指数に組込まれている乗換えプロセスも各月の数営業日にわたり実施される（以下「ロール期間」という。）。直近限月先物契約と乗換え先の次限月先物契約（商品指数規則の指定による二番限月先物契約）の「ロール・ウェイト」は、S&P GSCI[®] 商品指数に含まれる商品先物契約の仮想ポジションが直近限月先物契約から次限月先物契約（指定されている二番限月先物契約）に徐々に移行するよう、ロール期間中日々調整される。S&P GSCI[®] 商品指数に適用されるロール期間は、該当月の第5 S&P GSCI[®] 商品指数営業日から第9 S&P GSCI[®] 商品指数営業日（NYSEユーロネクスト・ホリデイ&アワーズ・スケジュールの決定するところによる。）とし、これらの日に各指数の計算が行われる。

ロール期間中のいずれかの日に次のいずれかの状況が存在する場合は、当該乗換え実行予定分は、かかる状況が存在しなくなる翌日まで延期される。

- ・ 直近限月先物契約及び次限月先物契約について、当該乗換えを行う予定のS&P GSCI[®] 商品指数営業日にあつて、当該限月先物契約の取引を行うか、又は経由する関連取引所が少なくとも3時間の取引時間を予定する日ではない場合において、これらの限月先物契約が当該時間の間取引できないか、又は当該限月先物契約の日次先物契約参照価格が関連取引所により公表されないこと。
- ・ 当該価格が取引所の制限価格（以下「制限価格」という。）に基づく当該限月先物契約の最高価格又は最低価格にあたること。

- ・ 関連取引所により公表された日次先物契約参照価格が明白な誤りを示しているか、又は当該価格がニューヨーク市時間午後4時00分までに公表されないこと。この場合、S&Pは日次先物参照価格を決定し、かかる価格に基づき当該乗換えの該当部分を完了することができる（その義務はない。）。但し、関連取引所が翌日の取引開始前に価格を公表した場合には、S&Pはそれに応じて当該乗換えの該当部分を修正する。
- ・ 当該先物契約取引が予定の大引け時刻より前に終了すること。

上記の状況がロール期間中継続する場合には、影響を受けた先物契約の乗換えは、当該状況がもはや存在しなくなる翌日に全体について執行する。

トータル・リターン指数

先物契約の日次収益率

S&P GSCI[®] 商品指数は構成銘柄の価格水準に基礎を置いているが、トータル・リターン指数の計算は、先物契約の日次収益に基礎を置いている。先物契約の日次収益率とは、あるS&P GSCI[®] 商品指数営業日から翌S&P GSCI[®] 商品指数営業日の間のS&P GSCI[®] 商品指数のドル加重合計値の変化率として定義される。任意の日における先物契約の日次収益率は、当該任意日の直前のS&P GSCI[®] 商品指数営業日におけるS&P GSCI[®] 商品指数のドル加重合計値を当該任意日の直前のS&P GSCI[®] 商品指数営業日にS&P GSCI[®] 商品指数に投資して当該任意日に得られる金額を、当該任意日の直前のS&P GSCI[®] 商品指数営業日におけるS&P GSCI[®] 商品指数のドル加重合計値で除して求められる数値から1を差引いたものに等しい。

トータル・リターン指数の数値

トータル・リターン指数は、S&P GSCI[®] 商品指数の収益、引渡しの接近に伴う期先の先物契約への仮想ポジションの乗換えによる減価又は増価、及びS&P GSCI[®] 商品指数に含まれる商品先物契約の全額担保付仮想ポジションから得られる利息を組入れている。

任意のS&P GSCI[®] 商品指数営業日のトータル・リターン指数の数値は、(1)直前のS&P GSCI[®] 商品指数営業日におけるトータル・リターン指数の数値に(2)先物契約の日次収益率と計算日の財務証券の利回りの合計に1を加えた数値を乗じ、(3)直前のS&P GSCI[®] 商品指数営業日以降の非S&P GSCI[®] 商品指数営業日について財務証券の利回りに1を加えた数値を乗じた積に等しい。財務証券の利回りは、特定の財務証券に等しい利率でのS&P GSCI[®] 商品指数への仮想投資からの収益である。

トータル・リターン指数の当初数値は1970年1月2日の仮想水準が100であったように標準化されている。

(2)S&P GSCI® 貴金属指数トータル・リターン

(以下「S&P GSCI® 貴金属指数」という。)

S&P GSCI® 貴金属指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、貴金属商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® 貴金属指数は、スタンダード・プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® 貴金属指数は、金及び銀から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は主として世界の生産量を加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® 貴金属指数の構成

現在、S&P GSCI® 貴金属指数は、本商品指数に含まれている貴金属（金及び銀）に関係する2つの上場先物契約から構成される。

S&P GSCI® 貴金属指数の計算及び公表

スタンダード・プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、数分毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード・プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® 貴金属指数については「SPGCPMTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

(3)S&P GSCI® 産業用メタル指数トータル・リターン

(以下「S&P GSCI®産業用メタル指数」という。)

S&P GSCI® 産業用メタル指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、産業用メタル商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® 産業用メタル指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® 産業用メタル指数は、アルミニウム、銅、鉛、ニッケル及び亜鉛の各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は、主として世界の生産量で加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® 産業用メタル指数の構成

現在、S&P GSCI® 産業用メタル指数は、本商品指数に含まれている産業用メタルに関係する5つの上場先物契約（アルミニウム、銅、鉛、ニッケル及び亜鉛）から構成される。

S&P GSCI® 産業用メタル指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® 産業用メタル指数については「SPGCINTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

(4)S&P GSCI® エネルギー指数トータル・リターン

(以下「S&P GSCI® エネルギー指数」という。)

S&P GSCI® エネルギー指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、エネルギー市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® エネルギー指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® エネルギー指数は、ブレント原油、原油、軽油、灯油、天然ガス及びRBOBガソリン各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は主として世界の生産量で加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® エネルギー指数の構成

現在、S&P GSCI® エネルギー指数は、本商品指数に含まれているエネルギー関連商品に関係する6つの上場先物契約（ブレント原油、原油、軽油、灯油、天然ガス及びRBOBガソリン）から構成される。

S&P GSCI® エネルギー指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® エネルギー指数については「SPGCENTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

(5)S&P GSCI® 農産物指数トータル・リターン

(以下「S&P GSCI® 農産物指数」という。)

S&P GSCI® 農産物指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、農産物市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® 農産物指数は、スタンダード & プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® 農産物指数は、ココア、コーヒー、トウモロコシ、綿、カンザス小麦、大豆、砂糖及び小麦の各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は、主に世界の生産量で加重して計算され、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® 農産物指数の構成

現在、S&P GSCI® 農産物指数は、本商品指数に含まれている農産物商品に関係する8つの上場先物契約（ココア、コーヒー、トウモロコシ、綿、カンザス小麦、大豆、砂糖及び小麦）から構成される。

S&P GSCI® 農産物指数の計算及び公表

スタンダード & プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード & プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® 農産物指数については「SPGCAGTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

(6)S&P GSCI® 穀物指数トータル・リターン

(以下「S&P GSCI® 穀物指数」という。)

S&P GSCI® 穀物指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、穀物商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® 穀物指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® 穀物指数は、トウモロコシ、カンザス小麦、小麦、大豆及びシカゴ小麦の各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は、主として世界の生産量で加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® 穀物指数の構成

現在、S&P GSCI® 穀物指数は、本商品指数に含まれている穀物に関係する4つの上場先物契約（トウモロコシ、カンザス小麦、大豆及びシカゴ小麦）から構成される。

S&P GSCI® 穀物指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® 穀物指数については「SPGCGRTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

(7)S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数トータル・リターン

(以下「S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数」という。)

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、ソフト・コモディティ市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数は、スタンダード&プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数は、ココア、砂糖、コーヒー及び綿の各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は、主として世界の生産量を加重して計算されており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数の構成

現在、S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数は、本商品指数に含まれているソフト・コモディティに関係する4つの上場先物契約（ココア、砂糖、コーヒー及び綿）から構成される。

S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数の計算及び公表

スタンダード&プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、数分毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® 商品指数の相場を公表している。

スタンダード&プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® ソフト・コモディティ指数については「SPGCSFTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

(8)S&P GSCI® 畜産物指数トータル・リターン

(以下「S&P GSCI®畜産物指数」という。)

S&P GSCI® 畜産物指数は、S&P GSCI® 商品指数のサブ・インデックスの一つであり、畜産物商品市場の投資パフォーマンスに関して一般に利用可能な信頼性の高いベンチマークを投資家に提供している。同指数は取引が容易で市場参加者がアクセスし易い、取引コスト効率の優れた指数となるように設計されている。

指数の算出方法

S&P GSCI® 畜産物指数は、スタンダード & プアーズにより計算される一連のサブ・インデックスの一つであり、多くの商品分野にまたがるS&P GSCI® 商品指数の構成銘柄（農産物、エネルギー、産業用メタル、貴金属、ソフト・コモディティ及び畜産物）の一つである。S&P GSCI® 畜産物指数は、飼育牛、豚赤身肉及び生牛の各商品から構成される。

S&P GSCI® 商品指数は、主として世界の生産量で加重して計算しており、活発な流動性のある先物市場の対象である実物商品から構成される。指数における各商品の加重比率は、入手可能な最近5年間のデータに基づく平均生産量により決定される。生産量による加重は、指数の取引容易性を維持する一方で世界経済における各構成商品の相対的重要性を反映させることを目的としている。

S&P GSCI® 畜産物商品指数の構成

現在、S&P GSCI® 畜産物指数は、本商品指数に含まれている畜産物に係する3つの上場先物契約（飼育牛、豚赤身肉及び生牛）から構成される。

S&P GSCI® 畜産物商品指数の計算及び公表

スタンダード & プアーズは、S&P GSCI® 商品指数の数値及びサブ・インデックスの各数値を、継続的に、営業日毎に、計算し、公表し、数分毎に更新している。また多数のデータ配信元がS&P GSCI® の相場を公表している。

スタンダード & プアーズは、各指数及び各サブ・インデックスの公式な日次清算価格を毎S&P GSCI® 商品指数営業日の東部時間午後4時00分から午後6時00分の間にブルームバーグに公表しており、S&P GSCI® 畜産物指数については「SPGCLVTR Index」のティッカー記号のもとで公表されている。

2 【当該指数等の推移】

1 日経平均株価の過去の推移（日経平均株価終値ベース）

（単位：円）

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
	最高	18,261.98	14,691.41	10,639.71	11,339.30	10,857.53	
	最低	14,837.66	7,162.90	7,054.98	8,824.06	8,160.01	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2012年 1月	2012年 2月	2012年 3月	2012年 4月	2012年 5月	2012年 6月
	最高	8,883.69	9,723.24	10,255.15	10,109.87	9,380.25	9,006.78
	最低	8,378.36	8,809.79	9,576.06	9,458.74	8,542.73	8,295.63

出所：ブルームバーグ・エルピー

（注）上記の情報は、投資家に対して参考のために記載するものであり、かかる価格の過去の推移は将来の動向を示唆するものではなく、日経リンク債の時価を示すものでもない。また、過去の上記の期間においてかかる価格が上記のように変動したことによって、かかる価格が日経リンク債の存続期間中に同様に変動することを示唆するものではない。

2 S&P 500 VIX短期先物指数トータル・リターン及びS&P 500 VIX中期先物指数トータル・リターンの過去の推移

(1) S&P 500 VIX短期先物指数トータル・リターンの過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
	最高	82,463.75	231,276.81	201,239.88	55,191.95	23,578.85	
	最低	37,098.72	52,422.68	51,794.15	14,794.51	8,124.61	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2012年 1月	2012年 2月	2012年 3月	2012年 4月	2012年 5月	2012年 6月
	最高	13,742.60	11,615.99	10,748.15	8,341.43	9,414.15	9,287.49
	最低	10,676.31	9,657.61	6,396.97	6,631.66	6,599.32	6,178.01

出所：ブルームバーグ・エルピー

（注）過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

(2) S&P 500 VIX中期先物指数トータル・リターンの過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
	最高	135,348.0	271,938.3	259,239.3	226,275.0	174,086.5	
	最低	71,070.9	115,105.3	170,344.4	146,112.2	108,096.6	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2012年 1月	2012年 2月	2012年 3月	2012年 4月	2012年 5月	2012年 6月
	最高	136,090.4	131,010.9	131,084.3	116,747.5	122,101.9	125,402.0
	最低	124,233.9	118,010.2	105,942.8	104,685.8	103,126.4	104,359.9

出所：ブルームバーグ・エルピー

（注）過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

3 S&P GSCI® トータル・リターン指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
	最高	7,539.980	10,898.100	4,679.488	4,943.414	5,775.291	
	最低	5,044.779	3,532.270	3,116.661	3,822.464	4,370.013	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2012年 1月	2012年 2月	2012年 3月	2012年 4月	2012年 5月	2012年 6月
	最高	5,076.432	5,387.618	5,370.093	5,260.464	5,166.598	4,532.030
	最低	4,925.129	4,971.871	5,135.113	5,046.065	4,478.230	4,226.179

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

4 S&P GSCI® 貴金属指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
	最高	1,142.416	1,373.669	1,586.193	1,914.765	2,559.965	
	最低	842.696	907.726	1,040.956	1,353.779	1,760.295	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2012年 1月	2012年 2月	2012年 3月	2012年 4月	2012年 5月	2012年 6月
	最高	2,286.335	2,378.513	2,288.851	2,213.053	2,171.920	2,123.672
	最低	2,095.565	2,261.673	2,156.710	2,119.189	1,993.917	1,997.854

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

5 S&P GSCI® 産業用メタル指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
	最高	2,419.285	2,391.674	1,712.565	1,992.422	2,105.769	
	最低	1,766.732	878.154	853.248	1,365.330	1,464.001	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2012年 1月	2012年 2月	2012年 3月	2012年 4月	2012年 5月	2012年 6月
	最高	1,757.882	1,764.288	1,743.040	1,668.722	1,650.793	1,498.168
	最低	1,542.809	1,642.641	1,631.242	1,585.464	1,489.033	1,433.865

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

6 S&P GSCI® エネルギー指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
	最高	1,959.861	3,034.863	1,076.877	1,072.414	1,272.483	
	最低	1,164.791	768.945	646.341	836.192	926.357	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2012年 1月	2012年 2月	2012年 3月	2012年 4月	2012年 5月	2012年 6月
	最高	1,139.690	1,220.776	1,213.016	1,189.193	1,170.143	971.006
	最低	1,090.429	1,093.363	1,164.551	1,141.482	984.471	895.665

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

7 S&P GSCI® 農産物指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
	最高	854.9259	1,063.176	663.4862	832.8478	910.0845	
	最低	579.9322	475.3717	509.4039	474.4398	637.9559	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2012年 1月	2012年 2月	2012年 3月	2012年 4月	2012年 5月	2012年 6月
	最高	708.5639	713.5579	717.1305	712.1090	694.9222	732.7446
	最低	665.7615	685.5139	676.9169	670.5290	633.8039	621.1657

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

8 S&P GSCI® 穀物指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
	最高	651.2006	818.8612	483.7593	511.9322	561.8282	
	最低	404.6290	343.6535	334.9547	312.7316	386.5212	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2012年 1月	2012年 2月	2012年 3月	2012年 4月	2012年 5月	2012年 6月
	最高	435.2256	440.1135	449.1261	445.0522	447.5734	481.2271
	最低	398.7615	420.6099	415.1831	417.1508	406.8340	399.2251

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

9 S&P GSCI® ソフト・コモディティ商品指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
	最高	82.1545	101.2934	89.6398	133.6096	153.8975	
	最低	66.7404	52.1522	55.8451	64.8538	104.6939	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2012年 1月	2012年 2月	2012年 3月	2012年 4月	2012年 5月	2012年 6月
	最高	114.4701	112.6269	110.5303	108.7069	101.8902	96.2667
	最低	108.2971	108.4015	105.6388	101.4011	89.2836	86.6538

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。

10 S&P GSCI® 畜産物商品指数の過去の推移

最近5年間の 年度別最高・最低値	年度	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
	最高	3,960.312	3,272.964	2,467.743	2,264.662	2,430.882	
	最低	3,268.746	2,328.408	1,927.697	1,996.505	2,049.491	
最近6カ月の 月別最高・最低値	年度	2012年 1月	2012年 2月	2012年 3月	2012年 4月	2012年 5月	2012年 6月
	最高	2,291.510	2,334.769	2,333.101	2,163.903	2,153.745	2,183.545
	最低	2,212.751	2,265.487	2,126.257	2,047.826	2,048.766	2,082.331

出所：ブルームバーグ・エルピー

(注)過去の推移は将来の成果の目安とはならない。